警備業法施行規則及び警備員等の検定等に 関する規則等の一部改正について

令和元年8月30日公布

目 次

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について(通達) (令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第22号)	. 1
警備業法等の解釈運用基準について(通達) (令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第23号)	21
警備員等の検定の運用について(通達)	67
登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する 細目的な解釈運用基準について(通知)	101

原議保存期間	30年(令和32年3月31日まで)
有効期間	一種

庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 各都道府県警察の長 警察庁丙生企発第22号令和元年8月30日警察庁生活安全局長

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について(通達) 本日、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第24 号。以下「改正府令」という。)、警備員等の検定等に関する規則の一部を改 正する規則(令和元年国家公安委員会規則第4号。以下「改正規則」という。) 及び警備員教育を行う者等を定める規程の一部を改正する規程(令和元年国家 公安委員会告示第30号。以下「改正告示」という。)が制定され、公布の日(令 和元年8月30日)から施行されることとなった。

今回の改正の趣旨、概要等は以下のとおりであるので、各都道府県警察にあっては、これを踏まえ、その適切な運用を図られたい。

なお、以下この通達において、改正府令による改正後の警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号)を「府令」と、改正規則による改正後の警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)を「規則」という。

記

第1 警備業法施行規則の一部改正

1 警備員教育における教育時間数及び教育頻度の見直し等(府令第38条第3項、第4項及び第5項、第66条並びに附則第2条、第3条及び第4条関係)

(1) 改正の趣旨

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあること等を踏まえ、昭和58年に、警備員に対する指導・教育を充実させること等を目的として公布・施行された警備業法施行規則による規制強化を見直すこととした。

(2) 概要

ア 教育時間数及び教育頻度の見直し(別添2-1及び2-2参照)

(ア) 新たに警備業務に従事させようとする警備員に対する教育の時間

数については、改正府令による改正前の警備業法施行規則(以下「旧府令」という。)に定める教育時間数の3分の2に短縮することとした。また、実地教育の方法によることができる業務別教育の教育時間数の上限は、原則、実施する業務別教育の教育時間数を2で割った時間数としたが、基本教育と業務別教育のいずれも行う必要のある警備員については、実地教育へ過度な時間配分がなされないよう、上限を調整することとした。

- (イ) 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育については、教育頻度を半年の教育期ごとから年度ごとに改め、年間の教育時間数を旧府令に定める教育時間数の16分の10に短縮することとした。また、主として従事させる警備業務の区分が変更された警備員については、旧府令において新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させる警備員として業務別教育を行うこととされていたところ、前述の教育時間数を行えば足りることとした。
- イ 基本教育と業務別教育の教育時間数の統合 基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある警備員については、 基本教育と業務別教育の教育時間数を統合することとした。
- ウ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、警備業者は、年度ごとに記載された教育計画書(府令第66条第1項第5号)及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類(同項第6号)を年度ごとに作成し、営業所に備えることとした。

(3) 留意事項

- ア 府令の改正前に行われた令和元年度中の警備員教育の教育時間数については、改正後の教育時間数に計上できる。
- イ 現に警備業務に従事させている警備員に対する教育頻度が、半年の 教育期ごとから年度ごとに改められたことに伴い、以下のとおり営業 所の備付け書類に関する経過措置が設けられた。
 - (7) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行の 目前に終了した教育期に係る教育計画書(旧府令第66条第1項第5 号)及び警備員教育に係る実施年月日、内容等を記録した書類(同 項第6号)についての府令第66条第2項の規定の適用については、 なお従前の例によることとした(改正府令附則第2条第1項)。
 - (イ) 改正府令の施行の際現に営業所に備えている、改正府令の施行の日の属する教育期に係る教育計画書(旧府令第66条第1項第5号)

の保存期間については、改正府令の施行の日の前日から2年間とした(改正府令附則第2条第2項)。

- (ウ) 本年度の教育計画書(府令第66条第1項第5号)については、施 行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経 過規定を置くこととした(改正府令附則第3条)。
- (エ) 改正府令の施行前にした行為及び(ア)によりなお従前の例による こととされる場合における改正府令の施行後にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例によることとした(改正府令附 則第4条)。
- 2 警備員教育における実施可能な講義の方法の拡大(府令第38条第2項関係)
 - (1) 改正の趣旨

現在、各種資格取得時の法定講習等において、電気通信回線を使用した方法により行う教育の規定が設けられ、既に普及が進んでいるところである。警備員教育における講義の方法については、これまで、対面による講義の方法に限定されていたところ、受講者の利便性の向上等を図る観点から、一定の要件を付した上で、電気通信回線を使用して行う講義の方法を認めることとした。

(2) 概要

警備員教育における講義の方法に、電気通信回線を使用して行う講義の方法を含むこととした。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、対面による講義の方法と同等の教育効果を担保するため、

- 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること
- 受講者の受講の状況を確認できるものであること
- 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるもので あること
- 質疑応答の機会が確保されているものであること の要件のいずれにも該当するものに限ることとした。

第2 警備員等の検定等に関する規則の一部改正

- 1 空港保安警備業務及び雑踏警備業務における配置基準の見直し(規則第 2条関係)
 - (1) 改正の趣旨

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を 場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ICT 等の技術の進展を踏まえ、空港保安警備業務及び雑踏警備業務を行う場所の範囲や区域を特定するに当たっては、ICT等の技術の利用の状況を勘案するものとする。

(2) 概要

ア 空港保安警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の一の項において、警備業者は、空港保安警備業務を行う場所ごとに一級検定合格警備員を配置して、警備業務を実施させなければならないこととされているところ、当該場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案することとした。

イ 雑踏警備業務における配置基準の見直し

規則第2条の表の四の項において、警備業者は、雑踏警備業務を行う場所が、当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上、2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごとに一人以上の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を配置する必要があるとされているところ、当該区域を特定するに当たっては、情報通信技術の利用の状況を勘案することとした。

2 登録講習機関による講習会の実施基準の見直し(規則第17条関係)

改正規則による改正前の警備員等の検定等に関する規則においては、国家公安委員会の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習会につき、講師一人当たりの受講者数が制限(学科講習40人以下、実技講習10人以下)されていた。

しかしながら、現在では、パソコン等視聴覚教材の活用等により、より多くの受講者に対し、効果的な講習を実施することが可能となっており、こうした講習はもとより、試験を引き続き適切に実施することにより、講師一人当たりの制限を撤廃したとしても検定合格警備員の質は担保できるものと考えられることから、当該制限を撤廃することとされた。

第3 その他・参考

今回の府令改正に伴い、警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号)について、所要の規定の整備を行うこととされた。なお、府令及び規則の解釈及び運用の基準については、別に発出する通達「警備業法等の解釈運用基準について(通達)」(令和元年8月30日付け警察庁丙生企発第23号)で示すとおりである。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課 企画法制第三係 (800-3052) 警 備 業 係 (800-3024)

(添付資料)

別添1 改正府令本文

別添2-1 新任教育の教育時間数 (新旧比較)

別添2-2 現任教育の教育時間数 (新旧比較)

別添3 改正規則本文

別添4 改正告示本文

2 第三十八条

略

(教育)

新たに警備業務に従事させ ようとする警備員

ハロイ

警備業務実施の基本原則に関すること。 警備員の資質の向上に関すること。

に関すること

警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令

せようとする警備員 新たに警備業務に従事さ

1

警備業務実施の基本原則に

十五時間

(最近三年間に

関すること、

警備員の資質の向上に関す

が通算して一年以上であ警備業務に従事した期間

る警備員及び警察官の職

ること。

警備員の区分

教

育

事

項

〇内閣府令第二十四号

官

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十一条第二項、第四十五条及び第五十四条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。 令和元年八月三十日

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)の一部を次のように改正する。

対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を

げる教育事項について行う教育とする。 警備員を除く。)の区分に応じ、警備業務に関する基本的な知識及び技能に係る同表の下欄に掲 証明書」という。)の交付を受けている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている 基本教育は、次の表の上欄に掲げる警備員(法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格 改 正 後 2 **第三十八条** 同上

改 正

前

同表の中欄に掲げる教育事項について、 掲げる警備員(法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受け ている警備員及び指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員を除く。)の区分に応じ、 基本教育は、警備業務に関する基本的な知識及び技能についての教育とし、次の表の上欄に 警備員の区分 同表の下欄に掲げる教育時間数以上行うものとする。 教 育 事 項 教育時間数

内閣総理大臣

安倍

晋三

官

			[同上]					[略]	
事項	育	教	警備業務の区分		事 項	育	教	警備業務の区分	
			同上	3	 	技能に係る同志表の上欄に掲げ	ため必要な知識及びして従事させる次の	ついて行う教育とする。 当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる教育事項に当該警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に係る同表の下欄に掲げる警備業務の区分に応じ、 業務別教育は、警備員を主として従事させる次の表の上欄に掲げる警備業務の区分に応じ、	3 つ 当 数 業
お育についてこれと同等の知識経験がある者のとする。 (同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲明る数音事項について(同表の一の項ロに掲げる教育事項について記練の方法) によるものとする。 として基本教育を行つた日の属する教育期として基本教育を行つた日の属する教育なるない。	・	同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。 同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。 同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。 同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。 によるものとし、その他の表の二の項に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法(同表の一の項口に掲げる教育事項について方法。 前業務に従事させようとする警備員として基本教育については、当該警備員に対し新た所とのでの項に掲げる教育事項については、当該警備員に対し新たの表の一の項に掲げる整備員に対し新たの表の一の項に掲げる整備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たの表の一の項に掲げる整備員として基本教育を行つた日の属する教育期間項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。	備考 一 基本教育は、指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者に、同項の下欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲ここの表の中欄に掲げる教育事項についての教育は、講義の方法(同表の一の項ニ及びホ並びに二の項ハに掲記を動育の表の上ででの教育にあっては、講義の方法又は実技訓練の方法によるものとする。の教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法)によるものとする。の教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法)によるものとする。の教育にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法)によるものとする。は、同項の下欄に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新たに警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する教育期に警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する教育期に警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する教育期は、同項の下欄に掲げる時間数の教育を行わなくてもよい。	借	指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験がある者に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項ハに掲に掲げる教育事項のうち、同表の一の項二及びホ並びに二の項ハに掲いての教育は、講義の方法及び実技訓練の方法によるものとし、そについての教育は、講義の方法(同表の一の項口に掲げる教育事項にあつては、講義の方法又は実技訓練の方法)によるものとし、その講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電の講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電の講義の方法は、次のいずれにも該当するものに限る。人であるかどうかを確認できるものであること。構業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。機会が確保されているものであること。	についてこれと についてこれと なの一の項二及 なの一の項二及 なの一の項二及 を放っ一の項二及 を放っ一の項二及 を放っ一の項二及 を放っ一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一の項二及 を表の一のの項二及 を表の一のの項二及 を表の一ののの方法) を表の一ののの方法) を表の一のののの方法) を表の一のであること。 のること。 のること。 のること。	任者又は当該教育についてこれと同窓できる者が行うものとする。 育事項のうち、同表の一の項二及び計算義の方法又は実技訓練の方法 教育は、講義の方法及び実技訓練の方法 教育は、講義の方法(同表の一の項二及び計算。 表の方法又は実技訓練の方法)に対象がは、教本、視聴覚教材等必要な教材法は、教本、視聴覚教材等必要な教材をのを含む。とする。ただし、電気器ものを含む。とする知識の習得の状況を確認できるものであること。	基本教育は、 基本教育は、 基本教育は、 「一」	備
教育期(四月一日から九月三十日までの期間及び月三十日までの期間とす三十一日までの期間とする。以下同じ。)ごとに、三時間		イ 警備業務実施の基本原則にイ 警備業務実施の基本原則に 回 警備業法その他警備業務の 正な実施に必要な法令に関すること。 すること。 は関への連絡その他応急の措 機関への連絡その他応急の措 であること。	現に警備業務に従事させ	=	警備業務実施の基本原則に関すること。 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令 関すること。 関すること。	警備業務実施の基本原則に関すること。 警備業法その他警備業務の適正な実施に関すること。 関すること。	ハ ロイ	現に警備業務に従事させている警備員	=1
にあつた期間が通算して 一年以上である警備員に あつては、五時間)	こそ 急 令 業 の 常	ハ 警備業法その他警備業務の 適正な実施に必要な法令に関 適正な実施に必要な法令に関 世長関への連絡その他応急の措 機関への連絡その他応急の措 世間に関すること。		_	事故の発生時における警察機関への連絡その他応急措置に関すること。 措置に関すること。 おようの他の護身の方法に関すること。 おようでは、おようでは、おようでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	関における警察	コ 事故の発生時におけれ、 護身用具の使用方法 と。		→

二

を受けている警備員で当該指導

業務別教育

指導教育責任者資格者証の交付 に従事させようとするもの又は

種別の警備業務以外の警備業務 警備員で当該合格証明書に係る 警備員以外の警備員

二の項から七の項までに掲げる

基本教育及び業務別教育

二十時間

教育の種類

教育時間数

警備員の区分

合格証明書の交付を受けている

務に従事させようとするもの 業務の区分以外の区分の警備業 教育責任者資格者証に係る警備

(三の項及び六の項に掲げる警

備員を除く。)

備考 業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、当 れと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して当 警備員に係る業務別教育については、それぞれ当該各号に定める時間数は、当該教育を ある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる 該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験が 該警備業務に従事している警備員が行う実地教育の方法によることができる。 受けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、こ

[加える。]

るものとする。第四号において同じ。)又は五時間のいずれか少ない時間数を超えない 未満の端数があるときは一時間に切り上げ、三十分未満の端数があるときは切り捨て 数のうち、業務別教育の時間数を二で除した時間数(当該時間数に三十分以上一時間 次項の表の一の項及び七の項に掲げる警備員 これらの項の下欄に掲げる教育時間

二 次項の表の二の項に掲げる警備員 を超えない時間数 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、 五時間

三 次項の表の三の項に掲げる警備員 を超えない時間数 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、 二時間

教育の時間数を二で除した時間数又は二時間のいずれか少ない時間数を超えない時間 次項の表の六の項に掲げる警備員 同項の下欄に掲げる教育時間数のうち、業務別

を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事さ 区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、同表の下欄に掲げる教育時間数以上行 備業務に係るものを除く。)及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械 せようとするもの並びに合格証明書又は指導教育責任者資格者証(法第二条第一項第一号の警 合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付 うものとする。 新たに警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該 **備業務に従事させようとするものを除く。**)に対する教育は、 次の表の上欄に掲げる警備員の 4

官

時間数以上行うものとする 前項の業務別教育は、次の表の上欄に掲げる警備員の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる教育

	_	
付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の期間が通算して一年以上であるもの(合格証明書の交とする警備員で最近三年間に当該警備業務に従事した新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させよう	新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させようとする警備員(合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備業務に従事させようとするもの、機械警備業務に従事させようとする警備員を除く。)	警備員の区分
	十 五時間	教育時間数

官

七	六	五	四	三
警備業務の区分の警備業務に従事させようである警備業務に従事させようである警備業務に従事させようとするもの又は警察官の職にある事情異で当該区分以外のとするもの又は警察官の職にある。	最近三年間に業務別教育に係る 警備業務の区分の警備業務に従 である警備員で当該区分の警備 業務に従事させようとするもの (三の項及び五の項に掲げる警備員を除く。)	交付を受けている警備員で機械 警備業務に従事させようとする もののうち、最近三年間に警備 もののうち、最近三年間に警備 で供来した期間が通算して 一年以上であるもの又は警察官 の職にあつた期間が通算して一	機械警備業務管理者資格者証の を付を受けている警備員で機械 もの(五の項及び六の項に掲げ もの(五の項及び六の項に掲げ	合格証明書の交付を受けている 警備員で当該合格証明書に係る 整備員で当該合格証明書に係る 語学教育責任者資格者証の交付 を受けている警備員で当該指導 教育責任者資格者証に係る警備 がに従事させようとするものの 務に従事させようとするものの うち、最近三年間に当該警備業 務に従事した期間が通算して一
基本教育及び業務別教育	基本教育及び業務別教育	基本教育	基本教育	業務別教育
十二時間	七時間	三時間	十時間	三時間

備考

がある者として国家公安委員会が定める者が行うものとする。ただし、この表の一の該警備業務の区分に係る指導教育責任者又は当該教育についてこれと同等の知識経験

業務別教育は、講義の方法及び実技訓練の方法により、警備業務の区分ごとに、

| 警備業務に従事させようとするもの、指導教育責任者 | 資格者証の交付を受けている警備業務の区分の警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務に従事させようとする警備員で機械警備業務に従事させている | 要情業務に従事させている警備員で当該指導教育責任者資格者証の交付を受けているもの及び機械警備業務に従事させている | 下條る種別の警備業務に従事させている事は | 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で、当該合格証明書 | 指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で、当該合格証明書 | 指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備 | 業務に従事させているものを除く。)

けるべき警備員一人に対して警備業務の区分に応じた一人以上の指導教育責任者、

る教育時間数のうち、それぞれ八時間又は三時間を超えない時間数は、当該教育を受項又は二の項に掲げる警備員に係る業務別教育については、これらの項の下欄に掲げ

れと同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者又は二年以上継続して

現に警備業務に従事させている警備員(合格証明書(国家公安委員会が定めるものに限る。) ある警備員(二の項から六の項つた期間が通算して一年以上で までに掲げる警備員を除く。)

5 |

指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備 の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び 警備員の区分に応じ、同表の中欄に掲げる教育の種類について、毎年度、同表の下欄に掲げる 業務の区分の警備業務に従事させているものを除く。)に対する教育は、次の表の上欄に掲げる 教育時間数以上行うものとする。

[項を加える。]

る警備員で当該合格証明書に係 明書(国家公安委員会が定める 二の項に掲げる警備員以外の警 区分の警備業務に従事させてい 証に係る警備業務の区分以外の 員で当該指導教育責任者資格者 格者証の交付を受けている警備 いるもの又は指導教育責任者資 る種別の警備業務に従事させて ものを除く。)の交付を受けてい 種別の警備業務以外の警備業務 警備員で当該合格証明書に係る るもの に従事させているもの、合格証 合格証明書の交付を受けている 警備員の区分 業務別教育 基本教育及び業務別教育 教育の種類 十時間 六時間 教育時間数

に警備業務に従事させようとする警備員として基本教育を行つた日の属する年度は、 この表の一の項に掲げる警備員に係る基本教育については、当該警備員に対し新た

一 この表に掲げる警備員に係る業務別教育については、当該警備員に対し新たに警備 業務に従事させようとする警備員として業務別教育を行つた日の属する年度は、当該 業務別教育に係る警備業務の区分に関しては、 行わなくてもよい。 行わなくてもよい。

(警備員の名簿等)

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 二 5 四 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、 時間数、実施者の氏名及び対象と

する警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

5 |

同上

(警備員の名簿等)

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。 五 教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、 □~四 同上] 方法、時間数、実施者の氏名及び対象

とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六条第二項の規定の適用については、

令の施行の日前に終了した教育期

「新令」という。)第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

官

第

条 この府令は、

行期日) 附

則

経過措置)

ないことを確認する旨を付記した書類 となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りが 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、 方法、時間数、実施者の氏名及び対象

2 かなければならない。 六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えてお 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の から一年間、 前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、 前項第五号及び第

3 ればならない 第一項第五号に掲げる教育計画書は、 当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなけ

> 象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤り、 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対 がないことを確認する旨を付記した書類

2

日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、 六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えて おかなければならない。 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、 当該警備員が退職した後においても、その退職 実地に指導した日から二年間、 前項第五号及び第

ければならない。 第一項第五号に掲げる教育計画書は、 当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかな

3

備考

表中の

公布の日から施行する。 の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則(以下「旧令」という。)第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類(この

(旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。)に係るものに限る。)についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則(以下「旧令」という。)第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類(この府

/条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日の成行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書(この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。) についての新令第六十

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 ければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第二十四号)の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。 第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかな

新任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 現行で30時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則改正前(20時間以上(現行の3分の2))に短縮。
- ③ ②の短縮を踏まえ、警備員の区分に応じ、必要な教育時間数を、それぞれ3分の2(※)に短縮。
- ④ 業務別教育の教育時間数の短縮を踏まえ、実地教育の上限の教育時間数を2分の1(※)に短縮。なお、基本教育と業務別教育の両方を行う必要がある場合は、実地教育の上限の教育時間数を、実施する業務別教育の教育時間数の2分の1(※)とする。
- ※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てした時間とする。

		教育区分	新任教育【現行】			新任教育【新】			改正規則の 該当条文
警備員の区分		基本教育	業務別教育	実地教育の上限	基本教育	業務別教育	実地教育の上限	【規則第38条 第4項】	
一般の警備員 (教育の免除・短	豆縮の対	象とならない警備員)	15時間以上	15時間以上	8時間	20時[間以上	実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の一の項
当該警備業務に就く場合		免除	免除	-	免除	免除	_	柱書	
検定の合格 証明書の交付を受けている者 当該警備業務経験者 当該警備業務経験者		定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
		免除	免除	_	免除	免除	-	柱書	
検定の合格 証明書の交 付を受けてい	当該検	定業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
る者		当該警備業務経験者	免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項
警備員指導	当該警	備業務に就く場合	免除	免除	_	免除	免除	-	柱書
教育責任者 資格者証の 交付を受けて	当該資	格業務以外に就く場合	免除	15時間以上	8時間	免除	10時間以上	5時間	表の二の項
いる者当該警備業務経験者		免除	5時間以上	3時間	免除	3時間以上	2時間	表の三の項	
機械警備業	当該警	備業務に就く場合	15時間以上	免除	_	10時間以上	免除	-	表の四の項
務管理者資 格者証の交 付を受けてい		警備業務経験者	5時間以上	免除	_	3時間以上	免除	-	表の五の項
る者		元警察官	5時間以上	免除	_	3時間以上	免除	-	表の五の項
警備業務経	当該警	備業務に就く場合	5時間以上	5時間以上	3時間	7時間	『 以上	実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限2時間)	表の六の項
験者(※1)		備業務以外に就く場合	5時間以上	15時間以上	8時間	13時[間以上	実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の七の項
元警察官(※2)		5時間以上	15時間以上	8時間	13時[間以上	実施する業務 別教育の1/2 の教育時間数 (上限5時間)	表の七の項

^{※1} 警備業務経験者・・・最近3年間に警備業務に従事した期間が通算して1年以上である警備員(業務別教育は従事させようとする当該警備業務に係るものに限る。)

^{※2} 元警察官…警察官の職にあった期間が通算して1年以上ある警備員

現任教育の教育時間数(新旧比較)

【教育時間数の算出方法】

- ① 免除の規定を受けず、基本教育及び業務別教育の両方を行う必要がある場合は、教育時間数を統合。
- ② 教育の頻度を、半年に1度の教育期ごとから、現行規則の改正前の1年ごとに変更。
- ③ 現行で年度ごとに16時間以上必要な警備員の教育時間数を、現行規則の改正前(年度ごとに10時間以上(現行の16分の10))に短縮。
- ④ ③を踏まえ、業務別教育のみ必要な警備員に対する教育時間数を、それぞれ16分の10(※)に短縮。
- ※ 割り切れない場合、30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てした時間とする。

	教育区分	現任教育	育【現行】	現任教	育【新】	改正規則の 該当条文
警備員の区名		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育	【規則第38条 第5項】
一般の警備員 (教育の免除の	の対象とならない警備員)	半年(教育期) ごとに 3時間以上	半年(教育期) ごとに 5時間以上		ごとに 引以上	表の一の項
警備業務1級 検定の合格 証明書の交	当該検定業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除	柱書
証明書の文 付を受けてい る者	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備業務2級 検定の合格 証明書の交	当該警備業務に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
証明書の文 付を受けてい る者	当該検定業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項
警備員指導 教育責任者 資格者証の	当該警備業務に就いている場合	免除	免除	免除	免除	柱書
資格有証の 交付を受けて いる者	当該資格業務以外に就いている場合	免除	半年(教育期) ごとに 5時間以上	免除	年度ごとに 6時間以上	表の二の項

官

〇国家公安委員会規則第四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十八条、第二十三条第六項及び第二十八条の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和元年八月三十日 国家公安委員会委員長

山本

順三

警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

る対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 る複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続す 改正前欄に掲げ

			笹
[略]		業務を実施させなければならない。業務を実施させなければならない。警備員空港保安警備業務 1 空港	第二条 警備業者は、前条各号に掲げた (特定の種別の警備業務の実施基準) 改
	係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書)という。)の交付を受けている警備員(以下「一級検定合格警備員」という。) 警備員」という。) 警備員」という。) 警備員」という。) 整備員」という。) 格警備員」という。) 格警備員」という。)	四条に規定する一級の検定に生ならない。	3警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、不各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表のよの実施基準) 正 後
	エックス線透視装置が設置される場所ごとに、一人以上	人数とに、一人とに、一人	がる警備員を、同表の下欄に掲げる人数を配置して、当該種別に係る警備前条各号に掲げる警備業務を行うときは、次の表の上欄に掲げる種別に応業務の実施基準) 正 後
[旧山]		一空港保安警備業務	第二条 [同上]
	係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書)という。)の交付を受けている警備員(以下「一級検定合格警備員」という。) 整備員」という。) 整備員」という。) 整備員」という。) 整備員」という。) 格警備員」という。) 格警備員」という。)	四条に規定する一級の検定に生産の発に規定する一級の検定に	業務の実施基準) 正 正
	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	人数とに、一人とに、一人	前

-14-

備考 備考 備考 備考 備考	[略]	四 雑 踏 警 備 業 務
の他の航空機に持ち込 会金属探知機、エッケ 会金属探知機、エッケ 会金属探知機、エッケ を金属探知機、エッケ ができぬで欄の区域		2 雑路警備業務に係る一級検定合格警備員 定合格警備員又は二級検定合 を管備員
び配置の状況、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案すの他の航空機に持ち込まれる物件の検査(以下「手荷物等検査」という。)の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情をより、の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を。。 1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当1の下欄の空港保安警備業務を行う場所の範囲を特定するに当		雑踏警備業務を行う場所(当該 展上当該場所が二以上の区域に 区分される場合に限る。)ごと に、一人 ・ (当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が二以上の 正の確保上当該場所が二以上の 区域に区分される場合には、そ れらの区域ごと)に、一人以上
「加える。]	[同上]	四雑路警備業務
		2 経路警備業務に係る一級検管備員 又は二級検定合格警備員 と
		株路警備業務を行う場所(当該場所の広さ、当該場所の広さ、当該場所において人数及び配置の状況その他の事情により当該雑路警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑路警備業務を行う場所ごとに、一人として、一人数及び配置の状況その他の事情により当該雑路警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑路警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その時間員の人数及び配置の状況をの実施の適正の確保上当該場所により当該雑路警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況をの実施の適正の確保上当該場所により当該雑路警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況を向下が二以上の区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場合には、それらの区域に区分される場所におり当該場所においる場所においる場所においる。

この規則は、公布の日から施行する。

備考

表中の

の記載は注記である

附

則

(講習会の実施基準)

第十七条

[一~四 略] [号を削る。]

五~十四四 略

別表第一(第六条関係)

空港保安警備業務 略 種 別 学科試験 試験区分 略 こと。 手荷物等検査に関する 略 略 科 目 1 2 5 5 高度に専門的な知識を有するこ 手荷物等検査用機械器具の構 作動原理及び機能に関する 判 略 定 の 基 準

> 第十七条 (講習会の実施基準)

□~四 同上] 同 上

五 学科講習の受講者の数は講師一人につき四十人以下とし、実技講習の受講者の数は講師― 人につき十人以下とすること。

六~十五 [同上]

別表第一(第六条関係)

[一号ずつ繰り上げる。]

空港保安警備業務 同上 種 別 学科試験 試験区分 同上 ること。 検査」という。)に関す 検査(以下「手荷物等 に持ち込まれる物件の 手荷物その他の航空機 同 上 同上 科 目 1 2 5 5 ること。 の構造、作動原理及び機能に関 物等検査用機械器具」という。) 装置その他の手荷物等検査に用 する高度に専門的な知識を有す いられる機械器具(以下「手荷 金属探知機、 判 同上 定 の エックス線透視 基 準

-16-

○国家公安委員会告示第三十号

令和元年8月30日 金曜日

正し、令和元年八月三十日から施行することとしたので、告示する。 令和元年八月三十日

警備業法施行規則(昭和五十八年総理府令第一号)第三十八条第三項及び第五項の規定に基づき、警備員教育を行う者等を定める規程(平成八年国家公安委員会告示第二十一号)の一部を次のように改

国家公安委員会委員長

山本

順三

—17—

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

,	17年27 50 1	亚唯口		(7/17)	
		する一級の検定に係る合格証明書とする。	はた力を有する者として都道付票公安委員会があらかごも指定する者 一方場合に限る。) 一方場合に限る。) 一方場合に関する。 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は、 一方は		改 正 後
と認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行と認められるもの(当該合格証明書に係る警備業務の区分の警備業務に係る業務別教育を行業続して一年以上従事しており、かつ、警備員の指導及ひ教育について十分な能力を有する		第三条 府令第三十八条第四項の表の備考の一の国家公安委員会が定める者は、次の各号のいず (業務別教育を行うことができる者)		第二条 府令第三十八条第四項の表の三の項の国家公安委員会が定める合格証明書は、検定規則第四条に規定する一級の検定に係る合格証明書とする。	改 正 前

備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四

分な能力を有する者として都道府県公安委員会があらかじめ指定する者

前各号に掲げる者のほか、府令第三十八条第一項に規定する業務別教育を行うについて十

五

警備業務に係る業務別教育を行う場合に限る。) 法第四十二条第二項に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者(機械

原議保存期間	10年(令和12年3月31日まで)
有効期間	- 種(令和12年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先)

各 附 属 機 関 の 長 各 地 方 機 関 の 長 警察庁丙生企発第23号令和元年8月30日警察庁生活安全局長

警備業法等の解釈運用基準について (通達)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)等の解釈及び運用の基準については、「警備業法等の解釈運用基準について(通達)」(平成27年12月21日付け警察庁丙生企発第132号。)により示達しているところであるが、本日、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第24号)及び警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則(令和元年国家公安委員会規則第4号)が制定され、公布の日(令和元年8月30日)から施行されることになったことに伴い、同基準を新たに別添のとおり定めたので、部内はもとより事業者等にも周知の上、法の解釈及び運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

警備業法等の解釈運用基準

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)、警備業法施行令(昭和57年政令第308号。以下「令」という。)、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。)、警備業の要件に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。)、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習等規則」という。)、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)及び警備員教育を行う者等を定める規程(平成8年国家公安委員会告示第21号。以下「規程」という。)の施行に関し必要な解釈運用の基準は、次のとおりとする。

目次

- 第1 目的(法第1条関係)
- 第2 定義(法第2条関係)
- 第3 警備業の要件(法第3条関係)
- 第4 認定(法第4条関係)
- 第5 認定手続及び認定証(法第5条関係)
- 第6 認定証の有効期間の更新(法第7条関係)
- 第7 認定の取消し(法第8条関係)
- 第8 営業所の届出等(法第9条関係)
- 第9 変更の届出(法第11条関係)
- 第10 認定証の返納等(法第12条関係)
- 第11 名義貸しの禁止(法第13条関係)
- 第12 警備員の制限(法第14条関係)
- 第13 警備業務実施の基本原則(法第15条関係)
- 第14 服装(法第16条関係)
- 第15 護身用具(法第17条関係)
- 第16 特定の種別の警備業務の実施(法第18条関係)
- 第17 書面の交付(法第19条関係)
- 第18 苦情の解決(法第20条関係)
- 第19 警備業者等の責務(法第21条関係)
- 第20 指導教育責任者(法第22条関係)
- 第21 検定(法第23条関係)
- 第22 欠格条項(法第25条関係)
- 第23 登録基準(法第26条関係)

- 第24 講習会の実施に係る義務(法第28条関係)
- 第25 業務規程(法第30条関係)
- 第26 機械警備業務の届出(法第40条関係)
- 第27 機械警備業務に係る廃止等の届出(法第41条関係)
- 第28 機械警備業務管理者(法第42条関係)
- 第29 即応体制の整備(法第43条関係)
- 第30 基地局の備付書類(法第44条関係)
- 第31 警備員の名簿等(法第45条関係)
- 第32 報告の徴収及び立入検査(法第46条・第47条関係)
- 第33 指示(法第48条関係)
- 第34 営業の停止等(法第49条関係)
- 第35 行政手続法の適用除外(法第51条関係)
- 第36 方面公安委員会への権限の委任(法第53条関係)
- 第37 公安委員会間の連絡等
- 第38 平成16年改正法の経過措置(平成16年改正法附則関係)

第1 目的(法第1条関係)

法の目的は、警備業務の実施の適正を図ること、すなわち、警備業務の実施に伴う 違法又は不当な事態の発生を防止し、あわせて、警備業務の適切な実施を促進するこ とにある。したがって、警備業者等に対する指導及び監督は、このような法の目的に 資するものでなければならないことに留意すること。

第2 定義(法第2条関係)

- 1 「警備業務」の定義
 - (1) 法第2条第1項中「他人の需要に応じて行う」とは、他人との契約に基づき、他人のために行うことをいい、「他人」とは、当該業務を行う者以外の個人、法人等をいう。当該業務が「他人の需要に応じて行う」ものでない他の業務に包摂される場合には、警備業務に該当しないこととなるが、当該業務が警備業務以外の業務に付随して行われるからといって、直ちに「他人の需要に応じて行う」ものでないとは言えないことに留意すること。

なお、次のような業務は、警備業務に該当しない。

- 運送業者が通常の運送業務の内容として必要とされる範囲内で自己の従業員 を自己の車両に乗車させるなどして、運送品の積卸し等に伴って盗難等の事故 の防止を行う程度の業務
- 倉庫業者が通常の倉庫業の業務の内容として必要とされる範囲で自己の従業 員を倉庫等に配置して受託品の盗難等の事故の防止を行う程度の業務
- 建設業者が通常の建設業の業務の内容として必要とされる範囲で自己の従業員を配置して建設工事に伴う事故の防止を行う程度の業務
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の規定により事業者がその従業員を使用して行う労働災害防止の業務

- デパート等においてその従業員が通常必要とされる範囲で行う保安業務
- 飛行場において行う航空機の誘導業務
- 貸ビル業者が通常必要とされる範囲で自己の所有建物においてその建物自体の保全管理を行う業務(賃借人との契約に基づいて事故の発生を警戒し、防止する業務は、警備業務に該当する。)
- (2) 法第2条第1項第1号中「事務所、住宅……遊園地等」は、施設の例示であり、工場、学校等のほか海水浴場、湖等に設けられた施設等は警備業務対象施設に該当する。

法第2条第1項第1号に規定する、警備業務対象施設における「盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務」とは、単に盗難の発生を警戒し、防止するのみならず、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に損害を及ぼすおそれのある市民生活の安全と平穏に関する犯罪、事故その他の危険な事態の発生を警戒し、防止する業務と解され、これらの事故の代表的なものである盗難を例示して、この種の業務の態様を捉えているものである。したがって、「盗難等の事故」には、当該施設における活動の正常な運行を妨げ、又は施設の正常な状態を損なうような、市民生活の安全と平穏に関する緊急の対処の必要な事象全般を含むと解される。

- (3) 法第2条第1項第3号中「現金、貴金属、美術品等」には、有価証券等の貴重 品や核燃料物質等の危険物、危険な動物等が含まれる。
- (4) 法第2条第1項第4号に規定する「人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務」とは、人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある人の身体の安全と平穏に関する犯罪、事故その他の危険な事態の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務と解され、「人の身体に対する危害」には、人の身体の安全と平穏に関する緊急の対処が必要な事象全般を含むと解される。
- (5) 法第2条第1項各号中「警戒し、防止する」とは、事故又は危害の発生につながる情報を把握する目的を持った活動を行い、事故又は危害の発生につながる情報を把握した場合には、その発生を防止するために必要な措置を行い、事故又は危害が発生した場合には、その被害の拡大を防止するために必要な措置を執ることを含むものと解される。例えば、警備業務対象施設内において、異常な挙動その他の周囲の事情から合理的に判断して、適当な保護者を伴わず、応急の救護を要すると信ずるに足る相当な理由のある者を発見して警察に通報したり、出血して倒れている負傷者を救出したりする行為は「警戒し、防止する」業務に含まれる。
- (6) いわゆる緊急通報サービスを行う民間事業者が、緊急通報サービスに係る業務 委託契約書等において、その事業の目的に応じて、「警戒し、防止する」対象を 病気、けが等による緊急事態に限定していたとしても、当該「病気、けが等によ る緊急事態」に、「盗難等の事故」及び「危害」によるものが含まれる可能性が あるので、当該業務委託契約書等の内容、当事者の意思及び業務の実態に照らし、

これらの発生の警戒、防止等法第2条第1項第1号又は第4号に規定する業務に 該当する業務を含む場合があることに留意すること。

列車、航空機その他の交通機関に乗務し、乗客等による粗暴行為等の事故の発生を警戒し、防止する業務は、法第2条第1号及び第4号の業務に該当する。 なお、水先人の業務は、警備業務ではない。

2 「警備業」の定義

法第2条第2項中「営業」とは、営利の目的で同種の行為を反復継続して行うことをいう。当該業務実施者が公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)である場合であっても、営利の目的がある場合があることに留意すること。

3 「警備員」の定義

法第2条第4項に規定する「警備員」とは、「警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するもの」をいい、ここでいう「従業者」とは、警備業者との雇用契約に基づいて警備業務に従事する者のほか、雇用契約以外の契約に基づき、警備業務に従事する者を意味する。この場合において、警備業務に従事しているか否かについては、警備業者からの指揮監督の下に、当該業務に関する労務を提供した事実の有無、労務に対する給料、報酬その他の対価の受領の有無等の事情を総合的に判断して、当該業務への関与の度合いを評価して判断するべきである。

4 「機械警備業務」の定義

法第2条第5項に規定する「機械警備業務」とは、「警備業務用機械装置」を使用して行う法第2条第1項第1号の警備業務をいう。また、「警備業務用機械装置」とは、各種センサー、非常通報装置等を用いた機器の全体をいうが、受信機器が当該警備業務対象施設以外の施設に設置されている場合に限っているため、同一建造物の内部で完結しているような装置は警備業務用機械装置ではないことに留意すること。

いわゆる緊急通報サービスが警備業務に該当する場合において、対象者の所持する緊急通報装置により感知した事故等の発生に関する情報を、当該高齢者宅等に設置する機器を通じて、当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置を使用して当該業務を行うときは、警備業務用機械装置を使用して、法第2条第1項第1号の警備業務を行うと解されることから、当該緊急通報サービスは、法第2条第5項に規定する機械警備業務に該当することとなる。

一方、対象者の所持する携帯型発信器により感知した危害等の発生に関する情報 を、当該装置から直接、当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、 及び受信するための装置を使用して当該業務を行うときは、当該緊急通報サービス は、法第2条第1項第4号の警備業務に該当し、機械警備業務に該当しない。

第3 警備業の要件(法第3条関係)

1 第1号関係

法第3条第1号該当の有無については、原則として、登記事項証明書及び市区町

村長の証明書(府令第4条第1項第1号ハ)による書面審査により判断すること。

2 第2号関係

- (1) 法第3条第2号該当の有無については、申請者の本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること。
- (2) 法第3条第2号の規定は、刑の執行猶予の言渡しを受けてその期間が経過した場合又は大赦若しくは特赦があった場合には適用がないことに留意すること。

3 第3号関係

- (1) 法第3条第3号該当の有無については、原則として、2(1)の前科照会の結果及び部内資料により判断すること。
- (2) 法第3条第3号該当の有無については、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が既存の資料や調査結果に基づいて認定するものであるが、検察庁又は裁判所の処分結果が不起訴(起訴猶予を除く。)又は無罪の場合は、原則として、同号に該当しないものとして取り扱うこと。
- (3) 法第3条第3号中「警備業務に関し」とは、警備業務を行うに当たって違反が行われた場合、警備業者又は警備員の立場を利用して違反が行われた場合等警備業務に密接に関連して違反が行われた場合をいい、勤務時間中の行為であっても全く私行上のものは含まれず、勤務時間外の行為であってもその立場を利用して行われたものは含まれる。
- (4) 要件規則第1条第2号中「違法な行為」とは、同号に列挙された罪に当たる行為で違法性阻却事由のないものをいい、責任要素までは必要としないが、違法性は必要である。
- (5) 法第3条第3号の要件に係る欠格期間の起算日は、検挙の日でなく当該重大な不正行為をした日であることに留意すること。

4 第4号関係

- (1) 法第3条第4号には、次のような者が該当する。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。 以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力 団員」という。)
 - イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(法第3条第4号に該当しないと認める特段の事情がある者を除く。)
 - ウ 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等(犯 罪率、反復性等)から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者
 - エ 過去10年間に暴力的不法行為等(要件規則第2条)を行ったことがあり、 その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者
- (2) 法第3条第4号該当の有無については、申請者の氏名(フリガナを含む。)、性別及び生年月日を所定の電磁的方法により記録したデータ(以下「申請者データ」という。)を添えて、暴力団対策主管課長に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当するか否かを照会するほか、必要に応じ、2(1)の前科照会の結果、部内資料、家族、知人等に対する聞込み等による日常の素行

の調査等により、総合的にぐ犯性を判断すること。 なお、上記については、刑事局組織犯罪対策部と協議済みである。

5 第5号関係

(1) 法第3条第5号該当の有無については、申請者データを添えて暴力団対策主管 課長に照会すること。

なお、上記については、刑事局組織犯罪対策部と協議済みである

- (2) 法第3条第5号中の暴対法第12条の規定による命令を受けた者とは、暴力団員に暴力的要求行為(同法第2条第7号)をするよう依頼したり、暴力団員による暴力的要求行為をその現場で助けたため、公安委員会から再発防止命令や中止命令を受けた者をいう。
- (3) 法第3条第5号中の暴対法第12条の6の規定による命令を受けた者とは、同 法第12条の5で禁止される準暴力的要求行為を行ったため、公安委員会から中 止命令や再発防止命令を受けた者をいう。

なお、準暴力的要求行為とは、指定暴力団等(暴対法第2条第5号)に所属していない者が、その指定暴力団等の名刺やバッジを借りるなどして、人に対して指定暴力団等の威力を示し、不当な要求を行う行為をいう(同条第8号)。

(4) 法第3条第5号中の暴対法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者とは、指定暴力団等の暴力団員から準暴力的要求行為を行うよう求められた者のうち、当該暴力団員と元々密接な関係を有すること等から、そのまま放置すれば準暴力的要求行為を行いかねないために、公安委員会から準暴力的要求行為をしてはならない旨の指示を受けた者をいう。

6 第6号関係

法第3条第6号該当の有無については、原則として、医師の診断書(府令第4条第1項第1号二)により判断することとなるが、特に疑わしい場合には、面接調査、間込み調査等を行い、なお不審点があれば法第51条に規定する医師(以下「指定医」という。)等の専門医の診断を受けることを求め、その診断結果を踏まえて判断すること。

7 第7号関係

- (1) 法第3条第7号該当の有無については、精神病者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書(府令第4条第1項第1号ホ)の提出を受けて、業務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。例えば、軽度のうつ病と診断されていても、警備業務を適正に行い得ると医師の診断書等から認められるような者は、この欠格要件に該当しない。
- (2) 公安委員会に提出する診断書を作成する医師については、その専門とする分野を問わないが、法第3条第7号に掲げる者に該当しないことが明らかではない旨記載された診断書が提出された場合には、必要に応じ、面接調査、聞込み調査等を行うほか、指定医の診断を受けることを求め(府令第4条第2項)、その診断結果を踏まえて判断すること。

なお、この場合の診断費用は、当該公安委員会の負担とすることが適当である。

(3) 医師の診断書には、法第3条第7号に掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第3条第7号に掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、府令第4条第1項第1号ホの要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

8 第8号関係

- (1) 法第3条第8号該当の有無については、原則として、住民票の写し(府令第4条第1項第1号イ)等による書面調査により判断すること。
- (2) 法第3条第8号中「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、親権者又は後見人から営業を許可された者(民法(明治29年法律第89号)第6条)及び婚姻により成年に達したものとみなされる者(民法第753条)以外の未成年者をいう。

9 第9号関係

- (1) 法第3条第9号該当の有無については、原則として、警備員指導教育責任者(以下「指導教育責任者」という。)として選任しようとする者に係る警備員指導教育責任者資格者証(以下「指導教育責任者資格者証」という。)の写し等(府令第4条第1項第3号)による書面審査により判断すること。この場合において、法第22条第7項各号のいずれかに該当するか否かを添付書類等により確認すること。
- (2) 警備業を営もうとする者は、認定を受けて営業を始めようとする時点において、 指導教育責任者を選任していなければならない。法第3条第9号に該当する場合 とは、認定をするか否かの判断をする時点で、指導教育責任者として選任しよう とする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務 することが到底期待できない場合などである。

10 第10号関係

- (1) 「業務を執行する社員」には、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員が該当する。また、「取締役」とは、株式会社におけるものである。
- (2) 「執行役」とは、会社法(平成17年法律第86号)第402条に規定する、 指名委員会等設置会社に置かれ、その業務執行を行うものである。
- (3) 「これらに準ずる者」には、株式会社の監査役、一般財団法人及び一般社団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般財団法人及び一般社団法人をいう。)並びに公益法人の理事及び監事等が該当する。
- (4) 法人に対して「同等以上の支配力を有する」か否かの判断に当たっては、その者が自己の地位や権限などに基づいて法人の意思決定に関しどの程度実質的な影響力を及ぼし得るかについて、個別具体的に検証することとなるが、例えば、次のような者は、これに該当することが多いと考えられる。

ア 相談役又は顧問の名称を有する者

- イ 発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ウ 出資の総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者
- エ 自己の近親者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)を傀儡として当該法人 の役員に就任させている者
- (5) 申請者が認定申請書及び認定証更新申請書(府令別記様式第1号。以下「認定等申請書」という。)に記載すべき「役員」は、業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者に限られるので、法第3条第10号該当の有無については、原則として、これらの役員について上記1から7までの例により判断すること。一方、その他の役員(法人に対し認定等申請書に記載された役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者)で、認定申請又は認定証更新申請の時点で判明しているものについては、同様の方法により法第3条第10号該当の有無を判断すること。

なお、認定又は認定証更新の後、その他の役員の存在を新たに把握した場合には、警備業者に対して法第46条の規定により当該役員に係る資料の提出を求めること等により、その法第3条第10号該当の有無を調査すること。

11 第11号関係

(1) 法第3条第11号の認定に当たっては、申請者の事業活動と同条第4号に該当する者(以下「暴力団員等」という。)との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同条第10号の「同等以上の支配力」を有する者よりも広いと解され、また、法人のみに適用される同号と異なり、本号は、個人事業者にも適用される欠格事由である。また、法第3条第10号は、同条第1号から第7号までのいずれかの欠格事由該当者が支配力を有する場合に適用される欠格事由であるが、法第3条第11号は、暴力団員等が支配的な影響力を有する場合に限って適用される欠格事由であることに留意すること。

なお、法第3条第11号の欠格事由は、暴力団員等から脅迫その他の不当な行為を受けて事業活動に支配的な影響力を受けることとなった被害者を含む趣旨ではない。

- (2) 法第3条第11号には、典型的には、暴力団員等が自己又は他人の名義で多額の出資や融資をしたり、多額の取引関係を持っている相手方が、これを背景として当該暴力団員等から事業活動に支配的な影響力を受けている場合が該当する。
 - また、法第3条第11号中「その他の関係」には、親族関係、人的派遣関係、 株式所有関係等、種々の関係が含まれ、例えば、次のような場合が考えられる。
 - ア 暴力団員等の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)又は暴力団若しく は暴力団員等と密接な関係を有する者が、事業者個人又は法人である事業者の 役員であることのほか、多数の株式の所有等により、暴力団員等が事業活動に 支配的な影響力を有している場合
 - イ 暴力団員等が、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益の供 与を受けていたり、売買、請負、委任その他の多額の有償契約を結んでいると

いう事実から、その者の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる 場合

(3) 法第3条第11号該当の有無の判断に当たっては、申請者データを添えて暴力 団対策主管課長に照会を行った上、当該照会結果を踏まえて必要があれば、暴力 団対策部門と連携して実態把握を行うこと。

なお、上記については、刑事局組織犯罪対策部と協議済みである。

第4 認定(法第4条関係)

外国に本社を有する外国の警備会社が日本国内で警備業務を行う場合には、その期間が限られているときであっても、法第4条の認定を受けなければならない。

第5 認定手続及び認定証(法第5条関係)

1 「営業所」

(1) 「営業所」とは、本店、支店、支社、事業所等と呼ばれているもので、営業の拠点となるものをいう。

営業の拠点とは、所属している警備員に対する日常の配置運用又は日常の業務 の指揮統轄が行われている場所をいい、その規模の大小を問わない。

- (2) 主たる営業所は、原則として会社法上の本店と一致するが、他の営業をも併せ行っている場合等であって、警備業に係る営業の中心となる営業所が会社法上の支店であるときは、主たる営業所が会社法上の本店と一致しない場合もあり得る。
- (3) 法第5条第1項第1号中「住所」とは、申請者が法人の場合には主たる事務所 の所在地をいい、特に会社については「本店の所在地」をいう(会社法第4条)。
- (4) 法第5条第1項第2号中「その他の営業所」とは、主たる営業所の所在する都 道府県の区域内に所在するものだけでなく、当該警備業者の有する全ての営業所 をいう。

2 認定申請書の形式審査

認定申請書の提出を受けた所轄警察署においては、記載漏れの有無、添付書類の有無等形式的要件について確認すること。

3 認定証の番号

認定証(府令別記様式第2号)の番号は、先頭2桁を都道府県コード(「警察庁情報管理システムの対象業務に使用する共通コード表について(通知)」(平成31年3月20日付け警察庁丁情管発第319号)の「2 都道府県等別コード」参照)とし、その後に、6桁の各都道府県の一連番号を付すものとする。

なお、認定証更新の際に、認定証を交付する公安委員会が変更される場合であっても、認定証番号は変更しないものとする。

4 認定しない旨の通知

- (1) 認定しない旨の通知に係る理由付記(府令第6条)は、具体的な事実を摘示して行うこと。
- (2) 府令第6条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の不認定通知書のとおりとする。

第6 認定証の有効期間の更新(法第7条関係)

- (1) 第5中2は、認定証更新申請書の形式審査、第5中4は、認定証の有効期間を 更新しない旨の通知において準用する。
- (2) 認定証更新の際の認定証の番号については、第5中3を参考のこと。
- (3) 更新しない旨の通知に係る理由付記(府令第10条)は、具体的な事実を摘示して行うこと。
- (4) 府令第10条に規定する通知書の様式は、別記様式第1号の認定証不更新通知書のとおりとする。

第7 認定の取消し(法第8条関係)

1 認定の取消しを行うべき公安委員会

認定の取消しを行うべき公安委員会については、法第8条第1号に基づく取消しのほか、警備業の要件(法第3条第7号を除く。)を満たしていない者が不正の手段によらず認定又は認定証の有効期間の更新を受けた場合における法第8条第2号に基づく取消しも、行政行為の成立そのものに瑕疵がある場合の取消しであるから、認定証を交付した公安委員会(認定証の有効期間の更新がされた場合には、当該更新をした公安委員会)が行うものとする。

一方、法第8条第2号に基づく取消しのうち、講学上の「撤回」(瑕疵なく成立した行政行為の新たな事情の発生に基づく取消し)に当たるもの並びに同条第3号及び第4号に基づく取消しについては、当該警備業者が取消しの要件を満たしている場合に、その認定を存続させることが公益に適合するか否かを最も適切に判断できると認められる公安委員会が行うべきであるから、管轄区域を異にして主たる営業所が変更されている場合には、「現に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」が行うものとする。

2 関係公安委員会の協力

複数都道府県の区域内で警備業務を行うこととしている警備業者について、法第 8条第3号又は第4号に基づく認定の取消しを行おうとする公安委員会は、他の公 安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業についても実態を把握して、取 消しの可否及び要否を総合的に判断する必要があるので、関係する公安委員会は、 相互に必要な協力を行うこと。

3 認定の取消し事由

- (1) 法第8条第3号の「正当な事由」がある場合とは、営業の意思があり、かつ、 営業を行う能力が将来にわたって認められるにもかかわらず、自然災害の発生、 病気等認定を受ける時点では予測し得なかった事態が発生したこと等により、営 業を開始できず、又は営業を休止せざるを得ない状況になっている場合をいう。 「正当な事由」とは、そのような合理的な理由に限られるので、単に経営不振、 資金繰りの見込み違い等により営業の開始又は再開が見込めないような場合は、 「正当な事由」があるとは言えないことに留意すること。
- (2) 法第8条第3号中「現に営業を営んでいないこと」の認定に当たっては、当該警備業者が警備業務を行っていないこと及び警備業務契約を締結していないこと

に加えて、次のような行為を行っていないことを確認するものとする。

- 警備業務契約の締結を目的として、入札に参加したり、広告宣伝活動を行う こと
- 警備業務契約を締結した場合に備えて、警備員教育等を実施すること なお、営業を営んでいることが客観的資料から裏付けられない者が営業を営ん でいる旨主張する場合には、法第46条の規定により営業活動の現況及び計画の 報告を求めるなどして、虚偽の申立てでないことを確認するものとする。
- (3) ある区分の警備業務を行う旨の届出が行われている場合において、届出をしてから6月以内に営業を開始せず、又は6月以上営業を休止し、現に当該区分の営業を営んでいないと認められるときであっても、他の区分の警備業務が行われている場合には、認定の取消事由に該当しないことから、法第11条第1項及び第4項の規定に基づく変更の届出を求め、これが行われないときは、指示又は営業の停止命令を行うものとする。
- (4) 法第8条第4号の「所在不明であること」とは、法第4条の認定自体が「警備業を営もうとする者」の申請により付与される行政庁の確認行為であることから、「警備業を営もうとする者」でなくなったと評価し得る実態が必要であると解される。

そのため、個人業者が「所在不明」である場合とは、当該個人が、住民票に記載された住所地に居住しない事実に加えて、当該個人の親族、当該住所地の周囲に居住する人物等に対してその所在に関して聴取するなどの必要な調査を行った結果、当該個人の所在について確認できない場合を指すと解される。

一方、法人業者が「所在不明」である場合とは、当該法人について、登記簿上 法人格が存在するにもかかわらず、代表者その他の役員、株主等の所在が不明(上 記個人業者の場合に準ずる。)であって、法人の機関が機能し得ないことのほか、 本店及び支店の実態、収支、財産、使用人等が存在しないこと等を総合的に勘案 し、当該法人の事業活動(警備業以外の事業活動を含む。)が存在し得ないと判 断される場合を指すと解される。

4 認定の取消しの手続

法第8条の規定による認定の取消しは、別記様式第2号の認定取消通知書により 行うものとする。

第8 営業所の届出等(法第9条関係)

1 総説

法第9条の規定による営業所設置等届出書(府令別記様式第4号)は、主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で、初めて「営業所を設けようとするとき」又は「当該区域内で警備業務(内閣府令で定めるものを除く。)を行おうとするとき」に提出するものであり、既に当該届出書が提出されている公安委員会の管轄区域内に新たに営業所を設けようとするとき又は当該区域内で新たな警備業務を行おうとするときは、法第11条第4項の規定による変更届出書を提出することとなる。

2 府令の定め

(1) 府令第14条第1号中「継続して行う」とは、警備業務についての契約の相手方、業務実施場所、業務実施の方法等が一定しているなど、業務が続けて行われることが合理的に推測される場合をいう。

なお、日曜日、祝日等に業務を休むことがあっても継続して行うものといえる。

- (2) 府令第14条第1号中「三十日以内」の判断に当たっては、個々の契約が三十日に満たないものであっても、当該都道府県の区域内において行われる警備業務が全体として三十日を超える場合は、「三十日以内」とはいえないことに留意すること。
- 第9 変更の届出(法第11条関係)
 - 1 同じ都道府県内における主たる営業所の変更の届出の取扱い

営業所に係る事項の変更の届出は、実在の営業所ごとに行う必要があるので、例えば、「その他の営業所」として設けられているA営業所を新たに「主たる営業所」とし、従前の「主たる営業所」であるB営業所は「その他の営業所」として引き続き稼動させる場合には、A営業所とB営業所のそれぞれについて法第11条第1項変更届出書(府令別記様式第6号)別紙1(1)を作成すべきことに留意すること(なお、このため別紙1(1)を2枚要することとなる点については、同届出書記載要領6を参照)。

2 複数の都道府県で警備業務を行っている場合における変更の届出に当たっての留 意事項

複数都道府県の区域内で警備業務を行っている警備業者による変更届については、次のとおり、届出先公安委員会等が変更事項により異なることに留意すること。

- (1) 主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会への届出
 - ア 法第5条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合には、法第11条第1項の規定に基づき、法第11条第1項変更届出書により、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更を届け出る。
 - イ アの場合を除くほか、主たる営業所の所在する都道府県の区域内で、当該都 道府県の区域外に所在する営業所に係る警備業務を行うこととなり、又は当該 営業所に係る警備業務を行わないこととなった場合には、法第11条第4項に おいて準用する同条第1項の規定に基づき、法第11条第4項変更届出書(府 令別記様式第7号)により、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対 し、当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、変更を届け出る。
- (2) 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会への届出
 - ア 警備業の廃止(法第10条)ではなく、一都道府県の区域内において警備業務を行わないこととなった場合には、法第11条第4項において準用する同条第1項の規定に基づき、都道府県内廃止届出書(府令別記様式第8号)により、当該都道府県の区域を管轄する公安委員会に対し、下記ウの警察署長を経由し

て、変更を届け出る。

なお、当該都道府県の区域内における警備業務の規模を順次縮小すること等により、府令第14条の警備業務のみを行うこととなった場合もこの届出を要することに留意すること。

- イ アの場合を除くほか、次の事項に変更があった場合には、法第11条第4項 において準用する同条第1項の規定に基づき、法第11条第4項変更届出書に より、当該変更に係る公安委員会に対し、下記ウの警察署長を経由して、変更 を届け出る。
 - ① 認定証を交付した公安委員会の名称及び認定証の番号(府令第12条第1号)
 - ② 当該都道府県の区域内に所在する営業所の名称、所在地、警備業務の区分並びに指導教育責任者の氏名及び住所(府令第12条第2号及び第3号)
 - ③ 当該都道府県の区域内で行う警備業務に係る営業所の名称、所在地、警備業務の区分並びに指導教育責任者の氏名及び住所(府令第12条第2号及び第3号)
- ウ 主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域を管轄する公安委員会に対する届出書の提出は、①当該区域内にかつて主たる営業所が所在していた場合にあっては、都道府県の区域を異にして当該営業所を変更する前のその所在地の所轄警察署長を、②当該区域内に主たる営業所が所在したことがない場合にあっては、営業所設置等届出書の提出に当たって経由した警察署長を、それぞれ経由して行われることとなる。

なお、これらの警察署長の管轄区域内において警備業務を行わないこととなったが、当該都道府県警察の他の警察署長の管轄区域内では警備業務を引き続き行う場合には、当該他の警察署長の名称を記載した書面(様式不問)を提出して、その警察署長を新たな経由警察署長とすべきことに留意すること(府令第23条第2号、第24条)。

3 指導教育責任者の変更の届出に当たっての留意事項

変更事項が法第5条第1項第3号に掲げる事項である場合には、新たに選任する 指導教育責任者について、法第22条第7項各号のいずれかに該当するか否かを添 付書類等により確認すること。

- 4 関係する他の公安委員会への通知
 - (1) 法第11条第2項の規定による通知は、通常は、当該警備業者から営業所設置 等届出書の提出を受けている公安委員会に対して行うこととなるが、都道府県の 区域を異にして主たる営業所が変更されている場合には、認定等申請書の提出を 受けている公安委員会も、通知先となり得ることに留意すること。

なお、個別具体的な届出先公安委員会については、警備業者が提出する府令第 19条第2号の書面によって把握されることとなる。

(2) 法第11条第2項の規定による通知に係る事項は、同条第1項の規定により主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対してのみ警備業者から届出が行わ

れ、他の公安委員会は、当該通知が行われるまではその変更に係る事実を把握することができないので、当該届出を受けた公安委員会は、関係する他の公安委員会に対して速やかに通知を行うこと。

なお、通知すべき事項は、警察庁情報管理システムによる警備業管理業務(「警察庁情報管理システムによる警備業管理業務実施要領の制定について(通達)」(平成30年12月18日付け警察庁丙生企発第186号等))の一環として変更登録を行えば関係都道府県警察に自動的に通報されることとなるので、通知は、原則として、当該変更登録によって行うこと。

- 5 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更した場合の留意事項
 - (1) 都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更した場合には、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して、府令第19条各号に掲げる書類を添付した法第11条第1項変更届出書を提出することとなるが、それ以前には警備業務が行われていなかった都道府県の区域内に新たに営業所を設け、その営業所を主たる営業所とする場合であれば、営業所設置等届出書も併せて提出すべきことに留意すること。

なお、変更前の主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対しては、①その管轄区域内において警備業務を行わないこととなった場合には、警備業者から都道府県内廃止届出書が提出される一方、法第11条第2項の規定による通知は行われないが、②その管轄区域内で警備業務が引き続き行われる場合には、警備業者から法第11条第4項変更届出書が提出されるとともに当該通知が行われることとなる。

(2) 認定証には警備業者の氏名又は名称及び住所が記載されるので、これらの事項に変更があった警備業者は、法第11条第1項変更届出書を提出すること及び認定証の書換えを受けることが義務付けられているが、前者は、現に主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して行うことを要し、後者は、当該認定証を交付した公安委員会に対して申請することを要する。このため、都道府県の区域を異にして主たる営業所を変更してからまだ認定証の有効期間の更新を受けていない警備業者について、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、変更届出先公安委員会と書換え申請先公安委員会が異なる。このような場合には、書換え申請先公安委員会は、書換えの申請がなされたときは、変更届出先公安委員会に、その旨を連絡し、法第11条第1項変更届出書が提出されていることを確認した上で、書換えを行うこと。また、変更届出先公安委員会は、法第11条第1項変更届出書の提出を受けたときは、書換え申請先公安委員会に、その旨を連絡すること。

第10 認定証の返納等(法第12条関係)

認定証の交付を受けた者が認定証を返納する場合は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に認定証を返納し、法第9条の規定による届出をした公安委員会に、 法第12条第3項の規定による届出書を提出することとなる。このため、認定証を交付した公安委員会の管轄区域内に主たる営業所が所在しない場合は、当該公安委員会 には、当該認定証は返納されず、また、法第9条の規定による届出をした公安委員会ではないため、法第12条第3項の規定による届出書も提出されない。

したがって、認定証の返納を受けた公安委員会は、当該認定証が他の公安委員会の 交付に係るものであるときは、当該他の公安委員会に、認定証の返納があった旨を連 絡すること。

第11 名義貸しの禁止(法第13条関係)

法第13条は、認定を受けていない者に名義を貸すことのみならず、認定を受けている者に名義を貸すことをも禁じた規定である。警備業者が委託を受けた警備業務の全部又は一部を他の警備業者に委託する場合には、その態様によっては、法で禁止されている名義貸しを潜脱するような形態で警備業務が行われ、警備業務の依頼者の信頼を損なうおそれがあるので、その点についても留意すること。

第12 警備員の制限(法第14条関係)

法第14条第2項は、警備業者は、欠格事由に該当している者を警備業務に従事させてはならないことを規定しており、これに伴い、警備業者は、警備員の欠格事由該当の有無を確認するため、一般私人として可能な範囲内で必要な調査をしなければならない。したがって、警備業者に対して、警備員の採用に当たっては、本人から欠格事由に該当しない旨の誓約書の提出を受けることに加えて、履歴書、診断書等の提出を受けたり、面接調査を行ったり、事前に本人の承諾を得て前の警備業務に係る職場に問い合わせるなどの十分な措置を執るように指導すること。

また、営業所に立入検査を行う場合には、警備員の名簿(府令第66条第1項第1号)及び警備業者が実際に講じた上記の措置を記載した書類(同項第2号)の備付け 状況を検査し、不適格者が警備業務に従事することのないよう指導監督を適確に行う こと。

第13 警備業務実施の基本原則(法第15条関係)

1 法第15条前段の意義

法第15条中「この法律により特別に権限を与えられているものでないことに留意する」とあるのは、警備業務が他人の身体、財産等の保護を行うものであることから一見警察業務と類似性を有するが、警備業務は営利を目的として特定人の依頼に基づいて特定人のためにのみ行うもので、公共の安全と秩序の維持に当たる警察業務とは本質を異にするものであり、その業務実施に当たっては、飽くまでも、私人のいわゆる管理権等の範囲内で行われるべきものであることを注意的に規定したものである。したがって、法の運用に当たっては、この趣旨を踏まえ、警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって特別の権限を有するものでないことに留意すること。

2 法第15条後段の意義

法第15条中「他人の権利及び自由を侵害し、又は個人若しくは団体の正当な活動に干渉してはならない」とあるのは、刑罰法令等に抵触する行為はもとより、他人の権利及び自由を侵害する行為のほか、必ずしも明白な権利侵害に当たらない場合であっても個人又は団体の正当な活動に不当な影響を及ぼす行為については、こ

れを禁止する趣旨である。

正当な活動への干渉に当たる場合の一般的基準は、相手の行為が合法的な活動であって、これに対し警備員等が威圧的言動その他の積極的行為を行い、その行為が周囲の諸状況から判断して相当性を欠くと認められるものである場合である。

相手の行為が違法なものである場合には干渉行為があっても正当な活動への干渉が行われたことにはならないが、その行為が限度を超え過剰防衛等に該当するに至った場合には他人の権利自由の侵害に当たることに留意すること。

法第15条違反となる具体例を示すと、次のようなものである。

- 労働組合の適法な集会、デモ行進等の周辺で、大勢で長時間ば声を浴びせ、つばを吐きかけるなどの嫌がらせをすること
- デパートで買物中の客に対し、疑うべき具体的な理由がないのにもかかわらず、 携帯品の提出を求め、窃取したものでないことの証明を求めること
- 依頼者の店頭に違法駐車をした者に対し、長時間の説教をし、又は始末書の提出を求めること
- 窃盗犯人を現行犯逮捕して、長時間にわたり、所持品、身元等について調べる こと

第14 服装(法第16条関係)

1 「明確に識別することができる服装」

法第16条第1項中「明確に識別することができる服装」とは、一般通常人が一 見して警察官等と誤認しない程度に異なっている服装をいい、具体的には、次のい ずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該服装の色彩が警察官等の制服の色彩と明らかに異なるもの
- (2) 当該服装の型式が詰襟その他警察官等の制服の型式と明らかに異なるもの
- (3) 警備員であることを示す相当程度の大きさの標章を当該服装に見やすい場所に付けているもの

なお、(3)の運用に当たっては、警備業者の名称を表示した標章(60平方センチメートル以上のもの)を上衣の胸部及び上腕部に付けるように指導すること。

2 府令で定める事項

(1) 法第16条第1項中「内閣府令で定める公務員」とは、警察官及び海上保安官 とされている(府令第27条)。

警察官の制服については、警察法第70条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則(昭和31年国家公安委員会規則第4号)に定められている。

海上保安官の制服については、海上保安庁法第17条第3項の規定に基づき、 海上保安庁職員服制(昭和37年運輸省令第31号)に定められている。

(2) 府令第29条の当該服装を用いて行う警備業務の内容としては、服装届出書(府令別記様式第9号)の記載要領に示すとおり、当該警備業務の具体的な内容(例えば、「道路工事現場における車両の誘導」、「高層ビルにおける常駐警備」等)のほか、当該警備業務が海上に及ぶ場合にはその旨を記載することになっているが、「警備業務が海上に及ぶ」とは、法第2条第1項に規定する警備業務を船舶を利

用して行うことをいい、この場合には、海上保安官の制服と明確に識別できるものであるか否かを慎重に判断すること。

(3) 服装の変更の届出は、当該変更に係る服装の使用の開始の日の前日までに行わなければならないことに留意すること(府令第28条第2項)。

第15 護身用具(法第17条関係)

1 総説

法第17条第1項において、都道府県公安委員会規則により護身用具の携帯を禁止し、又は制限することができることとしたのは、地域の実情によりその内容を異にする必要があることを考慮したものである。

2 都道府県公安委員会規則の基準

護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準については、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)」(平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号)に定めるところによる。

- 3 都道府県公安委員会規則の運用に当たっての留意事項 都道府県公安委員会規則の運用に当たっては、次の点に留意すること。
 - (1) 護身用具の携帯については、都道府県公安委員会規則により携帯が制限されていない場合であっても、昼間、携帯する必要性の乏しい場合等には携帯しないように指導すること。
 - (2) 都道府県公安委員会規則でその携帯を禁止していない護身用具であっても、特定の警備業者の警備員がそれを用いて法第15条の規定に違反する行為を行ったような場合には、法第48条の規定により、その警備業者に対しその護身用具の使用を一定期間禁止するなどの指示を行うなど適切な措置を執ること。
- 4 届出に当たっての留意事項
 - (1) 護身用具届出書(府令別記様式第10号)の「使用基準」欄には、例えば、次のように記載させること。
 - 夜間の巡回時に携帯する
 - 不審者に襲撃された場合に、専ら防御のために使用する
 - (2) 護身用具の変更の届出は、当該変更に係る護身用具の携帯の開始の日の前日までに行わなければならないことに留意すること。

第16 特定の種別の警備業務の実施(法第18条関係)

- 1 特定の種別の警備業務
 - (1) 検定規則第1条第1号中「飛行場」には、「空港」のほか、設置者及び管理者のいかんを問わず、かつ、公共用、非公共用の別を問わず、人が乗ることができる飛行機の離発着の用に供する施設を含むが、専ら回転翼航空機(いわゆるヘリコプター、ジャイロプレイン)、滑空機(いわゆるグライダー)又は飛行船のみの離発着の用に供する施設を含まない。
 - (2) 検定規則第1条第1号中「航空機に持ち込まれる物件の検査」には、旅客が航空機内に携行する手荷物の検査のほか、旅客が航空機内に携行することなく航空

会社に預託して当該航空機によって運搬される手荷物の検査等を含む。

(3) 検定規則第1条第5号中「引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)」には、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物」のほか、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第2条第2項に規定する放射性同位元素、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)第2条第3項に規定する特定物質等を含む。

2 特定の種別の警備業務の実施基準

- (1) 警備業者が特定の種別の警備業務に係る法第23条第4項の合格証明書の交付を受けている警備員(以下「検定合格警備員」という。)に当該種別に係る警備業務を実施させるときは、当該警備業務を行っている間は常時、検定合格警備員が当該警備業務を実施していなければならない。ただし、業務上の必要のため短時間当該警備業務を実施している場所を離れるなど社会通念上当該警備業務を継続して実施しているものといえる場合は、この限りではない。
- (2) 検定規則第2条の表の中欄において一の種別について警備業務を実施させなければならない警備員として「一級検定合格警備員」及び「一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員」が掲げられている場合は、一人の一級検定合格警備員が両者を兼ねることはできない。
- (3) 検定規則第2条の表の下欄において検定合格警備員を配置しなければならないとされる場所、敷地、施設等において、複数の警備業者が当該特定の種別の警備業務を実施する場合は、各警備業者ごとに特定の種別の警備業務の実施基準を満たさなければならない。
- (4) 検定規則第2条の表の一の項の下欄中「空港保安警備業務を行う場所ごと」とは、手荷物その他の航空機に持ち込まれる一の物件について検査の案内、手荷物等検査用機械器具の操作、開披検査を要する物件と要しない物件の仕分け、開披検査等の一連の業務が実施される場所ごとをいう。旅客が航空機内に携行する手荷物の検査の場合、原則、一の手荷物の検査に係る一連の業務が実施されるいわゆる検査ゲートごとであり、複数の検査ゲートが近接して設置されているときでも、各検査ゲートごとに一級検定合格警備員の配置が必要である。ただし、ボディスキャナーや警備員が現場の状況を把握するためのカメラ等の技術の活用により、業務が効率化・省力化され、より広範囲について警備業務の実施の適正を確保できる場合には、一級検定合格警備員1人を隣接した2つの検査ゲートごとに配置することができるなど、手荷物等検査用機械器具の性能、情報通信技術の利用の状況等を勘案し、個別具体に判断することとなる。
- (5) 検定規則第2条の表の三の項の下欄中「当該施設以外の当該空港の部分」とは、 滑走路、管制塔、駐機場、貨物ターミナル施設等旅客ターミナル施設を除いた空 港の敷地全体を一の部分とするものである。したがって、旅客ターミナル施設ご とに一人以上、かつ、旅客ターミナル施設を除いた空港の敷地全体を一の配置単

位として一人以上の一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員の配置が必要である。

- (6) 検定規則第2条の表の六の項の上欄中「道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。) が道路における危険を防止するため必要と認める 基準については、別途通達するものとする。
- (7) 検定規則第2条の表の七の項の下欄中「防護対象特定核燃料物質運搬車両」には、防護対象特定核燃料物質の管理者、運搬者等によって使用され、警備業者が 核燃料物質等危険物運搬警備業務に使用していない車両を含まない。
- (8) 検定規則第2条の表の備考第1号中「その他の機械器具」とは、例えば、ボディスキャナーをいう。
- (9) 検定規則第2条の表の備考第1号中「情報通信技術の利用の状況」とは、例えば、防犯カメラやAI等の情報通信技術の利用の状況をいう。
- (10) 検定規則第2条の表の備考第2号において、雑踏警備業務を行う区域を特定するに当たり、利用の状況を勘案するものとされている「情報通信技術」とは、例えば、以下のもの等をいう。
 - 検定合格警備員が遠隔地の現場の状況を把握するためのカメラ、センサー 及び小型無人機
 - 警備員による状況把握、分析、判断等を補助するための画像認識、人工知 能等のプログラム
 - 警備員間の伝達のための通信機器
- (11) 検定規則第2条の表の備考第1号及び第2号中「その他の事情」とは、警備業務の実施の適正を確保できる範囲に影響を与える事情をいう。

第17 書面の交付(法第19条関係)

1 総説

- (1) 法第19条第1項の規定により警備業務の依頼者に対して交付する契約の概要 について記載した書面(以下「契約前書面」という。)及び同条第2項の規定に より警備業務の依頼者に対して交付する契約の内容を明らかにする書面(以下「契 約後書面」という。)は、それぞれ一の書面であることを要せず、契約書、警備 計画書、パンフレット等複数の書面によることは差し支えない。
- (2) 契約前書面に記載すべき事項は、締結しようとする契約に含まれるものである。 したがって、府令第33条の規定により契約前書面に記載しなければならないこ ととされる事項のうち締結しようとする契約に含まれないものについては、当該 事項について締結しようとする契約に含まれていない旨を記載すれば足りる。

契約後書面に記載すべき事項は、締結した契約に含まれるものである。したがって、法第19条第2項及び府令第34条の規定により契約後書面に記載しなければならないこととされる事項のうち締結した契約に含まれないものについては、当該事項について締結した契約に含まれていない旨を記載すれば足りる。

(3) 警備業務の依頼者と警備業務を行う契約を締結した者が他の警備業者に当該警備業務の全部又は一部を再委託する契約を締結する場合には、当該他の警備業者

は当該警備業務を行う契約を締結した者に対して契約前書面及び契約後書面を交付する必要がある。

(4) 契約後書面が契約前書面と同一の内容である場合にも、警備業者は、法第19条第2項の規定により契約後書面を警備業務の依頼者に交付しなければならない。ただし、この場合において、契約前書面を複写したものを契約後書面として交付することは差し支えない。

2 府令の定め

- (1) 「警備業務を行う日及び時間帯」(府令第33条第1号ロ)、「警備業務を行うこととする場所」(同条第2号イ)、「警備業務を行う路程」(同条第3号ロ)、「待機所から警備業務対象施設までの路程」(同条第5号ハ)等について、契約前書面にあっては締結しようとする契約の内容に応じ、契約後書面にあっては締結した契約の内容に応じ、「警備業務を実施するときまでに決める。」、「天候、交通事情等によって変更があり得る。」等を記載し、又は選択し得る複数の「日及び時間帯」、「場所」、「路程」等を記載して差し支えない。
- (2) 府令第33条第1号二中「担当業務」とは、例えば、法第2条第1項第1号に 規定する警備業務(機械警備業務を除く。)にあっては、防犯監視、出入監視、 巡回監視等をいい、法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務) にあっては、防犯監視等をいい、法第2条第1項第2号に規定する警備業務にあ っては、車両・歩行者の誘導、雑踏の整理等をいい、法第2条第1項第4号に規 定する警備業務にあっては、自動車同乗、徒歩、建物内等の場所に応じた警備態 様等をいう。
- (3) 府令第33条第1号ホ中「知識及び技能」とは、例えば、合格証明書の交付を受けていること、語学検定に合格していること、武道の段級位を有していること等をいう。
- (4) 府令第33条第1号へ中「服装」とは、制服、私服の別をいう。
- (5) 府令第33条第1号ト中「機器又は各種資機材」とは、例えば、法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務を除く。)にあっては、連絡用の無線装置、危険物発見用の金属探知機、エックス線透視装置等警備業務を実施するに当たって使用する機器又は各種資機材の種類をいい、法第2条第1項第1号に規定する警備業務(機械警備業務)にあっては、連絡用の無線装置、警備業務用車両等警備業務を実施するに当たって使用する機器又は各種資機材の種類のほか、事故の発生に関する情報を感知する機器の設置場所、種類その他警備業務用機械装置の概要、送信機器の維持管理の方法をいい、法第2条第1項第2号に規定する警備業務にあっては、連絡用の無線装置、警備業務用車両、交通誘導用器材、携帯用拡声器等警備業務を実施するに当たって使用する機器又は各種資機材の種類をいい、法第2条第1項第3号に規定する警備業務にあっては、連絡用の無線装置、警備業務用車両(無線装置、防犯ブザー等の装置の搭載もあればその旨も含む。)等警備業務を実施するに当たって使用する機器又は各種資機材の種類をいい、法第2条第1項第4号に規定する警備業務にあっては、連絡用の無線

装置、警備業務用車両等警備業務を実施するに当たって使用する機器又は各種資機材の種類をいう。

なお、機器又は各種資機材の種類については、具体的な型式や性能まで記載する必要はない。

- (6) 府令第33条第1号チ中「鍵の管理に関する事項」とは、鍵の管理方法、貸出し方法等をいう。
- (7) 府令第33条第1号ヌ中「警備業務の依頼者への報告に関する事項」とは、警備報告書の作成及び提出に関する事項等をいう。
- (8) 府令第33条第1号カ中「警備業務の再委託に関する事項」とは、再委託の可 否、再委託する警備業務の範囲並びに実際の警備業務を実施する警備業者の氏名 又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名等をいう。
- (9) 府令第33条第1号ネ中「警備業務に係る苦情を受け付けるための窓口」とは、 苦情の受付を担当する部署名、住所、電話番号等をいう。
- (10) 府令第33条第1号ナ中「特約があるときは、その内容」とは、例えば、警備業務対象施設の図面、警備対象物の内容及び運行経路、警備対象人物の行動予定等の秘密の保持に関する事項があれば、その内容を記載する。
- (11) 府令第33条第3号ロ及び同条第5号ハ中「路程」とは、経路及び経路上の 距離をいい、(1)のとおり、契約前書面にあっては締結しようとする契約の内容 に応じて、契約後書面にあっては締結した契約の内容に応じて記載すれば足りる ものであって、想定し得る全ての路程を記載する必要はなく、地図によって示す ことも可能であり、また、交通事情等を勘案して警備業者において適宜必要と認 める路程等の記載でも差し支えない。
- (12) 府令第33条第5号ハ中「当該路程を記載することが困難な事情」とは、路程が複雑であるため警備業務の依頼者が容易に理解できるように記載しがたい場合等をいう。

また、同ハ中「通常要する時間」については、通常見込まれる時間が記載されていれば足り、幅のない所要時間は必ずしも要さず、例えば、「おおむね20分程度」、「25分以内の予定」等の記載で差し支えない。

- (13) 府令第33条第5号二中「送信機器の維持管理の方法」とは、定期点検の時期、内容等をいう。
- (14) 府令第35条中「警備業務の依頼者が確実に当該書面の記載内容を了知する 方法」とは、「警備業務の依頼者に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付す る方法」のほか、警備業者が警備業務の依頼者に対し当該書面を読み聞かせる方 法、警備業者の依頼者が当該書面を十分に読んだ場合にはその旨の記述及び署名 を求める方法等をいう。
- (15) 府令第36条第1項第1号イに掲げる方法は、電子メールを利用する方法等をいう。
- (16) 府令第36条第1項第1号ロに掲げる方法は、警備業者がホームページにおいて警備業務の依頼者の閲覧に供し、警備業務の依頼者がダウンロードする方法

(括弧書中の方法にあっては、警備業務の依頼者が警備業者のホームページ中の 掲示板に記録する方法等)等をいう。

(17) 府令第37条第2号中「ファイルへの記録の方式」とは、使用ソフトウェア の形式及びバージョン等をいう。

第18 苦情の解決(法第20条関係)

法第20条中「依頼者等」とは、「依頼者」のほか、警備業務実施場所の周辺住民、 通行者等をいう。

第19 警備業者等の責務(法第21条関係)

1 総説

- (1) 法第21条第1項において、警備業者及び警備員に対して警備業務に関する知識及び能力を向上させる努力義務を課したのは、警備業務が人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする業務であり、警備員は、警備業務の実施に伴って発生する様々な事象に対し、適法、妥当かつ臨機応変に対応することを要求されるが、このような対応を瞬時の判断により的確に行うことができるためには、一般人の常識の範囲を超えた専門的な知識及び技能が必要とされることから、警備業務が適正に実施されるためには、これに直接従事する警備員が不断の努力を重ね、警備業務に関する専門的な知識及び技能を錬磨し、厳正な規律に従って業務を行う必要があるからである。
- (2) 法第21条第2項においては、警備業者にその警備員に対する教育等を法律で 義務付けることにより、警備業務の適正な実施の確保を図ることとしている。これは、警備業務の性格上、同条第1項の規定と相まって、これに直接従事する警備員に一定水準以上の専門的な知識及び技能を有させ、警備業者の特別な注意義務に基づく指導及び監督の下に業務を行うようにさせる必要があると考えられたからである。

これに伴い、警備業務は、労働者供給事業的形態で行われることはもとより、 労働者派遣事業的形態で行われることも禁じられている(職業安定法(昭和22 年法律第141号)第44条、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働 者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第4条第1項第3号)。警 備業者は、自己が使用して警備業務に従事させる警備員に対しては、自らの責任 において教育等を行わなければならず、当該警備員に対して他の警備業者が既に 教育等を行っていたとしても、そのことをもって教育等の義務を免れることには ならない。

2 府令の定め

- (1) 府令第38条第1項中「必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育」とは、基本教育及び業務別教育以外に行うものをいう。
- (2) 府令第38条第2項の表の教育事項中「警備員の資質の向上に関すること」とは、警備業の現状と社会的役割に関すること、警備員の使命と心構えに関すること等をいう。
- (3) 府令第38条第2項の表の教育事項中「その他警備業務の適正な実施に必要な

法令」とは、日本国憲法(基本的人権)、刑法(明治40年法律第45号。正当 防衛、緊急避難等)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。現行犯人の逮捕 及び引渡し等)、遺失物法(平成18年法律第73号)等をいう。

- (4) 府令第38条第2項の表の教育事項中「応急の措置」とは、警察機関への連絡のほか、負傷者に対する応急手当、避難誘導等をいう。
- (5) 府令第38条第2項の表の教育事項中「護身の方法」とは、「護身用具の使用 方法」のほか、護身術をいう。
- (6) 業務別教育は、当該警備員が従事しようとし、又は現に従事している警備業務の具体的な内容に即し、かつ、当該警備員の知識、技能の程度に応じて行うように指導すること。
- (7) 府令第38条第2項及び第3項の表の備考中「当該教育についてこれ(指導教育責任者)と同等の知識経験がある者として国家公安委員会が定める者」は、規程第1条及び第2条において定められている。
- (8) 府令第38条第2項及び第3項の表の備考中の「講義の方法」は、具体的には次の方法によるものとする。
 - ① 規程に定める警備員教育を行う者(以下「教育を行う者」という。)が、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、受講者と対面して行うもの
 - ② 教育を行う者が、電気通信回線を使用して受講者と非対面で行うもの ②の方法については、例えば、パソコン等でインターネットを利用した学習やテレビ会議システムを利用した遠隔講義等があるところ、いずれの場合であっても、①の方法と同等の教育効果を得られるものであるべく、電気通信回線を使用して行うものであって、府令第38条第2項の表の備考第3号イからニまでの各要件を満たすものである必要がある。
- (9) (8) ②の方法による教育を行う場合における教材の制作者に限定はなく、府令第38条第2項及び第3項に定める教育事項並びに同条第2項の表の備考第3号イからニまでの各要件を満たすものであれば、その視聴時間を教育時間数に算入できる(設問の回答に必要な時間を含む。)。ただし、当該教材については、初回視聴時、スキップできないものである必要がある。
- (10) 府令第38条第2項の表の備考第3号イの要件を満たすためには、受講開始前に、ID・パスワード、生体認証等を用いた本人確認を行う必要がある。
- (11) 府令第38条第2項の表の備考第3号ロの要件を満たすためには、以下の方法等により受講者の受講の状況を確認する必要がある。
 - ア 警備業者が使用し、又は管理する施設において実施する場合 教育を行う者が、講習中に最低1回、受講者の受講状況を目視、点呼、身分 証明書の提示等により確認する方法
 - イ 警備業者が使用し、又は管理する施設以外において実施する場合
 - ① 受講中のあるタイミングで、PC等インターネット端末の内蔵カメラ等を 利用して受講者の顔画像を撮影し、営業所等に送信させる方法
 - ② 受講中のあるタイミングで端末上に表示される指示等に従い、携帯電話等

を用いて受講状況を撮影させ、受講終了後にEメール等で営業所等に送信させる方法

- (12) 府令第38条第2項の表の備考第3号ハの要件を満たすためには、教材中に 講義内容に関する設問を設け、受講者に当該設問に対する回答を求めることや、 教材視聴後に効果測定を行い、履修状況を確認すること等が必要である。
- (13) 府令第38条第2項の表の備考第3号二の要件を満たすためには、電子メール等により、受講者が教育を行う者に対し質問できる仕組み・環境を構築すること等が必要である。
- (14) (8)②の方法により講義を行う場合であっても、教育を行う者は、当該講義を 主体的に行う必要があり、例えば、府令第38条第2項の表の備考第3号に掲げ る要件を満たすために、受講者の本人確認を行うなどの必要がある。
- (15) 府令第38条第4項において、警備業者は、一定の要件を満たす警備員に対しては、新任教育義務の全部又は一部を免除されており、特に、①合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させようとするもの、②指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させようとするもの並びに③合格証明書又は指導教育責任者資格者証(法第2条第1項第1号の警備業務にかかるものを除く。)及び機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている警備員で機械警備業務に従事させようとするものに対しては、新任教育を行わなくてよいこととされているので留意すること。
- (16) 府令第38条第5項において、警備業者は、一定の要件を満たす警備員に対しては、現任教育義務の全部又は一部を免除されており、特に、①1級合格証明書の交付を受けている警備員で当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事させているもの及び②指導教育責任者資格者証の交付を受けている警備員で当該指導教育責任者資格者証に係る警備業務の区分の警備業務に従事させているものに対しては、現任教育を行わなくてよいこととされているので留意すること。
- 3 部外実施教育の取扱い

警備業者は、その責任において警備員教育を実施しなければならないが、その全てを自ら又はその従業者により行うことまでは要せず、その責任において実施するものであり、法及び府令に定めるところに反しない範囲で、その者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育を警備員教育の一部と認め、教育時間数に算入することができる。

(1) 警備員教育の教育時間数への算入が認められる教育の方法

警備業者又はその従業者以外の者がその警備員に対して行う教育(以下「部外 実施教育」という。)のうち、警備員教育の教育時間数への算入が認められるも のは、講義の方法又は実技訓練の方法で実施される基本教育及び業務別教育とし、 実地教育の方法により行う業務別教育については、警備業務の実施の現場におい てマン・ツー・マン方式で行われる当該教育の方法の特性に鑑み、警備業者又は その従業者以外の者が実施することは適当でないため、警備員教育の教育時間数 へ算入する対象から除外することとする。

(2) 警備員教育の教育時間数への算入が認められる教育を行う警備業者又はその従業者以外の者の範囲

警備業務について高度な専門的知識及び技能を有する部外の講師等を招へいし、警備業者が使用し、又は管理する施設において実施する部外実施教育については、その教育事項等が府令第38条の定めるところに適合し、かつ、警備業者が、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、警備員の知識及び能力の水準に照らし適切かつ効果的に実施するものであれば、警備員教育の教育時間数への算入を認めるものとする。

一方、警備業者が使用し、又は管理する施設以外で実施する部外実施教育の警備員教育の教育時間数への算入については、次に掲げる者による部外実施教育であって、その教育事項等が府令第38条の定めるところに適合し、かつ、当該警備業者が、その指導教育責任者が作成する教育計画書に記載する教育計画に基づき、警備員の知識及び能力の水準に照らし適切かつ効果的に実施するものである場合に限定して認めるものとする。

- ① 警備業務の適正な運用を確保し、公共の安全と秩序の維持に寄与することを 目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人で警備員及び警備業関係 者に対する教育訓練に係る事業を行うもの
- ② 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号及び第1号の2に掲げる事業協同組合又は事業協同小組合で、組合員の事業に関する知識の普及を図るための教育(中小企業等協同組合法第9条の2第1項第4号)をその事業とし、組合員である警備業者の警備員に対する警備員教育を行うもの
- ③ 法第23条第3項の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)
- ④ 複数の警備業者がその警備員教育を共同して実施することを約することにより成立した民法上の組合その他の団体
- 4 警備会社の合併、分割等があった場合における取扱い

警備会社の合併、分割等があった場合において、従前から警備業務に従事していた警備員を新たに使用することとなる警備業者が、改めて新任教育を行う必要があるか否かについては、原則として新任教育を要するが、当該警備員に教育を行っていた警備業者の事業の実態と当該警備員を新たに使用することとなる警備業者の事業の実態とに同一性が認められるときに限っては、改めて新任教育を行う必要はないものとする。

5 指導及び監督

法第21条第2項中「指導及び監督」とは、警備業者がその警備員を自己の責任 において業務上及び身分上の指導及び監督を行うことをいい、警備業者がその被用 者をして警備員を指導及び監督させる場合を含む。

指導及び監督の具体的な基準については、警備業者の自らの警備実施要領や依頼者との警備契約の内容によることはもとより、府令第38条第2項及び第3項その

他の関係法令に従い、警備業の検定における業務内容、業界で共有される警備実施 要領に沿う必要があるが、個別の警備業務における具体的な基準については、個別 具体的に考えていくべき性質のものであり、警備対象施設の状況、警備業務の内容、 警備員の性質・年齢・勤務状態、地理的・気象的・期間(時間)的条件を総合的に 勘案した上、社会通念上相当と認められる指導及び監督を行う必要がある。

6 複数の警備業者が共同で警備業務を実施する場合の留意事項

警備員に対する指導及び監督は、警備業務の実施の適正を図るために不可欠なものであるので、警備業者及び指導教育責任者に対し、十分に指導を行うこと。また、指導及び監督が行われない場合には、職業安定法第44条違反になることもあるので、その点についても十分配意すること。

特に、警備業者が委託を受けた警備業務の全部又は一部を他の警備業者に委託する場合には、その態様によっては、委託を受けた警備業者がその警備員に対して行う指導及び監督に関し、法第21条第2項に違反する形態や労働者供給又は労働者派遣に関する規制を潜脱する形態で警備業務が行われるおそれがあることから、その委託に係る警備業務が適正に行われているか否かについて、警備業者に対する指導を適確に行うこと。

また、複数の警備業者が共同して警備業務の委託を受けた上、一の警備業務対象施設等(警備業務対象施設その他の警備業務が実施される場所をいう。)において警備業務を共同して実施する場合には、各警備業者間は、一般的に共同企業体(ジョイント・ベンチャー(JV))と称される一種の民法上の組合(以下「共同企業体」という。)を構成しているものと解されるが、この場合において、共同企業体の構成員間の任務分担及び責任関係が明確に定められていない時には、法第21条第2項の規定による指導及び監督が適正に行われないなど、警備業務の実施の適正を害するおそれがある。このため、共同企業体による警備業務の共同実施に当たっては、各警備業者が各々その者の雇用する警備員に対する指導及び監督を行うことはもとより、一の警備業務対象施設等における警備業務の実施の適正を確保し、警備業務の依頼者の保護を図るため、警備業務を共同実施する構成員間の業務分担と連絡調整が適正に行われるよう、警備業者に対する指導を適確に行うこと。

なお、警備業務の委託又は警備業務の共同実施が行われる場合には、警備業者の営業所の所在地を管轄する公安委員会と当該警備業務が行われる区域を管轄する公安委員会が異なり得ることから、これらの場合には、警備業者に対する指導及び監督を円滑に進めるため、関係する公安委員会は、密接に連携して、委託又は共同実施に係る警備業務が適正に実施されているか否かについて、効果的に確認を行うこと。

第20 指導教育責任者(法第22条関係)

1 総説

法第22条第1項中「営業所(警備員の属しないものを除く。)」とあるのは、事業規模の大きい警備業者の多くの営業所のうちには、主たる営業所(本社)や多数の営業所を指揮統括する支社のように警備員が所属しない営業所が例外的に存する

ことが想定されるからである。

2 府令の定め

- (1) 府令第39条第1項中「営業所ごと(略)に、専任」とは、その営業所に常勤して指導教育責任者の業務に従事し得る状態にあることをいう。したがって、他の営業所と掛け持ちしている場合、他に職業を持っていて通常の営業時間にその営業所に勤務できない状態にある場合等は、専任とはいえないが、指導教育責任者の業務のみに専従することまで必要とするものではなく、指導教育責任者の業務に支障のない範囲で、警備業務に従事したり、当該営業所の他の業務に従事したりするものであってもよい。
- (2) 府令第39条第2項の規定により、指導教育責任者は複数の警備業務の区分の 指導教育責任者を兼ねることができる。しかしながら、当該警備業務の区分ごと に属する警備員が相当数となるような営業所については、各区分ごとに指導教育 責任者を選任することが望ましい。
- (3) 府令第39条第3項中「近接する」とは、二つの営業所における指導及び教育 に関する業務を適時適切に行うことができる距離にあることをいい、おおむね片 道1時間以内で行ける距離にあることが必要である。
- (4) 兼任の承認は、「近接」及び「5人以下」の要件を満たし、当該指導教育責任者が当該営業所において取り扱う警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証の交付を受けており、かつ、当該指導教育責任者による警備員に対する指導及び教育が十分に行われると認められる場合のみ、当該営業所の当該警備業務の区分について行うこと。
- (5) 兼任を認めることにより当該指導教育責任者が3以上の営業所の指導教育責任者を兼ねることとなる場合には、兼任を認めないこと。
- (6) 専任の指導教育責任者の置かれている営業所が他の都道府県の区域内に所在するときは、当該区域を管轄する公安委員会の意見を聴いて承認を行うこと。
- (7) 承認の要件を満たさなくなったときは、当該承認を取り消すこと。
- (8) 府令第40条第2号中「警備員教育の実施を管理すること」とは、自ら警備員 教育を実施することのほか、他の者による警備員教育の実施について必要な指導、 実施状況の把握等を行うことをいう。
- 3 指導教育責任者資格者証の交付
 - (1) 府令第42条第3項第1号前段の書面は、講習等規則第7条第1項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(講習等規則別記様式第2号)とする。
 - (2) 府令第42条第3項第1号後段の書面は、講習等規則第8条各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面(申請者の勤務している警備業者の証明書等)とする。
 - (3) 法第22条第4項の規定により指導教育責任者資格者証の交付を行わないときは、別記様式第3号の資格者証不交付通知書により行うものとする。
- 4 警備員指導教育責任者講習 講習の運用については、別途通達するものとする。

- 5 警備員指導教育責任者講習修了者と同等以上の知識及び能力を有することの認定
 - (1) 法第22条第2項第2号の認定の基準は、講習等規則第8条に規定されている。 同条第1号中「警備員の指導及び教育について十分な能力を有する」とは、実際 に警備員を指導・教育した経験が相当にあり、かつ、指導教育責任者としてふさ わしい人格識見があること等をいう。
 - (2) 講習等規則第8条第2号の認定は、次の基準のいずれかにより行うこと。
 - ① 警視以上の警察官であった者で警備員の指導及び教育に関する業務における 管理的又は監督的地位にあった期間が通算して3年以上であり、かつ、警備員 の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの
 - ② 警察官であった者でその在職中警備業の指導及び監督に関する業務に直接従事した期間が通算して3年以上であり、かつ、警備員の指導及び教育について十分な能力を有すると認められるもの
 - ③ その他、警備業務に関する相当な知識を有し、かつ、警備員の指導及び教育 について十分な能力を有すると認められる者
 - (3) 法第22条第2項第2号の認定は、指導教育責任者資格者証の交付の申請があった場合に当該申請を受けた公安委員会が行うものであり、認定だけを独立して申請させるものではないことに留意すること。
 - (4) 全国の警備員に対する指導及び教育の質を一定水準以上に確保する必要があることから、指導教育責任者は、警備員指導教育責任者講習を受けた者であることが望ましいので、法第22条第2項第2号の認定は、警察庁と緊密な連絡を取りながら慎重に運用すること。
- 6 指導教育責任者資格者証の返納命令 府令第44条第1項に規定する返納命令書の様式は、別記様式第4号の資格者証 返納命令書のとおりとする。
- 7 現任指導教育責任者講習 講習の運用については、別途通達するものとする。
- 第21 検定(法第23条関係)

検定の運用については、別途通達するものとする。

第22 欠格条項(法第25条関係)

法第25条第1号中「この法律に基づく命令」とは、府令等ではなく、法第35条 の規定に基づく業務停止命令をいう。

第23 登録基準(法第26条関係)

法第26条第1項第1号中「別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて」については、登録を申請する者が特定の種別の警備業務のうちいずれに係る講習会を実施する見込みであるかにかかわらず、別表の上欄に掲げる科目ごとにその中欄に掲げられた施設及び設備の全てを用いて行われるものであることが必要である。

- 第24 講習会の実施に係る義務(法第28条関係)
 - (1) 講習効果を挙げるため、学科講習及び実技講習の順序、これらの講習の科目又

はその細目の組合せは、適宜工夫することができる。

学科試験及び実技試験は、学科講習及び実技講習の全てが終了した後に行うものであり、例えば、実技講習のみが終了した時点で実技試験を行うことはできない。これは、実技試験において判定することとしている能力は、実技講習のみならず学科講習によっても修得されるものであること、また、講習会は、通常2、3日であるため、学科試験と実技試験を別の機会に実施する必要性が小さいことによる。

なお、学科講習又は実技講習のみの講習会は認めない。また、学科講習及び実 技講習の科目及び講習事項については、検定規則別表第3又は別表第4に掲げる ものに加えて、更に履修することが適当と認められる内容を行ってもよい。

- (2) 講習会は、検定のうち学科試験及び実技試験に代わるものであるから、講習会を受講するためには、検定を受検できる者であることが必要である。したがって、一級の講習会については検定規則第8条に掲げる者でなければ受講することはできず、同条第2号に当たる者にあっては講習会を受講する際に公安委員会から同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められていなければならない。
- (3) 検定規則第17条第14号中「公示する」とは、公衆が知ることのできる状態におくことをいい、例えば、ホームページへの掲載等の方法がある。

第25 業務規程(法第30条関係)

- (1) 検定規則第18条第12号の「業務に関する公正の確保に関する事項」には、 例えば、受講の申請者及び受講者のうち特定の者に対し特別な取扱いを行わない こと等を含む。
- (2) 検定規則第18条第13号の「その他業務の実施に関し必要な事項」には、例えば、秘密の保持に関する事項等を含む。

第26 機械警備業務の届出(法第40条関係)

1 「基地局」の意義

基地局とは、受信機器を設置する施設であるが、当該受信機器が単に情報のモニターのためだけのものである場合は、含まれない。

2 届出に当たっての留意事項

届出は、当該都道府県の区域内に基地局又は警備業務対象施設のいずれか一方の みが所在する場合にも行われなければならないことに留意すること。

第27 機械警備業務に係る廃止等の届出(法第41条関係)

1 廃止の届出

都道府県内廃止届出書は、機械警備業務については、当該都道府県の区域内における基地局及び警備業務対象施設が全てなくなった場合にのみ提出すべきこと(府令第56条第1項)に留意すること。

2 機械警備業者の氏名等の変更があった場合における取扱い

機械警備業者は、機械警備業務の開始に当たっては、その氏名又は名称、住所及 び代表者の氏名を届け出ることとされている(法第40条)が、その変更があった 場合の届出は、法第11条第1項変更届出書(府令別記様式第6号)により、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対してのみ行われる。したがって、他の公安委員会が当該変更に係る事実を把握する方法は、法第11条第2項の規定により主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会が行う通知であることに留意すること。

3 変更の届出

機械警備業務変更届出書(府令別記様式第19号)の提出は、機械警備業務開始 届出書(府令別記様式第18号)の提出に当たって経由した警察署長を経由して行 うものとされているが、当該警察署長の管轄区域内において機械警備業務を行わな いこととなる一方、当該都道府県警察の他の警察署長の管轄区域内では引き続き機 械警備業務を行う場合には、当該他の警察署長の名称を記載した書面(様式不問) を提出して、その警察署長を新たな経由警察署長とすべきことに留意すること(府 令第58条第2号、第59条)。

第28 機械警備業務管理者(法第42条関係)

- 1 機械警備業務管理者の業務
 - (1) 府令第61条第1号中「警備業務用機械装置の維持管理」とは、警備業務用機械装置の日常的な維持管理のほか、軽易な故障の際の応急的な修理等をいう。
 - (2) 府令第61条第1号中「計画」とは、警戒業務に従事する警備員(指令業務に従事する警備員)の勤務予定、警備業務用機械装置の定期的な点検の予定、故障の際に執るべき措置についての定め等をいう。
- 2 機械警備業務管理者の選任

機械警備業務管理者の選任に関する規定の解釈及び運用は、第20の2(1)に準じて行うこと。

- 3 機械警備業務管理者資格者証の交付等
 - (1)機械警備業務管理者資格者証の交付に係る欠格事由(法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第4項)及び返納命令事由(法第42条第3項において読み替えて準用する法第22条第7項)には、指導教育責任者資格者証の場合の欠格事由及び返納命令事由以外に、「精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」が含まれることに留意すること(要件規則第3条第2項)。なお、この該当の有無については、第3の7に準じて判断すること。
 - (2) 法第42条第3項において準用する同法第22条第4項の規定により機械警備業務管理者資格者証の交付を行わないときは、別記様式第3号の資格者証不交付通知書により行うものとする。
- 4 機械警備業務管理者講習修了者と同等以上の知識及び能力を有することの認定
 - (1) 法第42条第2項第2号の認定の基準は、講習等規則第14条に規定されている。同条第1号中「機械警備業務の管理について十分な能力を有する」とは、実際に警備業務用機械装置の運用の監督、指令業務の統制等機械警備業務の管理に関する業務に従事した経験が相当にあり、かつ、機械警備業務管理者としてふさ

わしい高度な判断能力を有すること等をいう。

- (2) 講習等規則第14条第2号の認定は、次の基準のいずれかにより行うこと。
 - ① 警部以上の警察官であった者で機械警備業務の管理に関する業務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して3年以上あり、かつ、機械警備業務の管理について十分な能力を有すると認められるもの
 - ② 警察官であった者でその在職中機械警備業の指導及び監督に関する業務に直接従事した期間が通算して3年以上であり、かつ、機械警備業務の管理について十分な能力を有すると認められるもの
 - ③ その他、機械警備業務に関する相当な知識を有し、かつ、機械警備業務の管理について十分な能力を有すると認められるもの
- 5 機械警備業務管理者資格者証の返納命令

府令第44条第1項に規定する返納命令書の様式は、別記様式第4号の資格者証 返納命令書のとおりとする。

6 準用

機械警備業務管理者資格者証に関する規定の解釈及び運用は、1及び2によるほか、第20の4(1)及び(2)並びに6(3)及び(4)に準じて行うこと。

- 第29 即応体制の整備(法第43条関係)
 - 1 「その他の必要な措置」

「その他の必要な措置」とは、警察機関への連絡、基地局への連絡、現場保存等をいう。

2 「待機所」

「待機所」とは、警備員の待機する施設をいい、駐車場の一画を継続的に使用する場合等建造物でない場合も含まれるが、路上に駐車して待機する場合等場所の定まらない場合は、含まれない。

3 「その他の装備」

「その他の装備」とは、無線機、懐中電灯等をいう。

- 第30 基地局の備付書類(法第44条関係)
 - 1 警備業務対象施設に関する事項

法第44条第2号及び府令第64条第1項第3号に掲げる事項は、同一の書類中 に記載するように指導すること。

2 基地局及び待機所に関する事項

府令第64条第1項第1号に掲げる事項は、次に定めるところにより記載するように指導すること。

- (1) 基地局及び待機所は、その位置に印を付け、名称を付記すること。
- (2) 警備業務対象施設の所在する地域については、どの待機所の管轄に属するかが明確に分かるように色分け等の方法により記載すること。
- (3) 地図は、当該記載事項が明確に分かるような規格のものを用いること。
- 3 待機所ごとの装備に関する事項

府令第64条第1項第4号中「その他の装備」とは、法第43条に規定するもの

と同じであり、護身用具は含まれないことに留意すること。

4 事故発生情報の受信及び対処に関する事項

府令第64条第1項第5号中「その情報に応じて講じた措置」とは、警備員に対する指令、警察機関への連絡等をいい、その時刻についても記載するように指導すること。

また、同号中「その結果」とは、当該盗難等の事故の内容、警察官への引継ぎの状況、誤発報であったこと等をいう。同号の規定により、基地局の備付書類には、「盗難等の事故の発生に関する情報を受信した日時」を記載すべきこととされているほか、警備員を現場臨場させた場合に、「当該受信の時から警備員が現場に到着する時までに要した時間」の記載も要するので、基地局への立入検査に当たっては、これらの記載の状況を検査し、確実かつ正確な記載が行われるよう指導及び監督を適確に行うこと。

第31 警備員の名簿等(法第45条関係)

1 警備員名簿

- (1) 府令第66条第1項第1号ハに掲げる事項は、例えば、「○○市内の道路工事 現場における車両の誘導」、「○○市○○町○○の××ビルにおける常駐警備」の ように、当該警備業務の具体的内容のほか、その行われる場所又は地域について も記載するように指導すること。
- (2) 府令第66条第1項第1号ニ(5)の「その他国家公安委員会規則で定める事項」は、当該合格証明書に係る級である(検定規則第21条)。
- 2 教育計画及び教育実施簿
 - (1) 府令第66条第1項第5号及び第6号中警備員教育に係る「内容」とは、府令 第38条第2項及び第3項の表の教育事項についての細目をいう。
 - (2) 府令第66条第1項第6号の書類は、別紙記載例を参考にして作成するように 指導すること。

第32 報告の徴収及び立入検査(法第46条・第47条関係)

1 総説

報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては法の目的と関係のない事項に及ぶ等 無用の負担をかけることがないように配意すること。

2 報告等の要求

報告又は資料の提出の要求は、原則として書面により行わなければならない(府令第69条)が、当該書面に記載する要求の理由については、要求の目的が具体的に分かる程度の内容を記載すること。

なお、緊急を要し書面により行ういとまがない特別の事情がある場合には、口頭 で行うことも許される。

3 立入り

(1) 立入りの対象となる待機所は、機械警備業務に係る待機所に限られず、一般の警備員詰所等も含まれることに留意すること。

なお、警備業務対象施設内の単なる休憩所等は、待機所には含まれない。

(2) 当該公安委員会の管轄区域内における警備業務の実施の適正を図るため必要があるときは、他の公安委員会の管轄区域内に所在する営業所等(例えば、隣県の営業所から警備員が出向いてきて警備業務を行っている場合における当該営業所)についても立入検査ができることに留意すること。この場合においては、当該他の公安委員会と緊密な連絡を行うこと。

第33 指示(法第48条関係)

1 総説

公安委員会は、その管轄区域内はもとより、管轄区域外で警備業者又はその警備 員が違反行為をした場合でも、自らの管轄区域内における警備業務の適正な実施が 害されるおそれがあると認められるときは、指示をすることができる。また、二以 上の都道府県の区域内における警備業務に係る営業を行っている場合には、A公安 委員会が警備業者に対し指示をすることで違反状態の解消等がされ、その結果とし て、当該警備業者がB公安委員会の管轄区域内で行う警備業務の実施の適正が図ら れるなど、同一又は重複する内容の指示を複数の公安委員会が行い得ることが十分 あり得るところである。

そこで、このような指示については、違反行為に係る事実を十分に把握して最も 適切に判断できると認められる公安委員会が行うべきであるから、原則として、違 反行為が行われた場所を管轄する公安委員会が行うものとする。この場合において、 指示を行う公安委員会は、自らの管轄区域内における警備業務の実施の適正を確保 することが、他の公安委員会の管轄区域内における警備業務の適正化にも同時に資 するよう、指示の内容を工夫することが望ましい。

なお、個別具体の事情により、違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会による指示のみでは、自らの管轄区域内における警備業務の実施の適正が確保されないと認める公安委員会は、更に必要な措置を執るべき旨の指示をするものとする。

2 指示の要件

- (1) 法第43条の規定に基づく都道府県公安委員会規則で定める基準に適合しない場合は、同条の規定の違反になり、「この法律」に違反したという要件を満たすことに留意すること。
- (2) 法第48条中「警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められると き」とは、法令違反の状態が現存している場合のほか、その違反の状態は、現存 していないが、その違反の原因となった事由が存続しており、その違反が偶然的 なものではなく、繰り返されるおそれがあるような場合をいう。

3 指示の内容

指示の内容は、当該警備員を警備員以外の職に配置換えをすることが上限であり、 役員の解任や警備員の解雇は、含まれない。

また、指示の内容は、違反状態の解消のための措置、履行されなかった義務に替わる措置、将来の違反の防止のための措置等を具体的に定めることが必要であり、例えば、単に「今後は法第〇条の規定を確実に遵守すること。」というような指示は、望ましくない。

4 指示の手続

法第48条の規定による指示は、別記様式第5号の指示書により行うものとする。 第34 営業の停止等(法第49条関係)

1 営業停止命令

(1) 総説

公安委員会は、その管轄区域内はもとより、管轄区域外で警備業者又はその警備員が違反行為をした場合でも、自らの管轄区域内における警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるときは、営業停止命令をすることができるが、営業停止命令の権限とその効果は、「当該公安委員会の管轄区域内における警備業務に係る営業」の停止に限定されている。

このため、例えば、A県の営業所からB県内に警備員が出向いてきて警備業務を行っている場合に当該営業所について違反行為が行われたとしても、A公安委員会はA県内における警備業務に係る営業の停止しか命ずることができず、B公安委員会はB県内における警備業務に係る営業の停止しか命ずることができないので、当該営業所に係る営業の全てを停止するには、両方の公安委員会がそれぞれ営業停止命令をしなければならない(このように、営業停止命令は、指示(法第48条)と異なり、同一又は重複する内容の処分を複数の公安委員会が行い得るものではない。)。

(2) 営業停止命令の要件

法第49条第1項中「警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき」とは、当該警備業者が引き続き警備業務を行う場合には、警備業務の実施に伴って違法又は不当な事態が発生する蓋然性が極めて高いと認められるとき、あるいは、著しく不適切な警備業務が継続的に行われることが予想されるようなときをいう。例えば、法第15条違反が、警備業者の経営方針に従って行われた場合、法第21条の違反があまりにも著しく、営業を継続したまま改善することが困難である場合等である。

(3) 営業停止命令の内容

法第49条第1項中「一部の停止」とは、当該公安委員会の管轄区域内に2以上の営業所を有し、それぞれの分担区域を設けているような場合においてその一方の営業所に係る営業についてのみ停止を命じたり、特定の種類の警備業務に係る営業についてのみ停止を命じたりするような場合をいう。

(4) 営業停止命令の手続

法第49条第1項の規定による警備業務に係る営業の全部又は一部の停止の命令は、別記様式第6号の営業停止命令書により行うものとする。

2 営業の廃止の命令

(1) 命令を行う公安委員会

法第49条第2項各号に該当する者があることを認知した公安委員会であれば、営業の廃止の命令をすることができる。したがって、その者が警備業を営んでいる都道府県の区域を管轄する公安委員会が命令をすることが通常であるが、

これに限られるものではなく、例えば、同項第1号に該当する者に対して、当該 通知をした公安委員会が、同項第2号に該当する者に対して、認定の取消しをし た公安委員会が、それぞれ必要に応じて命令をすることも可能である。

(2) 命令の効力

営業の廃止の命令をした公安委員会は、他の全ての公安委員会を代表して権限を行使したものと解することができ、その効力は、全国に及ぶ。したがって、営業の廃止の命令を受けた者が、命令をした公安委員会の管轄区域外で警備業を営んだ場合にも、命令違反に当たる。

(3) 留意事項

営業の廃止の命令は、認定を受けていない者について適用される処分であることに留意すること。

(4) 営業の廃止の命令の手続

法第49条第2項の規定による営業の廃止の命令は、別記様式第7号の営業廃 止命令書により行うものとする。

第35 行政手続法の適用除外(法第51条関係)

指定医は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定された医師のうちから指定するものとする。この際、指定医の所属病院に地域的な偏りが生じないよう配慮するとともに、休診日等も考慮して、複数の病院から合計2人以上の指定を行うこと。

なお、指定医の指定をした場合には、都道府県公安委員会告示等により、公示する ものとする。

第36 方面公安委員会への権限の委任(法第53条関係)

委任される事務については令第4条に定められているが、届出の受理、認定証の書換え等も委任されていることに留意すること。

第37 公安委員会間の連絡等

1 他の公安委員会の交付に係る認定証の有効期間の更新の申請を受けた場合等における取扱い

公安委員会は、その管轄区域内に主たる営業所を有する警備業者から認定証の有効期間の更新の申請を受けた場合又は当該警備業者から認定証の返納を受ける等によりその認定が失効したことを知った場合において、当該認定証が他の公安委員会の交付に係るものであるときは、当該他の公安委員会に、その旨を連絡すること。

2 他の公安委員会の交付に係る指導教育責任者資格者証の返納を命じた場合等にお ける取扱い

公安委員会は、指導教育責任者資格者証又は機械警備業務管理者資格者証の返納を命じ、又はそれらの交付を受けている者が死亡したことを知った場合において、 それらが他の公安委員会の交付に係るものであるときは、当該他の公安委員会に、 その旨を連絡すること。

3 主たる営業所が移転してきたときの取扱い 公安委員会は、その管轄区域内に、他の都道府県の区域内から主たる営業所が移 転してきたときは、府令第4条第1項各号に掲げる書類(当該公安委員会の管轄区域内に所在する営業所について選任する指導教育責任者に係る府令第13条に規定する書類を除く。)の写しの送付を移転元の都道府県の区域を管轄する公安委員会に求めるものとし、当該送付を求められた公安委員会は、これに協力すること。

第38 平成16年改正法の経過措置(平成16年改正法附則関係)

改正法附則第5条の規定により公安委員会が行う審査の運用については、別途通達するものとする。

附則

この基準は令和元年8月30日から施行する。

不 認 定 通 知 書

 第
 号

 年月日

殿

公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 認定証の有効期間の更新

は、次の理由により 認 定 をしないので、警備業法 第5条第3項 認定証の有効期間の更新 をしないので、警備業法 第7条第3項 の規定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住所	
理由		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

認定取消通知書

第 号 年 月 日

殿

公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称		
住所		
代表者の氏名		
認定年月日	認定証の番号	
認定を取り消した理由		

資格者証不交付通知書

第 号 年 月 日

殿

公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 機械警備業務管理者資格者証 の交付につい

警備業法第22条第4項 では、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項 行わないので通知する。

申請	住	所	
者	氏	名	生年月日
理由	Ħ		

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号

資格者証返納命令書

第 号 年 月 日

殿

公安委員会 印

警備業法 第42条第3項において準用する同法第22条第7項 の規定により

公安委員会第 年 月 日交付の 機械警

指導教育責任者資格者証 の返納を命ずる。 備業務管理者資格者証

本 籍							
氏 名			生年月	月日			
	算教育責任者資格者証の区分 算教育責任者資格者証の返納の場合)	1	号	2 長	<u>1.</u>	3号	4号
理由							

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号

指示書

第号年月日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

殿

公安委員会 印

警備業法第48条の規定により、次のとおり指示する。

違	反	事	項	
指	示	事	項	
理			由	

営 業 停 止 命 令 書

第号年月日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

殿

公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停止の範囲					
停止の期間	年 年	月 月	日から 日まで	(日間)
処分の理由					

営業廃止命令書

第号年月日

住 所 氏名又は名称 代表者の氏名

殿

公安委員会 印

警備業法第49条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
処分の理由	

府令第66条第1項第6号の書類の記載例

実施年月日	実施年月日 令和〇〇年〇月〇日(〇)							
実施場所	実 施 場 所							
教	育 内 容	時間数	実施者の氏名					
	1 ○○県内における警備業の現状及び警備員 1時間 警備員指導教育責任者としての心構えに関すること。 ○○○○							
	業務における現場到着時の検索の 審者を発見した際の対処方法に関	2時間	○○基地局司令長					
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○								
上記の事項について誤りがないことを確認します。								
令和 :	令和 年 月 日							
警備員指導教育責任者 〇〇〇 回								

原議保存期間5年(令和7年3月31日まで)有 効 期 間一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整部長警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 警察庁丁生企発第324号令和元年8月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長

警備員等の検定の運用について(通達)

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項に規定する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う検定(以下「検定」という。)については、法及び警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)によるほか、下記の事項に留意の上、その適正な実施に努められたい。

なお、「警備員等の検定の運用について(通達)」(平成31年3月12日付け警察庁 丁生企発第143号)は廃止する。

記

1 検定担当者の配置

検定の円滑かつ効果的な実施を図るため、警視庁及び道府県警察本部の警備業を 担当する課において検定に係る次の事務を行う検定担当者を配置するものとし、原 則として警部以上の階級にある警察官をもって充てること。

- (1) 学科試験及び実技試験の実施時期、場所、種別及び級の決定に関すること。
- (2) 3の検定実施計画書の作成に関すること。
- (3) 学科試験及び実技試験の問題作成に関すること。
- (4) 学科試験及び実技試験の実施の監督に関すること。
- (5) 検定の合否の判定に関すること。
- (6) 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

2 検定の実施時期等

検定の実施時期等は、当該都道府県における警備業者数、警備員数等の事情を総 合的に勘案して決定すること。

1回の検定は、原則としておおむね30人を対象に実施すること。検定は、公安委員会が行う直接検定により行うのが原則であり、国家資格であることにかんがみ、検定申請者が相当数(30人程度)見込まれる場合には、必ず実施するものとし、これに満たない場合には、近隣公安委員会と共同で実施するなどにより、原則として少なくとも1年に1回は検定規則第1条各号に掲げる警備業務の種別ごと及び級ごとに実施すること。

なお、検定の実施時期の決定に当たっては、受検者の利便を図るため、法第23 条第3項の国家公安委員会の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行

- う講習会の実施時期等も考慮すること。
- 3 検定実施計画の作成

検定を実施する場合には、事前の適当な時期に、適宜の方法により、受検希望者 数等を調査し、検定の実施を公示するまでに、次の事項を記載した検定実施計画書 を作成すること。

- (1) 警備業務の種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定期日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材
- 4 検定実技試験員の指定

検定規則第6条第3項の規定による検定実技試験員の指定は、次のいずれかに該 当する者の中から行うものとすること。

- (1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員
- (2) 警察庁生活安全企画課長が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する と認める警察職員
- 5 検定の手続
 - (1) 検定の公示等
 - ア 検定を行おうとするときは、検定規則第7条の規定による公示を行うほか、ホームページに掲載するなどの方法により警備業者に公示事項を周知徹底すること。公示の方法は、都道府県公報への掲載その他の公衆が知ることのできる状態に置くことができる方法によって行うこと。
 - イ 公示事項については、次の点に留意すること。
 - (ア) 検定の実施期日は、検定の実施日及び時間が明らかになるようにすること。
 - (例) 令和元年12月19日(日)午前9時から午後5時まで
 - (イ) 検定規則第7条第2号の「受検手続に関する事項」には、次の事項が含まれること。
 - ① 検定申請の期限
 - ② 検定申請書の提出先及び提出の方法
 - ③ 検定申請に必要な書類
 - ④ 手数料の納入の時期及び方法
 - ⑤ 定員
 - ⑥ 検定規則第8条に規定する受検資格(1級の検定に限る。)
 - (ウ) 検定規則第7条第3号の「その他検定の実施に関し必要な事項」には、検 定申請者の数が定員を超える場合における受検者の選択の方法が含まれるこ

ے ح

(2) 1級の検定の受検資格等

ア 受検資格

- (ア) 検定規則第8条第1号の「当該種別の警備業務に従事し」とは、当該合格 証明書に係る種別の警備業務に従事していることをいい、警備業者の使用人 であっても、営業、会計等の事務に従事している場合は、「警備業務に従事し」 ているとはいえないこと。また、当該種別の警備業務の管理又は監督に 従事している者で、法第45条に規定する警備員名簿に登載され、警備現場 において具体的な指揮、命令を行っている者は、「警備業務に従事し」ている者に当たること。
- (4) 検定規則第8条第1号の「従事した期間が1年以上」であるとは、合格証明書の交付を受けた以後、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事した期間があることを意味すること。また、同一の警備業者の下でなくても、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事していれば足りること。
- (ウ) 検定規則第8条第2号の者には、「1級の検定受検資格基準及び認定手続」 (別添1)の資格認定の基準を満たし、資格認定の手続により認定を受けた者 が該当するものであること。
- イ 検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面 検定申請者は、検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書 面(以下「疎明資料」という。)を検定申請書に添付しなければならない(検定 規則第9条第4項第1号)が、疎明資料としては、次のものを添付させること。
 - (ア) 検定規則第8条第1号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)
 - (イ) 検定規則第8条第2号に該当する者として1級検定受検資格認定を受けた 者については、その認定書の写し

ウ 疎明資料の作成要領等

- (ア) 検定規則第8条第1号に該当する者に係る警備業務従事証明書は、別記書 式例第1に準拠して作成させること。
- (4) 検定規則第8条第1号に該当する者について、一の警備業者の下で検定を 受けようとする当該種別の警備業務に従事した期間が1年に満たない場合 は、同号に該当することを疎明するために必要な複数の警備業務従事証明書 を添付させること。
- (ウ) 検定規則第8条第1号に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明させた上

で同号に該当することを誓約する書面(別記書式例第2に準拠して作成させること。)及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させること。

(エ) 警備業者に対し、その警備員又は警備員であった者が検定を受検するため に警備業務従事証明書の発行を求めた場合に、これを拒否することがないように指導すること。

(3) 検定申請書の受理

1級の検定に係る検定申請書の受理に際しては、(2)イの疎明資料が添付されていることを確認すること。

なお、当該疎明資料は、検定申請時に検定申請書に添付して提出することとされている(検定規則第9条第4項第1号)ことから、1級の検定を受けようとする者は、検定申請時において検定規則第8条各号のいずれかに該当している必要があることに留意すること。

(4) 受検票の交付

検定申請書の提出を受けたときは、受検資格を満たさない者を除き、原則と して即日受検票を交付するとともに、その際に手数料を徴収すること。

(5) 合格証明書の様式

合格証明書の番号は、一連番号を表面右上部の「第 号」の部分に記載すること。

なお、再交付及び書換えの場合には、新たに合格証明書を作成して交付することとなるので、備考部分には、その履歴として、再交付又は書換えの年月日とその理由をその都度記載すること。また、偽造防止の観点から、ラミネート加工することが望ましいこと。

(6) 合格証明書の交付等

- ア 法第23条第5項において準用する法第22条第4項各号に定める欠格事由(以下「欠格事由」という。)に該当したことにより合格証明書を交付しない場合には、不交付の理由を付した公安委員会名の書面により通知すること。この部分における書面の様式については、別記様式第1号のとおりとすること。
- イ 検定規則第14条の規定により合格証明書の交付を受けようとする者が、 合格証明書交付申請書の提出時において欠格事由に該当する場合でも、欠格 事由の有無を調査する期間中に当該欠格事由が消失する場合には、欠格事由 がないものとして取り扱って差し支えないこと。
- ウ 検定規則第14条第3項第2号の規定により、申請時に提出する検定規則 第11条の成績証明書及び検定規則第17条第13号の講習会修了証明書は、 交付の日から起算して1年を経過していないものに限ることとされていることに留意すること。
- エ 合格証明書は、検定に合格した警備業務の種別及び級に応じて、1枚ずつ

交付されるものなので、既に検定に合格している者が、新たに別の警備業務の種別又は別の級の検定に合格した場合には、別の合格証明書を交付すること。

オ 合格証明書の返納命令

- (ア) 法第23条第5項において準用する法第22条第7項の規定による合格 証明書の返納命令は、検定の合格に関して合格証明書の交付を受けた者に 起因する瑕疵があった場合、合格証明書の交付を受けた者として不適当な 行為を行った場合等において、合格証明書を返納させることにより、検定 制度の公正と信頼性を担保しようとするものであること。
- (イ) 合格証明書の返納命令は、警備業法施行規則(昭和58年総理府令第1号) 第44条第1項の規定により、返納命令の理由を付した公安委員会名によ る返納命令書を交付して行うことにされていることに留意すること。なお、 この場合における返納命令書の様式については、別記様式第2号のとおり とすること。
- (ウ) 合格証明書の返納命令は、やむを得ない場合を除き、当該合格証明書を 交付した公安委員会が行うこと。したがって、他の公安委員会が合格証明 書の交付を受けた者について返納事由を認知した場合は、当該合格証明書 を交付した公安委員会に対し、その旨を通知すること。

6 検定の実施

「学科試験及び実技試験の実施要領」(別添2)により実施すること。

7 標章

検定規則第16条に規定する標章(以下「検定標章」という。)は、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)第1条第15号に規定する法令により定められた標章に該当するので、合格証明書の交付を受けていない者又は合格証明書の交付を受けた者ではあるが現に交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事していない者が、検定標章又はこれに似せて作った物を用いた場合は、同号により処罰されることとなること。

8 検定に関する報告事項

検定に関しては、別に定め又は指示があるもののほか、実施状況について別記様式第3号に従い、当該検定が終了した日から2週間以内に警察庁生活安全企画課長宛てに報告すること。

9 留意事項

本件警備員等の検定の運用については、各都道府県警察における取扱いの斉一を 期すため、本年11月1日から適用する。

別記書式例第1

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間

○ 警備業務に従事していたことに、間違いありません。

公安委員会 殿

年 月 日

住所又は主たる営業所(法人)の所在地 氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会の名称 公安委員会

認定証の番号

第号

記載要領

○○の部分は、従事していた(いる)警備業務の内容を具体的に記載すること。 備考

誓	約	書
言	ホリ	곱

私は、次の理由で警備業務従事証明書の発行を受けられませんでしたが、 別添の履歴書記載のとおり、〇〇警備業務に係る2級の検定合格証明書の交 付を受けた後、当該種別の警備業務に従事していた期間が1年以上である者 であることを誓約します。

理由 □ 所属していた警備業者 () が、既に廃業している。

□次の事情による。

公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(FI)

生年月日

記載要領

- 1 □は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 ○○の部分は、従事していた(いる)警備業務の内容を具体的に記載すること。
- 3 誓約書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することがで きる。

備考

合格証明書不交付通知書

住 所

氏 名 殿

警備業法第23条第5項において準用する第22条第4項の規定によ

り、合格証明書を交付しないこととしましたので通知します。

理 由

年 月 日

公安委員会 印

備考

別記様式第2号

合格証明書返納命令書

第 号 年 月 日

殿

公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する第22条第7項の規定により、 公安委員会第 号 年 月 日交付の合格証明 書の返納を命ずる。

氏	名			生年月日						
住	所									
交付年月	月日		合格証明書番号							
警備業	:務の	種別及び級								
理由										

備考

別記様式第3号

検定の実施結果報告書

(都道府県名)

警	備業務の種別及び級		警備業務	級
実	施 年 月 日	年	月	日
受核	毎申請者数(うち警備員以外)		人(人)
受核	検票交付者数(うち警備員以外)		人(人)
受相	険者数(うち警備員以外)		人(人)
学到	合格者数(うち警備員以外)		人(人)
科試験	合 格 率			%
験	平均点(最高点、最低点)	点(点、	点)
実	合格者数(うち警備員以外)		人(人)
技試	合 格 率			%
験	平均点(最高点、最低点)	点(点、	点)
最終	************************************		人(人)
最	終 合 格 率			%
最	終 平 均 点			点
左	受検者の最高年齢			歳
年	受検者の最低年齢			歳
齢	合格者の最高年齢			歳
別	合格者の最低年齢			歳
<i>D</i> 1	合格者の平均年齢			歳
警	受検者の最高経験年数			年
備業	受検者の最低経験年数			年
務経験	合格者の最高経験年数			年
験年	合格者の最低経験年数			年
別	合格者の平均経験年数			年

1級の検定受検資格基準及び認定手続

1 資格認定の基本原則

検定規則第8条第1号に規定されているように、1級の検定は、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、1年以上の当該種別の警備業務の従事経験を有する者に対して行うことが原則であり、また、1級の検定の受検者の質的な均衡を図る必要があることから、資格認定は、極めて限定的に実施する必要があることに留意すること。

2 資格認定の基準

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の 交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る検定規則附則第3条の 規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規 則第5号)第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に 合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであること。
- (2) 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (3) 警察官の職にあった期間が継続して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (4) 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するため に必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- (5) (1)から(4)に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。

3 資格認定の手続

資格認定の手続は、次の要領により行うこと。

- (1) 資格認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)には、その住所地又は その者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する公 安委員会に、別記書式第1号の1級検定受検資格認定申請書(以下「申請書」と いう。)を提出させること。
- (2) 申請書には、申請者が2に掲げる基準のいずれかに該当することを証する次の書面を添付させること。
 - ア 2(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する警備業務従事証明書(本文別記書式例第1を参照)及び履歴業務従事証明書を提出できない場合には、誓約書(別記書式例を参照)及び履歴

書。以下同じ。)

- イ 2(2)に該当する者にあっては、指定講習を行っていた法人の発行した講師 として委嘱していた旨の書面
- ウ 2(3)に該当する者にあっては、警察官の職にあった期間が継続して3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面
- エ 2(4)に該当する者にあっては、登録講習機関の発行した講師として委嘱している旨の書面
- オ 2(5)に該当する者にあっては、当該警備業務を実施するために必要な専門 的な知識及び能力を有することを証する書面
- (3) 添付書類の作成要領等については、本文5(2)ウを参照のこと。
- (4) 申請者が2に掲げる基準に該当すると認めたときは、別記書式第2号の1級検 定受検資格認定書を交付すること。
- (5) 申請者が2に掲げる基準に該当しないと認めたときは、別記書式第3号の1級 検定受検資格不認定通知書によりその旨を通知すること。

4 報告

資格認定を行おうとする場合には、2(1)の場合を除いて、その都度、申請者の 氏名、住所、略歴及び当該資格認定を行うことを相当と認める理由を、警察庁生活 安全企画課まで連絡すること。

1 級	検 定 受	大検	資	格	認	定	申	請	書	
公安委	真会 殿									
警備員等の検定 の受検資格を有す						見定す	う1	級の	検定()
理由										
年	月	日								
	住 所									
	氏 名								印	
	生年月日									

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第8条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。

	1	級	検	定	受	検	資	格	認	定	書	
住	所											
氏	:名								殿			
<u> </u>	描昌 绘(の給定	* 生 に艮	狙する:	担削等	58条	筆9号	・に規定	さする	1級①)検定()
	·····································						43 <i>2</i> 7	(<i>C</i>)		1 ///× -		,
	年		月		日							
								公安	委員	会	印	

備考

	1	級	検	定	受	検	資	格	不	認	定	通	知	書		
住 所																
氏 名											殿					
警備』 の受検												る1	級の)検定	<u>:</u> ()
理 由																
		年		月			日									
										公	安	委	員:	会	印	

備考

誓 約 書

私は、次の理由で警備業務従事証明書の発行を受けられませんでしたが、 別添の履歴書記載のとおり、〇〇警備業務について2級の検定に係る合格証 明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る旧2級検定 に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであるこ とを誓約します。

理由	□ 所属していた警備業者 () が、
	既に廃業している。	
	□ 次の事情による。	

公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名 即

生年月日

記載要領

- 1 □は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 ○○の部分は、従事していた(いる)警備業務の内容を具体的に記載すること。
- 3 誓約書は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

備考

学科試験及び実技試験の実施要領

1 目的

この実施要領は、法第23条第2項の規定による学科試験及び実技試験を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 体制等

(1) 検定担当者

検定担当者は、学科試験及び実技試験の実施の監督を行う。

(2) 検定試験員

検定実技試験員の指定を受けた警察職員は、検定試験員として、学科試験及び 実技試験の採点等を行う。

(3) 検定補助員

検定補助員は、学科試験及び実技試験の実施時における検定試験員の補助、採 点表の集計、受検者の受付・案内・誘導等の補助活動を行う。

(4) 担当者の識別

検定担当者、検定試験員及び検定補助員については、その区分を明示した名札 又は腕章等を装着させること。

3 実施基準

- (1) 学科試験及び実技試験の実施方法
 - ア 学科試験及び実技試験は、検定の種別及び級別ごとに実施すること。
 - イ 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、別紙のとおりとすること。
 - ウ 学科試験は、5 枝択一式 2 0 問の筆記試験により行うものとし、その配点は、 1 間につき 5 点とし、 1 0 0 点満点とすること。
 - エ 学科試験の問題は、別途送付する「学科試験問題例」に掲載されている問題 又はこれと難易度が同程度の問題とすること。
 - オ 学科試験の試験時間は60分とし、原則として途中退場は認めないこと。
 - カ 実技試験の実施方法は、別途送付する「実技試験問題」及び「採点表」のと おりとすること。

なお、採点は、受検者一人につき一人の検定試験員が行い、採点方法は、減 点式採点法とし、採点表の減点欄に配点された点を上限として減点するものと する。

- キ 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかなときは、途中で中止することができるものとする。
- (2) 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただ

し、やむを得ないと認められる事情がある場合においては、本人であることが確認できた場合にのみ受検させることができる。

(3) 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、 やむを得ないと認められる事情がある場合であって、学科試験及び実技試験の開 始後20分以内であるときは、受検させることができる。

(4) 問題用紙等の回収

問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布した書面で試験の内容に関するものは、試験の終了後に回収すること。

4 合否の判定等

(1) 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、検定規則第6条第2項及び第4項の規定により、90%以上の成績であることに留意すること。

(2) 不正行為をした者の取扱い

ア 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については、以後の試験を受けさせないこと。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

イ 学科試験及び実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明した ときは、当該不正行為を行った者についての得点は0点とする。

(3) 合否の発表

学科試験及び実技試験の合否の発表は、それぞれの試験終了後、速やかに合格 者の氏名及び受検番号を発表すること。

発表については、受検者等が確認できる適宜の方法により実施するものとする。 なお、採点した点数は、公表しないこと。ただし、受検者本人が、自分の点数 の教示を申し出た場合には、同人に対し、同人の点数のみを教示するなど、適宜 対応しても差し支えない。

(4) 成績証明書の交付

実技試験の合否発表後に、合格者に対して、その場所において成績証明書を交付すること。

5 学科試験実施上の留意事項

- (1) 試験問題の表紙の適宜の欄に「受検上の注意事項」等を明記すること。
- (2) 試験問題の作成に当たっては、文章の表現方法等から、正答が容易に推知されないように配意すること。
- (3) 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に推知されないように配意すること。
- (4) 別途送付する「学科試験問題例」は、検定担当者が保管することとし、部外者はもちろん、部内者においても関係者以外の者に閲覧させないよう、その取扱い

には十分に注意すること。

(5) 採点に当たっては、次のことに留意すること。

ア 5 枝択一であるので、1 問につき 2 個以上の解答をした場合には、その解答 は 0 点とすること。

イ 解答が判読し難いなど不明瞭である場合には、その解答は0点とすること。

- 6 実技試験実施上の留意事項
 - (1) 実技試験の実施は、検定担当者の指揮の下、検定試験員及び検定補助員による 総合的な運用が特に要求されるので、実技試験実施前の適宜の時期に十分な打合 せを行い、運用上遺憾のないようにすること。
 - (2) 検定試験員には、事前に、「実技試験問題」及び「採点表」の内容を十分に説明し、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。
 - (3) 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋内、屋外を選択すること。
 - (4) 公正性の確保のため、会場内に受検実施者以外の受検者が待機できる控室(待機所)等を準備すること。
 - (5) 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不斉一とならないように 配意すること。
 - (6) 実技試験の実施に当たって、受検者の数によっては、適宜班編成をして運用するなどに配意すること。
 - (7) 受検者には、受検票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。
 - (8) 実技試験の開始前に、全受検者を集合させ、進行順序、受検上の注意事項、実施要領等について説明し、実技試験が円滑に運用できるように配意すること。
 - (9) 各種目ごとの説明に当たっては、適宜の場所において、「実技試験問題」の内容を受検者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。
- (10) 各種目の実技実施中、制限時間内に受検者が実技を終了した場合には、その場 に起立させるなどして、未了者との区別を図ること。
- (11) 検定試験員等は採点中に、受検者と不必要な会話をしないこと。
- (12) 採点項目が多岐にわたっているので、受検者を交代させる際、検定試験員の採点時間の確保に留意すること。
- (13) 次の受検者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。
- (14) 受検者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。
- (15) 採点等に当たっては、既に配布してあるDVD「警察官による警備員等の実技 試験検定のポイント」を参考とすること。
- 7 成績証明書交付後の合格の取消し 偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格

を取り消すことがことができる。

- (1) 合格を取り消した旨を公示すること。
- (2) 合格を取り消したときは、直ちに別記様式の成績証明書不交付通知書を交付し、成績証明書を交付せず、又は交付した成績証明書を返納させるものとする。
- (3) 警察庁生活安全企画課長に、取消しを受けた者の氏名、本籍、住所及び成績証明書の番号を報告すること。

別記様式

成績証明書不交付通知書 第 年月日

殿

公安委員会 印

年 月 日に実施した検定の学科試験及び実技試験に係る成績証明書については、交付しないので通知する。

	住	所	
	氏	名	生年月日
理	由		

備考

空港保安警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目			1 級						2級			
	試験 区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点	試験 区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識を有するこ と。	日本における航空保安対策の概要空港保安警備業務の実施と基本的人権			нож		警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 空港保安警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え			нож
警備業務に関 する基本的な 事項	学科	警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識を有すること。	空港保安警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点	1	5		学科	警備員の資質の向上に関する専門 的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第 21条、第22条、第23条)	2	10	
			警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第						礼式と基本動作 警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、			╁
		ナスの 仏 藤 進 豊 敦 の 宇 佐 の 海 エナ	14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ で留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本の 人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防 の人間の事事、集会・結社・表現の自由・通信 が秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、住居の不可侵等)					法その他警備業務の実施の適正を	第14条、第16条、第17条、第18条) 憲法(人権についての <u>概略的</u> 知識)			
法令に関する こと。	学科	高度に専門的な知識を有するこ と。	刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、暴行罪、傷害罪、威力業務妨害罪等) 刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての全般的知識) 警察官服務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての概略的知識) 遺失物法 (全般についての知識)	2	10		学科	確保するため必要な法令に関する 専門的な知識を有すること。	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置 についての概略的知識) 選集物法(特得者の措置等についての概略的知	4	20	
		航空法、航空機の強取等の処罰に 関する法律、外交関係に関する ウィーン条約その他空港保安警備 業務の実施に必要な法令に関する 値に専門的な知識を有すること。	航空法(全般についての知識) 航空機の強奪等の処罰に関する法律(全般につい ての知識) 銃砲刃剣類所持等取締法(全般についての知識) 外交関係に関するウイーン条約(全般についての 知識) 国際民間航空条約その他の条約及び国土交通省告 宗、指針 消防法(全般についての知識)					航空法、航空機の強取等の処罰に 関する法律、外交関係に関する ウィーン条約その他空港保安警備 発の実施に必要な法令に関する 専門的な知識を有すること。	職) 航空法(爆発物等の輸送禁止についての機略的 加減) 航空機の強奪等の処罰に関する法律(概略的知 識) 統砲刀剣類所持等取締法(銃砲刀剣類等につい ての概略的知識) 外交関係に関するウイーン条約(概略的知識) 民間航空機の安全に対する不法な行為の防止に 関する条約			
乗客等の接遇	学科	乗客等の接過を行うため必要な事項に関する高度に専門的な知識を 有すること。 英語に関する高度に専門的な知識 を有すること。	トラブル等防止と発生時の対応 保安検査実施上必要な英会話	5	25		学科	乗客等の接遇を行うため必要な事 項に関する専門的な知識を有する こと。 英語に関する専門的な知識を有す ること。	ポスト別の接遇 保安検査実施上必要な英会話	2	10	
に関するこ と。	実技	乗客等の接遇を行う高度に専門的な能力を有すること。 英会話を行う高度に専門的な能力	トラブル発生時の処理要領			5	実技	乗客等の接遇を行う専門的な能力 を有すること。 	音楽はいない核通感度			5
	学科	を有すること。 金属探知機、エックス線透視装置 その他の手荷物等検査に用いられ の機械器異(以下「手荷物等検査 作動原理及び機能に関する高度に 専門的な知識を有すること。	業務全般に必要な英会話 固定式金属探知機の電磁力線発生の原理 エックス線透視手荷物検査装置(以下「X-RA Y」という。)のエックス線発生の原理 携帯用金属採知機(以下「HMD」という。)の 電磁力線発生の原理 爆発物自動検査装置の作動原理 液体物検査装置の作動原理			5	学科	ること。 手荷物等検査用機械器具の構造、 作動原理及び機能に関する専門的 な知識を有すること。	保安検査実施上必要な英会話 固定式金属探知器の構造及び機能 携帯用金属探知器(以下「HMD」という。) の構造及び機能 X-RAYの構造、機能及び安全性 爆発物自動検査装置(以下「EDS」とい う。)の構造及び機能 液体物検査装置の構造及び機能			5
	学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する高度に専門的な知識を有すること。 手荷物等検査用機械器具を調整す	固定式金属探知機の感度確認方法				学科	手荷物等検査用機械器具を調整するため必要な事項に関する専門的 な知識を有すること。				
			固定式金属探知器の機能確認の実施 案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項			5	実技	手荷物等検査用機械器具を調整する専門的な能力を有すること。 手荷物等検査用機械器具を操作するため必要な事項に関する専門的	HMDの感度調整方法 HMDの操作方法			5
手荷物その他 の航空機に持 ち込まれる物		に専門的な知識を有すること。 手荷物等検査用機械器具を操作する。 ままなに専門的な始れた有するこ	生 日本			5	実技	な知識を有すること。 手荷物等検査用機械器具を操作する専門的な能力を有すること。				1 0
件の検査(以下 「手荷物等検 査」という。)に 関すること。	学科	手荷物等検査用機械器具の故障及 び不調の原因並びにその対策に関 する高度に専門的な知識を有する こと。	固定式金属探知機、X-RAY等の故障の原因の 解明及び措置要領 手荷物等検査用機械器具の維持管理要領 故障及び不調の場合にとるべき措置	7	3 5		学科	手荷物等検査用機械器具の故障及 び不調の原因並びにその対策に関 する専門的な知識を有すること。	携帯式金属探知器の異常点灯及びアラーム不良 の対策	5	2 5	
	実技	手荷物等検査用機械器具を点検 し、故障を発見する高度に専門的 な能力を有すること。				5	手荷物等検査用機械器具を点検 実技し、故障を発見する専門的な能力 を有すること。		19.			5
	学科	その他手荷物等検査により、航空 の危険を生じさせるおそれのある 物件を発見し、それが航空機内へ 持ち込まれることを防止するため	開披担当者の留意事項 接触検査担当者の留意事項 航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重な り合うなどの複雑な場合におけるエックス線透視 装置による判別要領				学科	物件を発見し、それが航空機内へ	案内担当者の心構え及び検査手順 モニター担当者の心構え及び検査手順 仕分け担当者の心構え及び検査手順 開被検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順			
	実技	持ち込まれることを防止する高度 に専門的な能力を有すること	X-RAYのモニター映像等による判別要領 接触検査での凶器が隠べいされている場合の発見			2 5 1 0 1 0		その他手荷物等検査により、航空 の危険を生じさせるおそれの内へ 物件を発見し、それが航空機内へ 持ち込まれることを防止する専門 的な能力を有すること。				10

科目			1 級				2級						
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	四刀	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	
		空港の施設及び管理に関する高度 に専門的な知識を有すること。	飛行場の設置者及び管理者 管理規程 空港管理規則					空港の施設及び管理に関する専門 的な知識を有すること。	飛行場の種類及び種別 飛行場の施設				
空港に関する こと。	学科	航空運送事業者その他の関係事業 者の業務に関する高度に専門的な 知識を有すること。	航空運送代理店の業務 航空運送取扱業者の業務	1	5	1 1	航空運送事業者その他の関係事業 者の業務に関する専門的な知識を 有すること。	航空運送事業者の業務 運送約款	2	1 0			
		警察署、地方入国管理局の出張 所、税関支署その他の関係行政機 関の業務に関する高度に専門的な 知識を有すること。	警察の責務空港保安委員会の設置の目的と構成機関		所、関の	警察署、地方入国管理局の出張 所、税関支署その他の関係行政機 関の業務に関する専門的な知識を 有すること。	空港警察の業務 税関の業務 入国管理の業務 検疫の業務						
空港保安警備 業務の管理に 関すること。	学科			1	5		-						
	実技	環境の整備その他空港保安警備業 務の能率的かつ安全な実施に必要 な業務の管理を行う高度に専門的 な能力を有すること。				1 0							
	学科 [航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場 合における警察を持つため必要な 境関への連絡を行うため必要な 項に関する高度に専門的な知識を 有すること。					学科	航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場 合における警察を行うため必要な事 慣関への連絡を行うため必要な事 質に関する専門的な知識を有する こと。	警察機関等への連絡の系統				
	実技	航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場	各種事案発生時における通報の実施			5	実技	航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場 合における警察機関その他の関係 機関への連絡を行う専門的な能力 を有すること。				5	
	学科	航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場 合における乗客の避難等の措置 並びに当該物件の処理及び要該不 審者の監視を行うため要な事項 に関する高度に専門的な知識を	避難誘導の指揮要領				学科	航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場 合における乗客等の避難等の措置 並びに当該物件の処理及び受な事項 に関する専門的な知識を有する。 に関する専門的な知識を有する。	避難誘導の意義及び基本的事項				
航生そ件を合急すのさのび見お措このさのび見お措このものが見お措ことでいるできるといる。	実技	すること。 航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場	爆発物等処理要領の指導方法 凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施	3	15	5	実技	と。 航空の危険を生じさせるおそれの ある物件及び不審者を発見した場	爆発物等処理要領 航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処 理要領	5	2 5	5	
急の措置に関 すること。	の方法に関する高度に専門的な知識を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の譲身術(応用)				学科	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識を有 すること。						
		の方法に関する高度に専門的な能 力を有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の応用操作要領 徒手の護身術(応用) 救急法			5		護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力を有 すること。 その他応急の措置を行うために必 変な事項に関する専門的な知識を 有すること。	警戒棒、警戒杖及び非金属製の棚の基本操作要f 徒手の護身術(基本) 消火器の機能及び使用方法 救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要			5	
	実技		心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の応急 措置要領			5	実技	その他応急の措置を行う専門的な 能力を有すること。	日嫡 4 寺 の 心 志 ナ ヨ の 似 安 心 肺 蘇 生 用 模 擬 人 体 模 型 等 に よ る 負 傷 者 等 の 意 議 確 認 要 領			5	

施設警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目			1級				試		2數			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験 区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	試験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点
警備業務に関 する基本的な	学科	警備業務実施の基本原則に関す る高度に専門的な知識を有する こと。	施設警備業務の彩態施設警備業務の実施と基本的人権	3	1 5		学科	警備業務実施の基本原則に関す る専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 施設警備業務の意義と重要性 警備業法第15条	2	10	
事項		警備員の資質の向上に関する高 度に専門的な知識を有するこ と。	施設警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の資質の向上に関する専 門的な知識を有すること	警備員の使命と心構え 警備員の指導及び教育に関する制度の概要 (第 21条、第22条、第23条)	_		
			警備来法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 第14条、第16条、第17条、第18条、第 2.1条)						礼式と基本動作 警備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、 第14条、第16条、第17条、第18条) 憲法 (人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性 阻却事由、暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅 迫罪、強要罪、窃盗罪、強盗罪、横領罪等)					法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する専門的な知識を有するこ と。	刑法(正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居 侵入についての概略的知識)			
法令に関する こと。	学科		刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての全般的知 識)	3	1 5		学科		刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知 識)	4	20	
			警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 						警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知識)			
		消防法、銃砲刀剣類所持等取締法その他施設警備業務の実施に必要な法令に関する高度に専門的な知識を有すること。	消防法(全般についての知識) 銃砲刃剣類所持等取締法(全般についての知識) 民法(善管注意義務、債務不履行、損害賠償) 軽犯罪法(全般についての知識)		法そ必要	消防法、銃砲刀剣類所持等取締 法その他施設警備業務の実施に 必要な法令に関する専門的な知 議を有すること。	環が 対議) 銃砲刀剣類所持等取締法(銃砲刀剣類等についての概略的 なでの概略的対議) 軽犯罪法(概略的対議)					
学	学科	人又は車両等の出入の管理(以下 「出入管理」という。)の方法に 関する高度に専門的な知識を有 すること。	物品搬送許可書等を使用した出入管理の方法 車両の出入管理と事故の防止 爆発物等に対する予防に関する知識 隠匿物件の発見要領				学 科	出入管理の方法に関する専門的 な知識を有すること。	基本的な報告要領 出入管理の目的と重要性 鍵と錠の基礎知識 鍵の取扱要領 人の出入管理要領 物の出入管理要領 車両の出入管理要領			
	実技	出入管理を行う高度に専門的な 能力を有すること。 巡回の方法に関する高度に専門	携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領 エックス線透視装置による不審物件の判別 重要施設における巡回実施要領			15		出入管理を行う専門的な能力を 有すること。 巡回の方法に関する専門的な知	出入管理による不審物件の発見要領 手荷物開披検査及び携帯用金属探知機を使用し た出入管理要領 巡回の目的と重要性			2 (
	学科 実技	的な知識を有すること。	不審な物件又は不審者発見の着眼点 重要施設における巡回実施要領 不審な物件又は不審者発見の着眼点	6	3 0	15	科実	識を有すること。	巡回における着眼点及び留意点 ビデオ映像等による巡回実施上の着眼点及び留 意事項			2 0
警備業務対象 施設における 保安に関する こと。		携帯用無線装置、金属探知機、 侵入検知装置、強隔監視装置そ の他施設警備業務を実施するため に使用する機器(以下「施設警 備業務用機器」という。)に関す る高度に専門的な知識を有する こと。	総合管理システムの機能及び使用方法 非常用放送設備の機能及び使用方法					施設警備業務用機器に関する専 門的な知識を有すること。	携帯用無線装置の機能と操作要領 施設警備業務用機器の種類と管理方法 火災の基礎知識 消防用設備の基礎知識 消火器の機能及び使用方法 屋内消火栓の基礎知識 非常放送設備の基礎知識 携帯用金属探知機の機能と使用方法 自動火災報知設備の構成と管理方法	6	30	
	実技	施設警備業務用機器を操作する 高度に専門的な能力を有するこ と。	総合管理システムの機能及び使用方法 非常用放送設備の機能及び使用方法			1 5		施設警備業務用機器を操作する 専門的な能力を有すること。	自動火災報知機の操作要領			1.5
	学科	施設警備業務用機器の故障又は 不調の場合にとるべき措置に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	総合管理システム、非常用放送設備の誤作動の 原因の解明				学科	施設警備業務用機器の故障又は 不調の場合にとるべき措置に関 する専門的な知識を有するこ と。	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合に取 るべき措置			
	実技	施設警備業務用機器の故障又は 不調の場合にとるべき措置を行 う高度に専門的な能力を有する こと。	総合管理システムの機器の部分遮断、自動シス テムの手動切替え			5	実技	施設警備業務用機器の故障又は 不調の場合にとるべき措置を行 う専門的な能力を有すること。	自動火災報知設備の故障又は不調の原因解明			5
施設警備業務の管理に関すること。	学科	警備業務対象施設の構造、周囲 の状況その他施設警備業務の実調 施に必要な事情で関する事前項 に関する事のを要な事情で、 に関する高高度に専門的な知識を 有すること。 出入管理及び巡回の方法並びに 施設警備業務用機器の使用で がつ変表のを全に実理をのを企業務の を開業をの性に必要が がつ業務ので、 を を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 を ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、	事前調査の意義と重要性 事前調査実施上の留意事項 整備計画書及び警備指令書の作成要領	1	5							
	実技	信備業務対象施設の構造、周囲の状況その他施設警備業務の実施に必要な事情を勘案して、該業務を能率的かつ安全な実施に必要な業務の管理を行う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書及び警備指令書の作成要領 (警備員 の配置計画等)			1 5						

科目			1級				試		2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験 区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲			実技 配点
			脅迫電話(爆破予告)等の対処要領						不審者又は不審物を発見した場合の措置			
	33£ T.I	不審者又は不審な物件を発見し た場合にとるべき措置に関する	爆発物発見時の措置				学	不審者又は不審な物件を発見し	脅迫電話を受けた場合の措置			
	学科	高度に専門的な知識を有するこ と。	不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定				科	た場合にとるべき措置に関する 専門的な知識を有すること。				
	実技	不審者又は不審な物件を発見し た場合にとるべき措置を行う高 度に専門的な能力を有するこ	爆発物発見時の措置要領			1 0	実技	不審者又は不審な物件を発見し た場合にとるべき措置を行う専	不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要 ⁶⁰			1 0
	 	と。	不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定				12	門的な能力を有すること。	INS.			
	学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	事故の発生後の指揮命令				学	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への連絡要領			
		うため必要な事項に関する高度 に専門的な知識を有すること。	警察関係機関等への追加連絡要領			L	科	うため必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。				
	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 う高度に専門的な能力を有する こと。	警察関係機関等への追加連絡要領			1 0	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 う専門的な能力を有すること。	警察機関等への連絡要領			1 0
		事故の発生時における負傷者の 救護及び警備業務対象施設にお ける危険の防止のための措置を	負傷者観察上の着眼点(出血、意識、顔色、呼 吸、脈拍、瞳孔等)				学	事故の発生時における負傷者の 救護及び警備業務対象施設にお	救急法の意義と重要性			
施設の破壊等	学科	行うため必要な事項に関する高 度に専門的な知識を有するこ					科	ける危険の防止のための措置を 行うため必要な事項に関する専	負傷者等の応急手当の概要			
の事故が発生 した場合にお	 	۷.	火災発生時における避難誘導の実施要領	7	3 5		.	門的な知識を有すること。	避難誘導の措置及び留意点	8	4 0	
ける応急の措 置に関するこ		事故の発生時における負傷者の 救護及び警備業務対象施設にお					ェ	事故の発生時における負傷者の 救護及び警備業務対象施設にお	三角巾を使用した止血要領	_		
٤.	実技	ける危険の防止のための措置を 行う高度に専門的な能力を有す				5	実技	ける危険の防止のための措置を 行う専門的な能力を有するこ	負傷者の搬送要領			5
		ること。	非常用放送設備を使用した避難誘導要領				 	<u>ا</u>	The salety of th			
			警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否	ı					警戒棒の取扱い			
	学科	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的	警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否				学科	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な知識	警戒杖の取扱い			
		な知識を有すること。	非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適 否				科	を有すること。	非金属製の楯の取扱い			
	l		徒手の護身術 (応用)				<u>.</u>		徒手の護身術(基本)			
	宇坛	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領			5	実	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な能力	警戒棒、警戒丈及び非金属製の楯の基本操作要 領			1 0
	×1X	な能力を有すること。	徒手の護身術(応用)				技	を有すること。	徒手の護身術 (基本)			
			群集心理の態様と適切な対応				l		火災発生時の対処要領			
		その他事故の発生時における応 急の措置を行うため必要な事項	火災発生時の対処要領(屋内消火栓の使用要 領、消防隊への引継ぎ)				学	その他事故の発生時における応 急の措置を行うため必要な事項	事故等の発生時における心構え			
	学科	に関する高度に専門的な知識を有すること。						に関する専門的な知識を有すること。	現場保存の意義及び実施上の留意点			
		n, v===							警察官への引継ぎ			
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	屋内消火栓の使用方法			5	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	火災発生時における自動火災報知設備による館 内放送要領			5

交通誘導警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点の基準

科目	Ī.,		1級						2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技 配点
警備業務に関		警備業務実施の基本原則に関す る高度に専門的な知識を有する こと。	交通誘導警備業務の形態 交通誘導警備業務の実施と基本的人権					警備業務実施の基本原則に関す る専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 交通誘導警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え			
する基本的な事項	学科	警備員の資質の向上に関する高度に専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点	2	10		学科	警備員の資質の向上に関する専 門的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要 (第2 1条、第22条、第23条)	2	10	
			整備業法(全般についての知識)						礼式と基本動作 警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条)			
		法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する高度に専門的な知識を有す	て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と窓月の防 止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信 の秘密、助労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障 抑管及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)					法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する専門的な知識を有するこ	憲法(人権についての概略的知識)			
法令に関する こと。	学科	ること。	刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての全般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に	5	2 5		学科	٤.	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知 議) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に	4	20	
			ついての知識) 遺失物法(全般についての知識) 道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11						ついての知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知 識)			
		道路交通法その他交通誘導警備 業務の実施に必要な法令に関す る高度に専門的な知識を有する こと。	条、第12条、第13条、第13条の2、第14 条、第17条、第25条、第25条の2、第26 条の2、第35条、第36条、第37条、第38 条、第38条の2、第40条、第41条の2、第 43条、第44条、第45条、第76条のほか、 緊急自動車の要件等についての知識)					道路交通法その他交通誘導警備 業務の実施に必要な法令に関す る専門的な知識を有すること。	道路交通法 (第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条02、第14条、第13条02、第14条、第17条、第25条、第25条02、第26条02、第35条、第36条、第37条、第38条、第36条、第37条、第38条、第44条、第46条、第46条、第46条)			
	学科	さく、赤色灯その他の交通誘導 業務を実施するために使用する 各種資機材(以下「交通誘導等等 業務用資機材」という。のの機 能、使用方法及び管理方法に関 する高度に専門的な知識を有す もこと。	交通誘導業務用資機材の管理方法 現場情勢の変化に即した交通誘導業務用資機材の 配置				学科	交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識を有すること。	交通誘導警備業務用資機材の種類、機能及び使用 方法 交通誘導警備業務用資機材の点検及び整備			
	実技	交通誘導警備業務用資機材を使 田」で 1 又け東西の誘道を行う	交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の選定 交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の配置 交通誘導現場に応じた警備員の配置				実技	交通誘導警備業務用資機材を使 用して人又は車両の誘導を行う 専門的な能力を有すること。	小旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 誘導灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 その他交通誘導警備業務用資機材の使用方法			20
車両等の誘導に関すること。	学 科	人又は車両に対する合図の方法 その他の人又は車両の誘導を行 うため必要な事項に関する高度 に専門的な知識を有すること。	交差点付近における交通誘導要領 交互通行における交通誘導要領 緊急車両等接近通過時の留意点 拡声器による交通誘導要領 交通誘導現場の指揮要領	4	20		学科	人又は車両に対する合図の方法 その他の人又は車両の誘導を行 うため必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。	合図実施上の留意点 合図の種類と基本動作 合図実施のための位置の選定 合図実施中における受傷事故の防止 工事現場の出入口、対面通行等における交通誘導	8	40	
	実技	人又は車両に対する合図その他 の方法により、人又は車両の誘 導を行う高度に専門的な能力を 有すること。	交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領 交互通行規制での工事車両に対する交通誘導要領			2 0	実技	人又は車両に対する合図その他 の方法により、人又は車両の誘 導を行う専門的な能力を有する こと。	合図実施のための位置の選定 警笛及び素手の合図による車両の後進誘導要領 合図の基本動作			3 0
	学科	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、 その周囲における交通の規制の 連合の事情に関する事前 調査を的確に行うため必要な事 項に関する高度に専門的な知識 を有すること。	事前調査の意義 交通量及び道路状況等の事前調査実施上の留意点 交通規制の実施状況等の事前調査実施上の留意点									
交通誘導業務 の管理に関す ること	学科	その他交通誘導警備業務を能率 的かつ安全に実施し、及び当該 業務を実施することが変通の妨 害とならないようにするため必 要な業務の管理の方法に関する 高度に専門的な知識を有するこ	警備計画書及び警備指令書の作成要領 交通誘導警備業務用資機材の配置要領 警備員の配置要領	. 2	1 0							
	実技	交通誘導警備業務を実施する場所に係る道路及び交通の状況、 その周囲における交通の規制の 状況その他の事情を勘率を能率的かつ 安通誘導警備業務を能率的かつ 安全に実施し、及び当該書を 実施することが交通の妨害と素 務の管理を行う高度に専門的な 能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領 (警備員の 配置計画等)			2 0						

科目	試		1級				試		2級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科配点	実技配点	験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点
		事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への追加連絡要領					事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への連絡の重要性			
	学科	うため必要な事項に関する高度 に専門的な知識を有すること。	第三者への依頼による警察機関等への連絡要領				学科	うため必要な事項に関する専門 的な知識を有すること。	警察機関等への連絡要領			
	実技	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への追加連絡要領			1.0	ф±	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	警察機関等への連絡要領			2 0
	天仅	う高度に専門的な能力を有する こと。				10	夫拉	う専門的な能力を有すること。				20
		事故の発生時における負傷者の 救護及び道路における危険の防	負傷者観察上の着眼点と応急手当実施上の留意点					事故の発生時における負傷者の 救護及び道路における危険の防	救急法の意義と重要性			
	学科	双護及び追避における危険の防 止のための措置を行うため必要 な事項に関する高度に専門的な	事故の現場における迂回路等への交通誘導要領				学科	・止のための措置を行うため必要 な事項に関する専門的な知識を	負傷者等の搬送要領及び応急手当の概要			
		知識を有すること。						有すること。	交通誘導資機材を使用した道路における危険防止 措置要領			
工事現場その		事故の発生時における負傷者の 事故の現場における迂回路等への交通誘導要領 事故の発生時における負傷者の 事故の発生時における負傷者の	三角巾使用の止血要領] '								
	実技	救護及び道路における危険の防 止のための措置を行う高度に専				1 0	実技	救護及び道路における危険の防止のための措置を行う専門的な	負傷者の搬送要領			1 0
のある場所に おける負傷等 の事故が発生		門的な能力を有すること。		7	3 5			能力を有すること。		6	3 0	
した場合にお	学科	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否	İ			AMP EX	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な知識	警戒棒の取扱い	0	30	
置に関するこ	子件	タの万法に関する高度に専门的 な知識を有すること。	徒手の護身術 (応用)			L	子作	を有すること。	徒手の護身術(基本)			
٤.	宝坊	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的	警戒棒の応用操作			1.0	宝井	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な能力	警戒棒の基本操作要領			1 0
	~ 12	な能力を有すること。	徒手の護身術 (応用)				~,,	を有すること。	徒手の護身術(基本)			, ,
			群集心理の態様と適切な対応						消火器の機能及び使用方法			
		7 0 14 1 + + 0 2 + - + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	拡声器による広報要領					7.04. * * * 0.00 * * * * * * * * * * * * * *	避難誘導の意義及び基本的事項			
	学科	その他事故の発生時における応 急の措置を行うため必要な事項					学科	その他事故の発生時における応 急の措置を行うため必要な事項	現場保存の意義及び実施上の留意点			
		に関する高度に専門的な知識を 有すること。					3-14	に関する専門的な知識を有する こと。	警察官への引継ぎ			
									事故の発生時における二次災害の防止要領			
	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	拡声器による避難誘導要領			1 0	実技	その他事故の発生時における応 急の措置を行う専門的な能力を 有すること。	交通事故の発生時における二次災害の防止要領			1 0

核燃料物質等危険物運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

科目	試		1 級	,	·	-,	試		2 級	,		
(警備員等の 検定等に関す る規則)	験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点	15	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実担配点
警備業務に関		警備業務実施の基本原則に関す る高度に専門的な知識を有する こと。	核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態 核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本 的人権					警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。	警備業務の意義と重要性 核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要 性 警備業法第15条 警備員の使命と心構え	-		
事項	学科	警備員の資質の向上に関する高 度に専門的な知識を有するこ と。	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定 1 級合格 者の役割 1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関 係 部下指導上の留意事項	2	10		学科	警備員の資質の向上に関する専 門的な知識を有すること	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第 21条、第22条、第23条)	2	1 0	
			**** LLL Sile at . / A 471				-		礼式と基本動作 警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、		\vdash	-
		法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	警備業法(全般についての知識) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権・団体交渉権を、法定手続の保障、裁判を受ける信頼、返補に対する保障、印留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等) 刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、窃盗罪、強盗罪等) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識)					法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。	第14、第16条、第17条、第18条) 憲法(人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法(現行犯逮捕についての <u>概略的知識</u>) 完察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略的知識) 遺失物法(拾得者の措置等についての <u>概略的</u> 知	-		
法令に関すること。	学科	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、道路 運送車画法をの他核燃料物質等 運送車で調整等務の実施に必要な法令に関する高度に専門的 な知識を有すること。	遺失物法(全般についての知識) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 道路運送車両法(点検等についての一般的知識) 原子力基本法(全般についての知識) 原子力基本法(全般についての知識) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(運搬届出等についての一般的知識) 北海(運搬局出等についての一般的知識) 北海(東部)原発、生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(全般についての知識) 消防法(火災発見者の通報義務等についての知識) 消防法(火災発見者の通報義務等についての知識)	4	20 4	学和	核原料物質、核燃料物質及び原 子炉の規制に関する法律、道路 運送率車両接管の地核燃料施配 要な法令に関する専門的な知識 を有すること。	議) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(連搬届出等についての概略的知識) 道路運送車両法(放射性物質等を積載する車両についての概略的知識) 道路交通法(疫通規制についての概略的知識) 原子力基本法(概略的知識) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(連搬届出等についての概略的知識) 化学兵器の禁止後、20 特定物質の規制等に関する法律(連搬届出等についての一般的知識) 細菌兵器(生物兵器)及び特定物質の規制等に関する法律(連搬届出等についての一般的知識)	4	20		
核燃料物質等		核燃料物質等危険物の性質に関する高度に専門的な知識を有すること。	放射線による被爆の態様 放射線の影響と許容量 化学兵器及び毒性物質の性質 原子炉の種類と仕組等原子力の基礎的知識 ブルトニウム、MOX燃料、高濃縮ウラン燃料 等の性質					核燃料物質等危険物の性質に関 する専門的な知識を有するこ と。	放射線の基本的な知識と放射線防護の原則 原子の構造とウラン核分裂の仕組み 核燃料物質等危険物に関する基本的知識 化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識	-		
危険物に関す ること。	学科	核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の構造に関する高度に専門的な知識を有すること。	スケルチ回路、受信メリットその他車載用無線機及び携帯用無線機操作上の留意点 A型、L型、BM型、及びBU型容器の構造と 運搬方法	1	5		学和	核燃料物質等危険物の運搬に使用する車両の装置及び核燃料物質等危険物を封入した容器等の 質等危険物を封入した容器等の 構造に関する専門的な知識を有 すること。	車両の構造と各部の機能 車両装備品の名称とその機能 車載用無線機及び携帯用無線機の構造及び機能 運搬容器の種類と運搬方法	2	10	
	学科	伴走に使用する車両の故障及び 不調の原因並びにその対策に関 する高度に専門的な知識を有す ること。	走行中の異常の発見方法 車両が故障した場合の応急措置要領 車両の休憩地における点検要領				学科	伴走に使用する車両の故障及び 不調の原因並びにその対策に関 する専門的な知識を有するこ と。	運搬前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検	-		
	実技	伴走に使用する車両の点検及び 修理を行う高度に専門的な能力 を有すること。	車両の休憩地における点検要領			1 0	実技	伴走に使用する車両の点検及び 修理を行う専門的な能力を有す ること。	車載用無線機の点検要領			1 (
車両による伴 走及び周囲の 見張りに関す ること。	学科	車両による伴走を行うため必要 な事項に関する高度に専門的な 知識を有すること。	運搬経路の把握と維持 トンネルの安全通過要領 ・ ************************************	5	25		学和	車両による伴走を行うため必要 な事項に関する専門的な知識を 有すること。	各警備業務用車両の役割及び各車両内における 警備員の役割分担 的確な車間距離と車線の変更要領 隊列離脱時の報告 安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導方法	5	25	
	学科	運搬中における周囲の見張りを 行うため必要な事項に関する高 度に専門的な知識を有すること。	警察官に停車を命ぜられた場合の対応 各警備用車両間の無線通信要領 積載車両の緊急停止時における措置要領				学科	運搬中における周囲の見張りを 行うため必要な事項に関する専 門的な知識を有すること。	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運航中における警戒要領	-		

科目	試		1級				試		2 級			\neg
(警備員等の 検定等に関す る規則)	談験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	談 験 区 分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点
		運搬中における周囲の見張りを	警備用車両間の無線通信要領					運搬中における周囲の見張りを	VTR映像等による駐車場所及び運行中におけ る警戒要領			
	実技	行う高度に専門的な能力を有すること。	警察官に停車を命ぜられた場合の対応			1 0	実技	行う専門的な能力を有すること。				2 0
		arm to 1	積載車両の緊急停止時における適切な警備員の 配置等による警戒要領				ļ					
(車両による 伴走及び周囲		運搬中において、当該警備業務 の実施に関し指令業務を行う者 その他の関係者(以下「指令業務	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当者への無線連絡	(5)	(O.F.			運搬中において、指令業務担当	定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統			
→ □ □□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	学科			(5)	(25)		学科	者等への連絡を行うため必要な 事項に関する専門的な知識を有	定所連絡及び定時連絡の要領	(5)	(25)	
		高度に専門的な知識を有するこ と。						すること。				
		運搬中における指令業務担当者	計画が変更された場合の措置及び指令業務担当 者への無線連絡					運搬中における指令業務担当者	定所連絡及び定時連絡の要領			
	実技	等への連絡を行う高度に専門的 な能力を有すること。				1 0	実技	等への連絡を行う専門的な能力 を有すること。				1 0
		核燃料物質等危険物の運搬の経	事前調査の意義と重要性									
		路に係る道路の構造、道路における交通の状況その他核燃料物 原等年齢物源物整備業務の実施										
	学科	質等危険物運搬警備業務の実施 に必要な事情に関する事前調査 を的確に行うため必要な事項に	運搬経路の事前調査実施上の留意点									
		関する高度に専門的な知識を有 すること。	調査日時選定上の留意点									
核燃料物質等			 運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領									
危険物運搬警 備業務の管理 に関するこ	学科	警備業務の効率的かつ安全な実 施に必要な業務の管理の方法に	警備用車両及び資機材の配置要領	2	10							
٤.		関する高度に専門的な知識を有 すること。	警備員の配置要領									
	1		 警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の 配置計画等)				1					
	実技	ける交通の状況その他核燃料物 質等危険物運搬警備業務の実施	enter sain et 1 bent 32 /			2 0						
	关权	業務の能率的かつ安全な実施に				20						
		必要な業務の管理を行う高度に 専門的な能力を有すること。										
		サーベイメーター、フィルム バッジ、ポケット線量計その他 の放射線量の測定に使用する機	GMサーベイメーターの管理方法	-				放射線量測定用機械器具の構	放射線量測定用機械器具の種類と原理			
	学科	世界目 (以下「妆斛绰号测字用珠	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要 領				学科	'生 操他 操作士:+ Ta 10 年 田士	ガラスバッジの構造、機能、操作方法及び管理 方法			
		能、操作方法及び管理方法に関 する高度に専門的な知識を有す						ること。	GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方法			
		あこと。	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要				ł	サンス は	GMサーベイメーターの点検と零点補正及び電			
	実技	放射線量測定用機械器具の点検 及び修理を行う高度に専門的な 能力を有すること。	領 				実技	放射線量測定用機械器具の点検 及び修理を行う専門的な能力を 有すること。	池の交換要領			
		放射線量測定用機械器具を操作	0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1			1 0		放射線量測定用機械器具を操作				1 0
	実技	する高度に専門的な能力を有すること。	GMサーベイメーターによる空間線量率等の測 定要領				実技	する専門的な能力を有すること。				
		ロープ、消火器、吸収材その他 の事故の発生時における放射線	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及 び配置要領				Î		ロープ及び吸収剤等の使用方法			
	学科	障害等の災害を防止するために 使用する資機材(以下「放射線障	資機材の管理方法				学科	放射線障害等防止用資機材の機 能、使用方法及び管理方法に関	消火器の機能、使用方法及び管理方法			
	7-17	害等防止用資機材」という。)の機能、使用方法及び管理方法に関する高度に専門的な知識を有					2-14	する専門的な知識を有するこ と。	拡声器の機能、使用方法及び管理方法			
		すること。					ļ		警戒区域設定上の留意事項			
	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う高度に専門的な能力を	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及 び配置要領			1 0	実技	放射線障害等防止用資機材の点検を行う専門的な能力を有する	消火器の点検要領			
		有すること。 					ł	こと。				1 0
	実技	放射線障害等防止用資機材を使用する高度に専門的な能力を有	警戒区域設定の方法			1 0	実技	放射線障害等防止用資機材を使 中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ロープ等を使用した警戒区域の設定要領			
		すること。	拡声器による広報要領				ļ	د .				
核燃料物質等 危険物に係る 盗難等の事故			基地局等への無線連絡要領						警察機関等への連絡の重要性			
金難寺の争成 が発生した場 合における応	学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うため必要な事項に関する高度	原子力の安全対策に関する機関への連絡	6	3 0		学科	事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行 うため必要な事項に関する専門	警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領	7	3 5	
急の措置に関 すること。		に専門的な知識を有すること。						的な知識を有すること。				
							ļ					
		事故の発生時における警察機関 その他の関係機関への連絡を行	基地局等への無線連絡要領				-	事故の発生時における警察機関	基地局への連絡要領 			
	実技	その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。				10	美技	その他の関係機関への連絡を行 う専門的な能力を有すること。				2 0
			警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否				ł		警戒棒の取扱い			
	AM T.I	護身用具の使用方法その他の護	警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否				AM T.I	護身用具の使用方法その他の護	警戒杖の取扱い			
	字科	身の方法に関する高度に専門的 な知識を有すること。	非金属製の楯の管理及び取扱いの適否				字科	身の方法に関する専門的な知識 を有すること。	非金属製の楯の取扱い			
		遊 点田目の体田士汁 この地の誰	徒手の護身術(応用)				ļ	並 自田目の体田士辻 この地の雄	徒手の護身術(基本)			
	実技	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な能力を有すること。	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 			5	実技	護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な能力 を有すること。	警戒棒及び警戒杖の基本操作要領 徒手の護身術(基本)			1 0
	1		負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領				t		救急法の意義と重要性			
		その他事故の発生時における応	立入制限区域の広報要領					その他事故の発生時における応	負傷者等の応急手当の概要			
	学科	急の措置を行うため必要な事項 に関する高度に専門的な知識を	群集心理の態様と適切な対応				学科	急の措置を行うため必要な事項 に関する専門的な知識を有する	避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点			
		有すること。	l					こと。	発育への引継ぎ			
	<u> </u>						ļ					
	≠ ++	その他事故の発生時における応				5	œ++	その他事故の発生時における応	拡声器による避難誘導要領			1 0
	夫技	急の措置を行う高度に専門的な 能力を有すること。	拡声器による立入制限区域等の広報要領			э	吳技	急の措置を行う専門的な能力を 有すること。				10
	<u> </u>	I	1			<u> </u>	<u> </u>		1			Ш

貴重品運搬警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

### (1997年) 1997年 (1997年) 19		Ī		1 級						2級			
### 10-0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	きい で		判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲					判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点
************************************										事まり実施整供業なの奈美しま亜州			
### APPORTUNE COLUMN COLUMN 1 2000 (1900 APPORTUNE COLUMN) 1 2000 APPORTUNE COLUMN (1900 APPORTUNE COLUMN				貴重品運搬警備業務検定1級合株者の役割	2	2 10		学科	専門的な知識を有すること。	警備員の使命と心構え	2	10	
			に専門的た知識を与せること	1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点						警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第2 1条、第22条、第23条)			
# 4.4. 第 1.6. 第 1.78. 第 1.78	_									礼式と基本動作			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##				14条、第16条、第17条、第18条、第21条 条) 憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ	-					警備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条)			
### (第14年)		1	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識を有するこ	人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信 の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、 抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)	ī				確保するため必要な法令に関する				
대한 전로 대한 10 전 10	+ z		٤.		1				ATTINIONAL PLANTS	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知 識)			
関係の基準を必要である。	,	科		刑事訴訟法(現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に ついての一般的知識) 遺失物法(全般についての知識)	4	20		学科		刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての概略的知識) 遺失物法 (拾得者の措置等についての概略的知	4	20	
東京の正理によるからできませる			ᄽᄜᅩᅜᅶᇰᇬᄱᇴᆂᇊᄝᄳᅓᄜ							道路交通法(交通規制についての概略的知識)			
## 2018年の東京教育中国の連載 機能の作うが出 # 2018年の東京教育中国の連載 機能を受けること # 2018年の東京教育中国の連載 機能を受けること # 2018年の東京教育中国の連載 機能を受けること # 2018年の東京教育中国の連載 機能を受けること # 2018年の東京教育中国の連載		1	業務の実施に必要な法令に関する 高度に専門的な知識を有するこ	識)	-			業	業務の実施に必要な法令に関する				
中		1			Ė					貴重品運搬警備業務用車両の構造、機能及び操作			
************************************	学	料	及び操作方法に関する高度に専門	警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作力	- i			学科	及び操作方法に関する専門的な知	貴重品連搬警備業務用車両装備品の名称、その機 能及び操作方法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び			
東京山産機管構業用用電流の設備 なこと。 東京山産機管構業用用電流が設備という場合の応息 をです。 なこと。 東京山産機管構業用用電流が設備という場合の応息 をです。 なこと。 東京山産機管構業用用電流が設備という場合の応息 の高速度 東京山産機管構業用用電流が設備という場合の応息 の高速度 東京山産機管構業用用電流を設計 の高速度の高速度 東京山産機のの非パクン、管轄セットスイッチ帯で の点機関係 正し、 東京山産機管構業用用電流を設計 の高速度の高速度の高速度 東京山による作者を行うため高な 東京山産機のの非パクン、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	実	技	及び修理を行う高度に専門的な能	警報装置及び警報送信機の操作要領			5	実技	及び修理を行う専門的な能力を有				10
			貴重品運搬警備業務用車両の故障		-				貴重品運搬警備業務用車両の故障				
要報送信機の成体表現 無限における高度に専門的な能力を有する。 東国による件定を行うため必要な 理解に関する高度に専門的な知力を有する。 東国による件定を行うため必要な 理解に関する高度に専門的な知識を できまり、	学	料	及び不調の原因並びにその対策に 関する高度に専門的な知識を有す ること。	措置要領 警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等で				学科	及び不調の原因並びにその対策に 関する専門的な知識を有するこ	車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換 			
要注 する無限に専門的な能力を有すること。								ļ					
日 重品運動を	実	技	する高度に専門的な能力を有する	の点検要領 	-		10実技		貴重品運搬警備業務用車両を操作 する専門的な能力を有すること。	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要 領			5
東京による任主を行うため必要な 年刊に関する高度に専門的な知識を有すること。 東京による任主を行うため必要な 年刊に関する高度に専門的な知識を有す	-	1		運搬経路の把握と維持				ļ		伴走の方法と警備業務用車両の役割			
東華国による特定を行うため必要な 理教を支援を				トンネルの安全通過管理	-					<u></u>			
規事事項 と (1 年	実施 学	科 3	事項に関する高度に専門的な知識		-			学科					
品達影響演奏 (1) つ。並び (正華国による (1) 会 (1)	莿	-	を有すること。						ること。				
「本華向による 性表之が周囲 の見張りに関する高度に 実技 一方が必要な事項に関する高度に 実技 一方の高度に専門的な能力を有すること。 「一学科 一方の高度に専門的な知識を有する。」	莆業				6	3 0				 	6	3 0	
字科	よる		78W-1-5-17 R. R. R. R. R. L. & C.	警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領						特異な情報の発見方法			
連搬中における周囲の見張りを行う 会の周囲の警戒要領 と 。	こ関 学	科	うため必要な事項に関する高度に		- -			学科	うため必要な事項に関する専門的				
	実	技	う高度に専門的な能力を有するこ		-		1 0	実技	運搬中における周囲の見張りを行う専門的な能力を有すること。	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における 警戒要領			2 0
### 1	-		演物に依る書面見の種知しに際し						演物に係る書面見の誘知しに際し	L			
変換に係る貴重品の精卸しに際し 東国の停止位置の選定の方法 貴重品受領時の注意事項 フロット 貴重品受領時の注意事項 フロット 貴重品接到し時の警戒要領 フロット 貴重品接到し時の警戒要領 貴重品持動し時の警戒要領 貴重品持動し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 プロ・カンド・東京 東撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 世報すべき事項 東撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理報中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領 東撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理報中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領 運搬中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領 運搬中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領 運搬中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領 運搬中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領	学	5€d -	て周囲の見張りを行うため必要な	周辺の検索要領と警戒位置の選定方法	-			学科	て周囲の見張りを行うため必要な				
建敏(一条の資産品の傾卸) に除し 大大 「周辺の検索要領と警戒位置の選定方法 同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領 フを有すること。 フを有すること。 貴重品持行時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 プルを有すること。 貴重品引き渡し時の警戒要領 貴重品引き渡し時の警戒要領 定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統 運搬中における指令業務担当者等 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 理乗中における指令業務担当者等 定所連絡及び定時連絡の要領		1	を有すること。		-				ること。				
運搬中における指令業務担当者等 精卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着 への運搬を行うため必要な事項に の報告を受けた場合の確認及び指示すべ事項 関する高度に専門的な知識を有す ること。	-	技:	て周囲の見張りを行う高度に専門	周辺の検索要領と警戒位置の選定方法	-		20	実技	て周囲の見張りを行う専門的な能	貴重品携行時の警戒要領			2 5
連繳中における指令業務担当者等 本の連絡を行うため必要な事項に 関する高度に専門的な知識を有すること。 電搬中における指令業務担当者等 表の連絡を行うため必要な事項に 関する高度に専門的な知識を有すること。 電搬中における指令業務担当者等 要撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項 要撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項 要撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項		†		運行計画を変更する場合の指示事項	1			†		定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統			
把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 運搬中における指令業務担当者等に所連絡及び定時連絡の要領	学	科 [への連絡を行っため必要な事項に 関する高度に専門的な知識を有す	積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着 の報告を受けた場合の確認及び指示すべ事項	i			学科	関する専門的な知識を有するこ				
指令指示事項 要撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 運搬中における指令業務担当者等に所連絡及び定時連絡の要領			೦ -೭.	把握すべき事項					۵				
┃			襲撃 指令:	指令指示事項	-			ļ					ļ
実技 への連絡を行う高度に専門的な能 10 実技 への連絡を行う専門的な能力を有	実	技	への連絡を行う高度に専門的な能	把握すべき事項	_		1 0	実技	への連絡を行う専門的な能力を有				1 0
カを有すること。 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項 すること。		_	力を有すること。	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項				L	すること。				

科目			1 級			2 級						
	試験区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点	試験 区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技 配点
		貴重品の運搬の経路に係る道路の 構造、道路における交通の状況そ	事前調査の意義と重要性									
		の他貴重品運搬警備業務の実施に 必要な事情に関する事前調査を的 確に実施するため必要な事項に関	運搬経路の事前調査実施上の留意点									
	学科	する高度に専門的な知識を有すること。	調査日時選定上の留意点	2	10							
貴重品運搬警		その他貴重品運搬警備業務の能率	警備計画書及び警備指令書の作成要領									
備業務の管理 に関するこ		的かつ安全な実施に必要な業務の 管理の方法に関する高度に専門的	貴重品運搬警備業務用車両及び資器材の配置要領									
٤.		な知識を有すること。 	警備員の配置要領		ļ							
		構造、道路における交通の状況そ	警備計画書又は警備指令書の作成要領									
	実技	の他責重品運搬警備業務の実施に 必要な事情を勘案して、当該業務 の能率的かつ安全な実施に必要な 業務の管理を行う高度に専門的な 能力を有すること。				2 0						
:	学科		基地局等への連絡要領 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 警察機関等への追加連絡要領				学科	事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。	警察機関等への連絡の系統			
	実技	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領			1 0	実技	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う専	警察機関等への連絡要領			1 0
		度に専門的な能力を有すること。	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断					門的な能力を有すること。 	警戒棒の取扱い			
	学科	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な知	警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否				쌍돼	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識を有				
運搬中の現	-1-14	識を有すること。	非金属製の楯の管理及び取扱いの適否				-5-17	かること。	非金属製の楯の取扱い			
金、貴金属、 有価証券等の	L		徒手の護身術 (応用)				l		徒手の護身術(基本)			
貴重品に係る 盗難等の事故	実技	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な能	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領	6	3 0	5	実技	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力を有	警戒棒及、警戒杖及び非金属製の楠の基本操作要 領	8	4.0	1 0
が発生した場 合における応	~~		徒手の護身術(応用)					すること。	徒手の護身術(基本)		40	
急の措置に関 すること。			負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領						救急法の意義と重要性			
7 0 = 0		その他事故の発生時における応急	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮 要領						負傷者等の応急手当の概要			
	学科	の世界を行うため必要が東西に明					学科	その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関	避難誘導の意義及び基本的事項			
		د د المالية ال						する専門的な知識を有すること。	現場保存の意義及び実施上の留意点			
									警察官への引継ぎ			
			襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮				ļ		襲撃、交通事故等事故の形態別措置要領 三角巾を使用した止血要領			}
	実技	その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力 を有すること。	要領			1 0	実技	その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力を有す ること。	負傷者の搬送要領			10

雑踏警備業務検定(1級・2級)の学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準

£4 m	1		- ét.				Г		0.45			—
科目(整備品等の	試験		1級 [۲	Į	* **	試點		2級	۲	Ţ	
(警備員等の 検定等に関す る規則)	区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技配点	区分	判定の基準	2級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	
									警備業務の意義と重要性			
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識を有するこ	雑踏警備業務の形態					警備業務実施の基本原則に関する	雑踏警備業務の意義と重要性	ļ		
			雑踏警備業務の実施と基本的人権					専門的な知識を有すること。	警備業法第15条			
警備業務に関									警備員の使命と心構え			
する基本的な 事項	学科	数件只点发酵点点!」。即上了去去	雑踏警備業務検定 1 級合格者の役割	2	1 0		学和		警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第2	2	10	
			1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の資質の向上に関する専門 的な知識を有すること。	1条、第22条、第23条)			
									礼式と基本動作			lacksquare
			警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第21条)						警備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条、第21 条)			
			憲法 (人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意すべき権利及び自由、基本的人権の享有、自由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)				研	法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する				
		と。	刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、窃盗罪、強盗罪等)	5 25			専門的な知識を有すること。	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知 識)				
法令に関する こと。	学科	^A	刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての一般的知識) 警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての一般的知識)			学科	ı	刑事訴訟法 (現行犯逮捕についての概略的知識) 警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての概略的知識)	4	20		
			遺失物法(全般についての知識)					遺失物法(拾得者の措置等についての概略的知 識)				
		軽犯罪法、道路交通法その他雑踏 警備業務の実施に必要な法令に関 する高度に専門的な知識を有する こと。	道路交通法 (第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第36条、第31条の2、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条のほか、緊急自動車の要件等についての知識)					軽犯罪法、道路交通法その他雑踏 警備業務の必要な法令に関する専 門的な知識を有すること。	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第1 条、第12条、第13条、第13条の2、第14 条、第17条、第25条、第25条の2、第14 条。第5条、第35条、第37条、第37条、第38条、第37条、第37条、第37条、第37条、第37条、第37条、第37条、第37	4 6 8		
			軽犯罪法 (全般についての知識) 民法 (損害賠償)						軽犯罪法(概略的知識)			
			祭礼、花火大会等行事の態様別の警備実施要領						祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴			\vdash
			群集の整列を行う判断						規制広報の重要性及び実施上の留意事項	ł		
			群集密度と歩行速度						群集の整列の方法	ł		
		ローブその他の雑踏警備業務を実施するために使用する各種資機材 (以下、雑誌警備業務用登機材] という。)の使用方法に関する高 度に専門的な知識を有すること。						雑踏警備業務用資機材の使用方法				
	学科			-			学科	に関する専門的な知識を有するこ				
								E		ļ		
			群集圧力の抑制の方法 	-								
			緊急の場合の動線の確保									
雑踏の整理に 関すること。				5	2 5					6	3 0	
対すること。			群衆密度の変化に応じた群衆動線の切替え						緊急時の人による群集の規制要領	0	3 0	
		**************************************	群衆密度の変化に応じた規制の方法					14. Dv #5 H+ #6 76 FF 1/2 1/6 1/6 1 4 1 1 1 1 1	群集の整列の実施要領			
	実技		ロープ等を使用した緊急時の規制の方法			2 0	実技	雑踏警備業務用資機材を使用して 対対では、 対対では、 対対では、 対対では、 対対では、 対対では、 対対では、 対して 対対できる。 対対では、 対対できる。 対してきる。 対対できる。 が対してもる。 対対できる。 対対できる。 がしてもる。 がしてもる。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がしても。 がし。 がし。 がし。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと。 もっと		Ì		3 5
		能力を有すること。						有すること。		İ		
										i		
	学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行 うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識を有すること。	群集心理の理論と過去の事故事例				学科	人の誘導その他の雑踏の整理を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。				
		An sub-the life site site site site site site site sit	実地踏査の意義と重要性									
		雑踏警備業務を実施する場所の広さ、その周囲における道路及び交	宝地	İ								
	学科	間の状況での他の事情に関する事情に関する事情に関する事情に関する事		l								Ī
	Ì	項に関する高度に専門的な知識を 有すること。		_	_							
				1	5		1					
雑踏警備業務の管理に関す		その他雑踏警備業務を能率的かつ 安全な実施に必要な業務の管理の	警備計画書及び警備指令書の作成要領									
ること。	学科	方法に関する高度に専門的な知識	不測の事態を予測した対応要領									
	実技	雑踏警備業務を実施する場所の広 さ、その周囲におする道路及び交 通の状況を警備業務事物率的かつ安 で、雑踏等に必要な業務の管理を行 全な実施に必要な業務の管理を行 う高度に専門的な能力を有すること。	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の 配置計画等)			4 0						

科目			1 級						2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	試験 区分	判定の基準	1 級試験実施基準における出題範囲	出題数	学科 配点	実技配点	試験区分	判定の基準	2 級試験実施基準における出題範囲	出題 数	学科 配点	実技配点
		事故の発生時における警察機関そ	緊急連絡の方法と連絡要領					事故の発生時における警察機関そ	事故発生時の把握すべき事項			
	学科	の必要な事項に関する高度に専門	警備本部への追加連絡要領				学科	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する専門的な知	警備本部への連絡要領			
	l	的な知識を有すること。				ļ	識を有すること。					
	実技	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高 度に専門的な能力を有すること。	警備本部への追加連絡要領			1 0	実技	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う専 門的な能力を有すること。	警備本部への連絡要領			1 0
		事故の発生時における負傷者の救	死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法					ませのみとはにおけて各権者の社	事故発生時の二次災害防止要領			
	学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する 高度に専門的な知識を有するこ	不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断				学科	事故の発生時における負傷者の救護を行うため必要な事項に関する 専門的な知識を有すること。	幼児等要保護者の対応要領			
			折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領					専門的な知識を有すること。	負傷者の搬送要領			
			折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領				[三角巾使用の止血要領			
人の雑踏する 場所における 負傷等の事故 が発生した場	実技	事故の発生時における負傷者の救 護を行う高度に専門的な能力を有 すること。				1 0		事故の発生時における負傷者の救護を行う専門的な能力を有すること。	負傷者の搬送要領			1 0
が発生した場 合における応		の方法に関する高度に専門的な知	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否	7	3 5	5	学科	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識を有	 警戒棒の取扱い	8	4 0	
急の措置に関すること。	学科		徒手の護身術(応用)				学科	の方法に関する専門的な知識を有 すること。	徒手の護身術 (基本)	1		
		護身用具の使用方法その他の護身	警戒棒の応用操作					護身用具の使用方法その他の護身	警戒棒の基本操作要領			
	美技	の方法に関する高度に専門的な能 力を有すること。	徒手の護身術(応用)			10	美技	の方法に関する専門的な能力を有 すること。	徒手の護身術(基本)			1 0
			事故発生時の指揮及び警備員の統制要領						事故発生時の初動措置要領			
	学科	その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識を有する	パニックを起こさせない誘導広報要領				쓰되	その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関	現場保存の意義及び実施上の留意点			
	- -14	する高度に専門的な知識を有する こと。	不測の事態による規制を行う場合の広報要領				子科	する専門的な知識を有すること。				
			不測の事態による規制を行う場合の広報要領				ļ		緊急車両の誘導路確保のための広報要領			
	実技	その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力 規 を有すること。	規制を行う場合の迂回路の選定要領			1 0	実技	その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力を有す ること。	不法又は会場管理規程等に違反する行為を認めた 場合の禁止広報要領			3 5

	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 各道府県警察(方面)本部長 (参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁生企発第325号令和元年8月30日警察庁生活安全局生活安全企画課長

登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解釈運 用基準について(通知)

警備業法(以下「法」という。)第23条第3項で規定されている国家公安委員会の登録を受けた者(以下「登録講習機関」という。)が行う講習会の運用については、法、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)等で規定されているところ、登録の要件及び講習会の実施基準の細目的な解釈運用基準については、下記のとおりであるので、その適正な実施に努められたい。

なお、「登録講習機関の登録要件及び講習会の実施基準に関する細目的な解 釈運用基準について(通知)」(平成27年2月2日付け警察庁丁生企発第58号) は廃止する。

記

第一 法第28条の講習会の実施義務の趣旨

1 「公正に」の趣旨

登録講習機関は、公正・中立な第三者機関である必要があるところ、登録講習機関が正当な理由なく講習会の業務を行わなかったり、受講を拒否したり、特定の者に便宜を図ったりした場合には、受講者や警備業者に不利益を及ぼすだけでなく、検定の適正な実施に支障を来すことから、こうしたことがないよう講習会を「公正に」実施することを義務付けているものである。

2 法第26条第1項第1号に掲げる要件

法第26条第1項第1号は、登録講習機関の行う講習会が、法別表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われることを登録の要件として定めている。これは、講習会が適正に行われるために最低限必要なものを列挙しているものである。

3 国家公安委員会規則で定める基準

登録講習機関の行う講習会が、一定の基準に適合しない方法により行われた場合には、受講者や警備業者に不利益を及ぼすだけでなく、検定の的確な実施に支障を来し、ひいては警備業務の実施の適正を図ることが困難になることから、国家公安委員会規則で一定の基準を定め、当該基準に適合する方法により講習会を実施すべきことを定めたものである。

第二 法第26条第1項第1号に掲げる登録の要件

1 総説

法第26条第1項第1号中「別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて」とは、登録を申請する者が特定の警備業務のいずれに係る講習会を実施する見込みであるかにかかわらず、別表の上欄に掲げる科目ごとにその中欄に掲げられた施設及び設備の全てを用いて行われることをいう。

- 2 講習会の科目(法別表上欄)
 - (1) 警備業務に関する法令(法別表上欄一)

「警備業務に関する法令」とは、警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令のほか、講習を行う警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて当該警備業務の実施に必要な法令をいう。

(2) 警備業務の実施の方法(法別表上欄二)

「警備業務の実施の方法」とは、警備業務実施の基本原則、警備員の 資質の向上に関することのほか、講習を行う警備業務の種別及び検定 の一級又は二級の別に応じて当該警備業務の実施に必要な事項をいう。

(3) 事故発生時の対処要領(法別表上欄三)

「事故発生時の対処要領」とは、護身用具の使用方法その他の護身の 方法、事故の発生時における応急の措置を行うため必要な事項その他 講習を行う警備業務の種別及び検定の一級又は二級の別に応じて当該 警備業務に係る事故発生時の対処に必要な事項をいう。

- 3 講習会の施設及び設備
 - (1) 警備業務に関する法令についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して講義 形式での講習会を行うための講義室をいい、当該講義室が確保されて いるかどうか、登録申請書に添付されている警備業法施行規則(昭和 58年総理府令第1号。以下「施行規則」という。)第45条第3号に掲 げる書類に記載のものと同一のもの(登録を受けた後にあっては、同 等以上と認められるものを含む。以下同じ。)であるかどうか及び当 該講義室に机、椅子、黒板等が確保されているかどうかで判断する。

イ この法律その他警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材 警備業務に関する法令について、映像や音響を活用して、分かりや すく、かつ、印象的な講習を行うために必要な視聴覚教材を用いるこ とを求めているもので、具体的にはビデオテープ、DVD、プレゼン テーションソフト等の警備業務に関する法令の概要に関する講習を行 うための視聴覚教材をいい、当該視聴覚教材が確保されているかどう か、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類 に記載のものと同一のものであるかどうか及び3(1)ウの設備を使用 して適正に作動(再生)できるかどうかで判断する。

「その他警備業務に関する法令」とは、憲法、刑法、刑事訴訟法、 警察官職務執行法、遺失物法等をいう。

ウ 視聴覚教材を使用するために必要な設備

3(1)イの視聴覚教材を適正に作動させることができるビデオデッキ、DVDプレーヤー、パソコン、プロジェクター等の設備をいい、当該設備が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一であるかどうかで判断する。

エ 法令集その他の書籍

警備業務に関する法令に係る講習を行うための法令集、解説書、教本等の書籍をいい、当該書籍が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載の書籍と同一のものであるかどうかで判断する。

(2) 警備業務の実施の方法についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

3(1)アに同じ。

イ 訓練施設

3(2) ウからコまでに掲げる設備を用いて、登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うことができる十分な広さを有する施設をいい、当該施設が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうかで判断する。

ウ 護身用具

法第17条第1項の「護身用具」と同義であり、危険から身体を守るための用具をいう。具体的には警戒棒、警戒じょう、刺股、楯等が

これに当たり、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な護身用具が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)」(平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号)において定められた基準を満たしたものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

工 携带用無線装置

トランシーバー等、警備員が警備員等の間で報告、連絡等を行うために携帯して用いる無線装置をいい、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な携帯用無線装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

才 警備業務用車両

貴重品運搬警備での伴走による警戒等の警備業務の用途に用いられる自動車等をいい、警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な警備業務用車両が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

カ 金属探知機

外部から見えない金属を感知して、手荷物や着衣を開披することなく内部の持込禁止物件等を発見するための装置をいい、固定式金属探知機と携帯用金属探知機がある。空港保安警備業務等金属探知機を用いた警備業務の実施の方法についての実地の訓練を行うために必要な金属探知機が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

キ エックス線透視装置

物質への透過力に優れたエックス線を用いることにより、手荷物を 開披することなく内部の不審な物件等を発見するための装置をいい、 空港保安警備業務等エックス線透視装置を用いた警備業務の実施の方 法についての実地の訓練を行うために必要なエックス線透視装置が確 保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録 申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載の ものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしてい る講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断す る。

ク 侵入検知装置

センサーや警報機等を用いて、警備業務対象施設への不審者の侵入 等を警備員に知らせるための装置をいい、不審者の侵入等を防止する ために当該装置を用いた警備業務の実施の方法について実地の訓練を 行うために必要な侵入検知装置が確保されているかどうか、適正に使 用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則 第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか 及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量 が確保されているかどうかで判断する。

ケ 遠隔監視装置

カメラやモニター等を用いて、警備業務対象施設への不審者の侵入等を警備員が離れた場所から見張るための装置をいい、空港保安警備業務等遠隔監視装置を用いた警備業務の実施の方法について実地の訓練を行うために必要な遠隔監視装置が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

コ 交通誘導用器材

誘導灯、セーフティコーン、保安柵等、人が車両の誘導を行うための器材をいい、交通誘導警備業務等当該器材を用いて行う警備業務の実施の方法について実地の訓練を行うために必要な交通誘導用器材が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載の交通誘導用器材と同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

(3) 事故発生時の対処要領についての講習会に係る施設及び設備

ア 講義室

3(1)アに同じ。

イ 訓練施設

3(3) ウからオまでに掲げる設備を用いて、登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数を収容して事故発生時の対処要領についての実地の訓練を行うことができる十分な広さを有する訓練施設をいい、当該施設が確保されているかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうかで判断する。

ウ 護身用具

法第17条第1項の「護身用具」と同義で、危険から身体を守るための用具をいう。具体的には警戒棒、警戒じょう、刺股、楯等がこれに当たり、事故発生時の対処要領について実地の訓練を行うために必要な護身用具が確保されているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか、「警備員等の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する都道府県公安委員会規則の基準について(依命通達)」(平成21年3月26日付け警察庁乙生発第3号)において定められた基準を充足したものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

工 携帯用拡声器

音声を拡大する増幅器とスピーカーを組み合わせた装置で警備員が 携帯できる拡声器をいい、事故発生時において被害の拡大を防止する ために、同時に多数の者に危険等を知らせるために用いることが想定 されることから、携帯用拡声器を用いた事故発生時の対処要領につい て実地の訓練を行うために必要な携帯用拡声器が確保されているかど うか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付され ている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のもの であるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者 数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

才 応急救護用器材

三角巾、添え木等、警備業務対象施設等において負傷者の応急救護を行うために必要な器材をいい、当該器材を用いた事故発生時の対処要領について実地の訓練を行うために必要な応急救護用器材が確保さ

れているかどうか、適正に使用できる状態であるかどうか、登録申請書に添付されている施行規則第45条第3号に掲げる書類に記載のものと同一のものであるかどうか及び登録申請者が行うこととしている講習会の受講者数に応じた数量が確保されているかどうかで判断する。

4 講習会の講師

法別表下欄中「前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者」とは、「学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者」及び「第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であって、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して3年以上従事した経験を有するもの」以外の者で、当該科目の講習を行う上で必要な能力を有する者をいい、具体的には、指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であり、かつ、検定の1級に係る検定合格警備員等が考えられる。

第三 講習会の実施基準(法第28条、検定規則第17条)

1 総説

法第28条が講習会の実施基準として国家公安委員会規則で基準を定めることとしている趣旨は、登録講習機関が行う講習会の課程を修了した者については、検定に係る試験の一部又は全部が免除されることに鑑み、登録講習機関が行う講習会の内容、方法等について一定の基準を定め、講習会の適正な実施を確保しようとするものである。

2 講習会の構成(検定規則第17条第1号)

講習会は、検定の級ごとに講習及び試験に区分して行い、試験は検定規則第17条第3号に掲げるとおり、所定の講習事項について所定の時間以上の講習を行った後に行う。

学科講習は講義形式での講習をいい、実技講習は護身用具、携帯用無線装置等の設備を実際に使用して、その構造や使用方法を習熟するために必要な実地の講習をいう。

試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に把握するため、学科試験及び実技試験に区分して行うものである。

3 受講申請者の本人確認(検定規則第17条第2号)

受講者があらかじめ受講を申請した者本人であることの確認は、講習会の受付時等講習会当日において、受講票等に貼付されている写真により受講者の本人確認を行う。

受講票を携帯しない者については、講習会を受講させないこと。ただ し、受講票を携帯しないことにつきやむを得ないと認められる事情があ る場合において、本人であることが確認できたときは受講させることが できる。

4 警備業務の種別に応じた講習の実施の趣旨(検定規則第17条第3号) 検定合格警備員となるために必要な知識及び能力を修得するために必要 な講習の水準を確保するため、警備業務の種別及び検定の一級又は二級 の別ごとに、最低限講習において実施すべき科目、講習事項、講習時間 等について定めているものである。登録講習機関の任意により、更に履

5 講習事項及び教本(検定規則第17条第3号及び第4号並びに別表第三及 び別表第四)

修することが適当と認められる内容を付加することもできる。

検定規則別表第三又は別表第四に掲げる一級又は二級の講習に係る、 講習事項の具体的細目及び当該講習に用いる教本に含まれるべき講習事 項の具体的細目は別表のとおりである。

6 講師(検定規則第17条第5号)

「講師は、講習の内容に関する受講者の質問に対し、講習中に適切に 応答すること」とは、講習の内容に関して受講者から疑問点や不明点等 の質問がなされた場合において、講師が、講習中に受講者が質問に係る 疑問点を解消し、不明点を理解できるように受講者に分かりやすく説明 応答することをいう。

- 7 試験(検定規則第17条第6号、第7号及び第10号)
 - (1) 試験の内容・方法等

「試験は、受講者が講習の内容を十分に理解しているかどうか的確に 把握できるものであること」とは、検定規則別表第三又は別表第四に 掲げる各科目の講習事項について受講者の知識及び能力を的確に把握 できる試験内容、方法、出題数及び採点基準になっているものである ことをいい、一級又は二級の警備業務の種別及び試験の区分に応じ、 別表に定める講習事項、当該講習事項の具体的細目、出題数及び配点 並びに8(2)の試験実施上の留意事項を基準として、受講者が一級又は 二級の警備業務の種別及び試験の区分に応じて当該講習事項に規定する知識及び能力を有しているかどうかを的確に把握する上でこれと同 等以上の内容、方法、出題数及び採点基準の試験であるかどうかで判 断する。

(2) 試験実施上の留意事項

試験は、学科講習及び実技講習の全てに出席した者について行うものとする。

「学科講習及び実技講習の全てに出席した者」とは、検定規則別表第

三又は別表第四の第一欄に掲げる警備業務の種別に応じ、これらの表の第五欄に掲げる講習時間の総計以上に出席した者をいう。

ア 学科試験実施上の留意事項

- 学科試験の試験時間は60分とする。
- 学科試験の実施中に退室した者については、学科試験が終了するまで再入室は認めないこと。ただし、体調不良等やむを得ない理由により一時的に退室する場合には、再入室を認めることとし、退室から再入室まで監督員が付き添うこと。
- 試験問題の表紙の適宜の欄に「試験上の注意事項」等を明記する こと。
- 学科試験は、5枝択一式20間の筆記試験により行うものとし、その配点は1間につき5点とし、100点満点とすること。
- 学科試験に用いる試験問題については、警備業務の種別及び検定 の一級又は二級の別に応じて別表に定める講習事項に応じた出題数 以上の問題を作成しておき、試験の都度、当該複数の問題から所定 の出題数を抽出し、又は5枝の配列を入れ替えるなどして、同一の 試験問題を用いて複数の学科試験を実施することのないよう配意す ること。
- 試験問題の作成に当たっては、文章の表現等から、正答が容易に 推知されないように配意すること。
- 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に 推知されないように配意すること。
- 学科試験開始前に受講者に試験問題が漏えいすることがないよう、試験問題の印刷、運搬及び保管は、秘密を確実に保持することができる方法により行うこと。
- 択一式の筆記試験であるので、1問につき2個以上の解答をした場合には、その解答は0点とすること。
- 解答が判読し難いなど不明瞭である場合には、その解答は 0 点と すること。

イ 実技試験実施上の留意事項

○ 実技試験の採点業務を行う者(以下「試験員」という。)については、受講者が行う実技試験問題に係る実技に対して、あらかじめ決められた採点基準に従った適正な採点を行い、当該受講者が検定規則別表第三又は別表第四に掲げる各科目の講習事項に規定する能力を有しているかどうかを的確に判定することができる者を選定し、試験業務に従事させること。

- 実技試験の実施に当たっては、試験全体を総括する者、試験員、 試験の進行をする者等それぞれの役割を持つ者が相互に連携しなければ、円滑な試験の実施が困難となることから、実技試験実施前の 適宜の時期に十分な打合せを行うこと。
- 試験全体を総括する者は、試験員に対し、事前に実技試験問題、 採点基準等について十分に説明をし、採点上の公正性及び厳格性の 確保に努めること。
- 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋 内、屋外を選択すること。
- 実技試験における公正性を確保するため、試験員が警備業者又は 警備業者の使用人その他の従業者である場合には、当該警備業者又 は当該警備業者の使用人その他の従業者である受講者の実技試験の 採点を行うことのないよう配意すること。
- 公正性の確保のため、会場内に試験実施者以外の受講者が待機できる控室(待機所)等を準備すること。
- 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不斉一とならないように配意すること。
- 実技試験の実施に当たって、受講者の数によっては、適宜班編成 をして運用するなどに配意すること。
- 受講者には、受講票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一 見して識別できるようにすること。
- 実技試験の開始前に、当該実技試験を受けようとする受講者を集合させ、進行順序、試験上の注意事項、実施要領等について説明し、 実技試験を円滑に実施できるように配意すること。
- 各種目ごとの実技試験の実施に当たっては、適宜の場所において、「実技試験問題」を受講者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。
- 試験員その他の実技試験業務に従事する者は、実技試験実施中に 受講者と不必要な会話をしないこと。
- 採点項目が多岐にわたっているので、受講者を交代させる際、試験員の採点時間の確保に留意すること。
- 次の受講者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同 一の状態にしておくこと。
- 受講者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。
- ウ 不正行為をした者の取扱い

学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したと

き、又は、学科試験及び実技試験の終了後、受講者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該者についての得点は0点とすることとし、学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については以後の試験を受けさせないこと。

- 8 監督員の配置等(検定規則第17条第8号及び第9号)
 - (1) 監督員及び試験員の配置

学科試験においては、不正行為の防止及び不正行為を行った者への対処のために必要な複数の監督員を配置すること。

実技試験においては、試験員が受講者一人ごとに実技試験の採点を行うこと。

(2) 試験全体を総括する者の配置

厳正公正な試験の実施のため、試験場に試験全体を総括する者を配置し、学科試験においては監督員が不正行為の防止等のため適切な監督業務を行っているかどうか、また、実技試験においては試験員が採点基準に従った適正な採点を行っているかどうかについて監督すること。

9 試験に合格しなかった者への対応(検定規則第17条第11号)

「学科試験又は実技試験に合格しなかった者に対しては、その者が更に1時限以上の学科講習又は実技講習を受けた後でなければ」とは、学科講習に合格しなかった者に対しては、更に1時限以上の学科講習を、実技試験に合格しなかった者に対しては、更に1時限以上の実技講習を行う必要があることに留意すること。

10 その他(検定規則第17条第12号~第14号)

13号中「講習会の課程を修了した者」とは、学科講習及び実技講習を受講し、かつ、学科試験及び実技試験に合格した者をいう。

また、14号中「公示する」とは、公衆が知ることができる状態に置く ことをいい、例えばホームページへの掲載等の方法がある。

11 留意事項

本件については、各都道府県警察における取扱いの斉一を期するため、本年11月1日から適用する。

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる購習事項の具体的内容(空港保安警備業務(1級・2級))

科目			規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる 				 		2 极			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
法令に関する	学科	法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する高度に専門的な知識	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第14条、第16条、第17条、第18条、第21条) 第16条、第17条、第18条、第21条) ※ 第18条、第21条) ※ 第18条、第21条) ※ 「大き権利及の意味、警備業務の実施に当たって智恵する。	2	2		学科	法その他警備業務の実施の適正 を確保するため必要な法令に関 する専門的な知識	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第1 6条、第17条、第18条) 憲法(基本的人権についての概略的知識) 刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識) 刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識(現行犯逮捕、現行犯人引護し等) 響繁官職務執行法(警察官による避難等の措置についての概略 的知識) 建集物法の治得者の措置等についての概略的知識(退失物法の 規管、用語の定義、指数と有者の義務、施設と有者の義務、施設と 有者による審面の交付、特別能と自者の義務、施設と		4	
z & .		航空法、航空機の強取等の処罰 に関する法律、外交関係に関す るウィーン条件を他位空構安 芸術業務の実施に必要で法令に 関する高度に専門的な知識	用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等) 航空法の全般についての知識(空港等又は航空保安施設の 管理、空港保安管理規程、禁止行為、所定の航空従事者を 乗り組ませない等の罪、技能証明書を携帯しない等の罪 等) 航空機の強敵等の処罰に関する法律(全般についての知 識) 航空機の強敵等の処罰に関する法律(全般についての知 識) が設定が、対象を が表現及び指律の漏出、井町延及び登録の携帯等、就 が大型関係に関するウイーン条約の全級についての知識(所得の禁 する鉄砲又は刀剣類の仮領置等 が大型関係に関するウイーン条約の全級についての知識(外 交職員の特権及び発除等) 国際民間航空条約その他の条約及び空港保安に係る国土交 適省音示、指針 消防法の全般についての知識(目的、火災免見者の通報義 務、応急消失等及びその協力の義等等、火災現場にある者 に対する消防体理が事件。第一条等)	-	(10)		2.11	航空法、航空機の強取等の処罰 に関する法律、外交の機能に関す のウィーン条約その他空振使安 雲鏡業務の実施に必要な法令に 関する専門的な知識	会に関する極利義務、物件の帰属等) 航空法(爆発物等の輸送禁止についての網絡的知識) 航空機の強取等の処罰に関する法律(無額的知識) 終砲刃割類所持等取締法の核砲刃刻類等についての網絡的知識 (鉄砲刃割類、けん鉄部品及び構造計と様の所持の禁止、刃体 の長さが6センチメートルをこえる刃物及び模造列側の携帯 が支関係に関するウイーン条約の概略的知識(外交職員の特権 及び免除等) 足間航空機の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(犯 罪となる行為、犯罪となる行為について重罰を科す約束、裁判 権、容疑者所在国の義務等)		(20)	
		警備業務実施の基本原則に関す る高度に専門的な知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国土の私味時刻的(第二米、第7条等) 日本における航空保安対策の概要 空港保安警備業務の実施と基本的人権 空港保安警備業務(検定 1 級合格者の役割 1 級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係	1	1 (5)			警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識 整備員の資質の向上に関する専 門的な知識	警備業務の変載と重要性 空港保安警備業務の意義と重要性 警備業法第15条 警備責の傾命と心構え 警備員の傾命と心構え 警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第22条、第23条)	1	2 (10)	
	度	度に専門的な知識 乗客等の接遇を行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知 競 英語に関する高度に専門的な知 識	部下指導上の留意点 特別旅客接通要領 トラブル等防止と発生時の対応 保安検査実施上必要な英会話	1	5 (25)			門的な知識 乗客等の接遇を行うため必要な 事項に関する専門的な知識 英語に関する専門的な知識	礼式と基本動作 接通の基本 ポスト別の接通 保安検査実施上必要な英会話	1	2 (10)	
		金属探知機、エックス輸通接装 屋子の他の手荷物等検査に用い られる機械器具以は「手荷物等 検査用機械器具」という。)の構 造、作動原理及び機能に関する 高度に専門的な知識 手荷物等検査用機械器具を到整 手荷物等検査用機械器具を調整	固定式金属接知線の電磁力線発生の原理 エックス線透視手荷物検査装置(以下「X-RAY」とい う。)のエックス線発生の原理 携帯用金属採知機(以下「HMD」という。)の電磁力線 発生の原理 爆発物自動検査装置の作動原理 液体物検査装置の作動原理					手荷物等検査用機械器具の構造、作動原理及び機能に関する専門的な知識 手荷物等検査用機械器具を調整 手荷物等検査用機械器具を調整	固定式金属理知器の構造及び機能 携帯用金属理知器(以下「HMD」という。) の構造及び機能 X-RAYの構造、機能及び安全性 爆発物自助検査装置(以下「EDS」という。) の構造及び機 能 液体物検査装置の構造及び機能			
警備業務の実こ 実に関	学科	するため必要な事項に関する高度に専門的な知識 手荷物等検査用機械器具を操作 するために必要な事項に関する 高度に専門的な知識	固定式金属探知機の感度確認方法 案内担当者の留意事項 モニター担当者の留意事項 仕分担当者の留意事項 団変式金属探知機、X-RAY等の故障の原因の解明及び	4	7 (35)		学科	するため必要な事項に関する専門的な知識 手荷物等検査用機械器具を操作	HMDの歴史調整方法 HMDの提件方法	6	7 (35)	
. ع	実こ	手荷物等検査用機械器具の故障 及び不調の原因並びにその対策 に関する高度に専門的な知識 その他手荷物等検査により、航 空の危険を生じさせるおそれの	措置要領 手荷物等検査用機械器具の維持管理要領 故障及び不調の場合にとるべき措置 開被担当者の留意事項 接触検査担当者の留意事項					手荷物等検査用機械器具の故障 及び不調の原因並びにその対策 に関する専門的な知識 その他手荷物等検査により、航 空の危険を生じさせるおそれの	携帯式金属探知器の異常点灯及びアラーム不良の対策 X - RA Y の映像不良及び警報スイッチ不良の対策 案内担当者の心構え及び検査手順 モニター担当者の心構え及び検査手順			
		ある物件を発見し、それが航空 機内へ持ち込まれることを防止 するためを要な事項に関する高 度に専門的な知識	航空の危険を生じさせるおそれのある物件が重なり合うな どの複雑な場合におけるエックス線透視装置による判別要 領 飛行場の設置者及び管理者					至める物件を発見し、それが航空 機内へ持ち込まれることを防止 するため必要な事項に関する専 門的な知識	仕分け担当者の心構え及び検査手順 開被検査担当者の心構え及び検査手順 接触検査担当者の心構え及び検査手順 飛行場の種類及び種別			
		空港の施設及び管理に関する高度に専門的な知識 就空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する高度に専門 的な知識 警察署、地方入国管理局の出張 所、税関支署その他の関係行政 機関の業務に関する高度に専門 的な知識	管理規程 空港管理規則 航空運送代理店の業務 航空運送取扱業者の業務 警察の責務 空港保安委員会の設置の目的と構成機関	1	1 (5)			空港の施設及び管理に関する専門的な知識 航空運送事業者その他の関係事業者の業務に関する専門的な知識 影響署、地方入国管理局の出張 所、税関支署その他の関係行政 機関の業務に関する専門的な知識	飛行場の施設 航空運送事業者の業務 運送約款 空港警察の業務 税関の業務 入国管理の業務 検疫の業務	1	2 (10)	
	所機的・手業備には	手荷物等検査の手順の管理、作 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	検査手順の指導方法 検査態勢の直検方法 凶器等検出日計表の作成要領 検査員及び検査機器の管理	2	1 (5)							

科目			1級						2個			
(警備員等の	講習				学科	実技	講習				学科	実技
検定等に関する規則)	分	講習事項	具体的細目	講習時間	出題数 (配点)	配点	区分	講習事項	具体的細目	講習時間	出題数 (配点)	配点
			トラブル発生時の処理要領						保安検査に対する協力依頼			
		乗客等の接遇を行う高度に専門 的な能力				5		乗客等の接遇を行う専門的な能 カ	言葉使い及び接遇態度			5
				- 1					検査終了後の謝辞	- 1		
		英会話を行う高度に専門的な能力	業務全般に必要な英会話			5		英会話を行う専門的な能力	保安検査実施上必要な英会話			5
		手荷物等検査用機械器具を調整 する高度に専門的な能力	固定式金属探知器の機能確認の実施			5		手荷物等検査用機械器具を調整 する専門的な能力	HMDの感度調整方法			5
警備業務の実		手荷物等検査用機械器具を操作 する高度に専門的な能力	隠ぺい物件等発見のための携帯用金属探知機の操作要領			5	実技	手荷物等検査用機械器具を操作 する専門的な能力	HMDの操作要領			10
施に関するこ と。		手荷物等検査用機械器具を点検 し、故障を発見する高度に専門 的な能力	X - R A Y の性能確認の実施	4		5		手荷物等検査用機械器具を点検 し、故障を発見する専門的な能 カ	HMDの外観及び警報ランプの点滅等による点検	6		5
		その他手荷物等検査により、航	X 一 R A Y のモニタ一映像等による判別要領	•		2 5		その他手荷物等検査により、航	X - R A Y のモニタ一映像等による判別要領			3 0
		空の危険を生じさせるおそれの ある物件を発見し、それが航空 機内へ持ち込まれることを防止	接触検査での凶器が隠ぺいされている場合の発見要領	•		10		空の危険を生じさせるおそれの ある物件を発見し、それが航空 機内へ持ち込まれることを防止	HMDによる接触検査での航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発見要領			1 0
		仮内へ持ち込まれることを防止 する高度に専門的な能力	開披検査での凶器が隠ぺいされている場合の発見要領			10		機内へ持ち込まれることを防止 する専門的な能力	開披検査による航空の危険を生じさせるおそれのある物件の発 見要領			1 0
		手荷物等検査の手順の管理、作 業環境の整備その他空港保安警 備業務の能率的かつ安全な実施	検査業務報告書の作成	. 2		10						
		に必要な業務の管理を行う高度 に専門的な能力	検査機器管理簿の作成	_		10						
		航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し	通報連絡の指揮要領					航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し	警察機関等への連絡の重要性			
		た場合における警察機関その他 の関係機関への連絡を行うため	追加連絡要領	_				た場合における警察機関その他 の関係機関への連絡を行うため	警察機関等への連絡の系統			
		必要な事項に関する高度に専門 的な知識		•				必要な事項に関する専門的な知識	警察機関等への連絡要領	1		
		航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し た場合における乗客等の避難等 の措置並びに当該物件の処理及	避難誘導の指揮要領	 				航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し た場合における乗客等の避難等 の措置並びに当該物件の処理及	避難誘導の意義及び基本的事項			
		び当該不審者の監視を行うため 必要な事項に関する高度に専門 的な知識	爆発物等処理要領の指導方法	1	3 (15)		学科	び当該不審者の監視を行うため 必要な事項に関する専門的な知	爆発物等処理要領	1	3 (15)	
			警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否		(15)				警戒棒の取扱い		(15)	
		護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的	警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否					護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な知識	警戒杖の取扱い			
航空の危険を		な知識	非金属製の楯の管理、応用操作及び取扱いの適否					SOUTH STORY	非金属製の楯の取扱い			
生じさせるお それのある物 件及び不審者			徒手の護身術(応用)						徒手の護身術 (基本)			
を発見した場 合における応		その他応急の措置を行うため必	救急法					その他応急の措置を行うために	消火器の機能及び使用方法 	-		
急の措置に関すること。		要な事項に関する高度に専門的 な知識						必要な事項に関する専門的な知 識	秋ぶぶの息銭と里安は 負傷者等の応急手当の概要			
		航空の危険を生じさせるおそれ のある物件を及び不審者を発見し た場合における警察機関その他 の関係機関への連絡を行う高度 に専門的な能力	各種事業発生時における通報の実施			5		航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し た場合における警察機関その他 の関係機関への連絡を行う専門 的な能力	雲察機関等への連絡要領			5
	実技	航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し た場合における乗客等の避難等 の措置並びに当該物件の処理及 び当該不審者の監視を行う高度 に専門的な能力	凶器等所持者の警察官への引継ぎの実施	1	5	実技	航空の危険を生じさせるおそれ のある物件及び不審者を発見し た場合における乗客等の避難等 の措置並びに当該物件の処理及 び当該不審者の監視を行う専門 的な能力	航空の危険を生じさせるおそれのある物件の処理要領	1		5	
		護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する高度に専門的 な能力	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の応用操作要領 徒手の護身術 (応用)			5		護身用具の使用方法その他の護 身の方法に関する専門的な能力	警戒棒、警戒杖及び非金属製の楯の基本操作要領 徒手の護身術(基本)]		5
		その他応急の措置を行う高度に 専門的な能力	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の応急措置要領			5		その他応急の措置を行う専門的 な能力	心肺蘇生用模擬人体模型等による負傷者等の意識確認要領			5

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる講習事項の具体的内容(施設警備業務(1級・2級))

科目			1級				l		2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
			營備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、 第16条、第17条、第18条、第21条)						營備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、 第16条、第17条、第18条)			
			憲法(人権保険の意味、警備業務の実施に当たって留意す べき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有。自 由・権利の保持の責任と濫用の防止、個人の尊重、集会・ 結本表現の自由、通信の秘密、動労者の団結権、団体交 渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する 保障、抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)						憲法(基本的人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識	刑法(罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事由、 暴行罪、傷害罪、逮捕・監禁罪、脅迫罪、強要罪、窃盗 罪、強盗罪、横領罪等)					法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識	刑法(正当防衛、緊急避難及び窃盗並びに住居侵入につい ての概略的知識)			
			刑事訴訟法の現行氾逮捕についての全般的知識(現行犯逮 一般人の現行犯逮捕に伴う実力行使の限界、犯人の所 持している凶器、ぞう物等に対する措置、犯人逮捕のため の住居等への立入り、現行犯人の引渡し等)						刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識(現行犯逮捕、現行犯人の引渡し等)			
法令に関する こと。	学科		警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての 一般的知識)	1	3 (15)		学科		警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置についての 概略的知識)	1	4 (20)	
			選失物法の全般についての知識(遺失物法の趣旨、用語の 定義、拾得者の義務、施設における拾得の場合の特則、費 用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等)						遺失物法の拾得者の措置等についての概略的知識(遺失物 法の趣旨、用語の定義、拾得者の義務、施設占有者の義 務、施設占有者による書面の交付、特例施設占有者の義 務、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等)			
			消防法の全般についての知識 (防火管理者、消防計画等) 銃砲刀剣類所持等取締法の全般についての知識 (銃砲刀剣 類の所持の禁止、刃体の長さが6 センチメートルをこえる						清防法の火災発生時の措置等についての概略的知識(火災 発見者の通報義務、応急消火等及びその協力の義務等、火 災現場にある者に対する消防作業従事命令等)			
		消防法、銃砲刀剣類所持等取締法 その他施設警備業務の実施に必要 な法令に関する高度に専門的な知	刃物の携帯の禁止、所持の態様についての制限等) 					消防法、銃砲刀剣類所持等取締法 その他施設警備業務の実施に必要				
		(は広节に関する両及に等门的なA) 識	軽犯罪法の全般についての知識(第1条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第3号、同条第3号、同条第3号、同条第3号、同条第3と号等)					な法令に関する専門的な知識	鉄砲刃刺類所持等取締法の銃砲刃刺類等についての概略的 知識 (銃砲刃刺類の所持の禁止、刃体の長さが6センチ メートルをこえる刃物の携帯の禁止等)			
			施設警備業務の形態						軽犯罪法の概略的知識(第1条第1号、同条第2号、同条 第3号、同条第8号、同条第9号、同条第13号、同条第 32号等) 警備業務の意義と重要性			
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識	施設警備業務の実施と基本的人権					警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識	施設警備業務の意義と重要性			
				1	3 (15)				警備業法第15条 警備員の使命と心構え	1	2 (10)	
		警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識	施設警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点					警備員の資質の向上に関する専門 的な知識	警備員の指導及び教育に関する制度の概要(第21条、第 22条、第23条) 礼式と基本動作			
		人又は車両等の出人の管理(以下 「出入管理」という。)の方法に 関する高度に専門的な知識	物品搬送許可書等を使用した出入管理の方法 車両の出入管理と事故の防止 爆発物等に対する予防に関する知識 隠匿物件の発見要領					出入管理の方法に関する専門的な 知識	基本的な報告要領 出入管理の目的と重要性 鍵と錠の基礎知識			
		巡回の方法に関する高度に専門的	重要施設における巡回実施要領				学科	ツロのオンに明まて専門からの途	車両の出入管理要領 出入管理による不審物件の発見要領 返回の目的と重要性			
	学科	な知識 	不審な物件又は不審者発見の着眼点 総合管理システムの機能及び使用方法 非常用放送設備の機能及び使用方法	2	6 (30)			巡回の方法に関する専門的な知識	返回における着眼点及び留意点 携帯用無線装置の機能と操作要領 施設警備業務用機器の種類と管理方法 火災の基礎知識	3	7 (35)	
		携帯用無線装置、金属探知機、侵 入検知装置、遠隔監視装置その他 施設警備業務を実施するために使 用する機器(以下「施設警備業務 用機器」という。)に関する高度 に専門的な知識						施設警備業務用機器に関する専門 的な知識	用防用設備の基礎知識 消火器の機能及び使用方法 屋内消火栓の基礎知識			
警備業務の実 施に関するこ と。									非常放送設備の基礎知識 携帯用金属探知機の機能と使用方法 自動火災報知設備の構成と管理方法			
		高度に専門的な知識	総合管理システム、非常用放送設備の誤作動の原因の解明					施設警備業務用機器の故障又は不 調の場合にとるべき措置に関する 専門的な知識	施設警備業務用機器の故障又は不調の場合に取るべき措置			
		警備業務対象施設の構造、周囲の 状況その他施設警備業務の実施に 必要な事情に関する事前調査を的 確に行うため必要な事項に関する 高度に専門的な知識	事前調査の意義と重要性 事前調査実施上の留意事項									
		出入管理及び巡回の方法並びに施 設警備業務用機器の使用の管理そ	警備計画書及び警備指令書の作成要領	2	1 (5)							
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	出入管理を行う高度に専門的な能 カ	携帯型金属探知機による隠匿物件の発見要領 エックス線透視装置による不審物件の判別			15		出入管理を行う専門的な能力	手荷物開披検査及び携帯用金属探知機を使用した出入管理 要領			2 0
		巡回を行う高度に専門的な能力	重要施設における巡回実施要領 不審な物件又は不審者発見の着眼点	2		1 5	実技	巡回を行う専門的な能力	ビデオ映像等による巡回実施上の着眼点及び留意事項	3		2 0
	実技	施設警備業務用機器を操作する高度に専門的な能力	総合管理システムの機能及び使用方法 非常用放送設備の機能及び使用方法			1 5		施設警備業務用機器を操作する専門的な能力	自動火災報知機の操作要領			1 5
		警備業務対象施設の構造、周囲の	総合管理システムの機器の部分遮断、自動システムの手動 切替え			5		施設警備業務用機器の故障又は不 調の場合にとるべき措置を行う専 門的な能力	自動火災報知設備の故障又は不調の原因解明			5
		状況その他施設警備業務の実施に 必要な事情を勘案して、当該業務 を能率的かつ安全な実施に必要な 業務の管理を行う高度に専門的な 能力	警備計画書及び警備指令書の作成要領 (警備員の配置計画 等)	2		1 5						

科目			1 載						2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	請習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
		不審者又は不審な物件を発見した 場合にとるべき措置に関する高度 に専門的な知識	脅迫電話(爆破予告)等の対処要領 爆発物発見時の措置 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定					不審者又は不審な物件を発見した 場合にとるべき措置に関する専門 的な知識	不審者又は不審物を発見した場合の措置 脅迫電話を受けた場合の措置			
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する高度に専門 的な知識	事故の発生後の指揮命令 警察関係機関等への追加連絡要領					事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する専門的な知 遊	※疫機関策。の連絡亜領			
		事故の発生時における負傷者の救	負傷者観察上の着眼点(出血、意識、顔色、呼吸、脈拍、 瞳孔等) 火災発生時における避難誘導の実施要領	1	7		学科	事故の発生時における負傷者の教 護及び警備業務対象施設における 危険の防止のための措置を行うた め必要な事項に関する専門的な知 護	負傷者等の応急手当の概要	2	7	
警備業務対象		護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な知 護	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒杖の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の機の管理、応用操作及び取扱いの適否		(35)			護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識	避難誘導の措置及び留意点 雲戒棒の取扱い 霊戒杖の取扱い 非金属製の棚の取扱い		(35)	
施設の破壊等生の破壊等生したるに関する。 を関するでは、 を関する。 と。		その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識	使手の獲身術(応用) 群集心理の態格と適切な対応 火災発生時の対処要領(屋内消火栓の使用要領、消防隊へ の引継ぎ)					その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する専門的な知識	徒手の護身術(基本) 火災発生時の対処要領 事故等の発生時における心構え 現場保存の意義及び実施上の留意点			
		不審者又は不審な物件を発見した 場合にとるべき措置を行う高度に 専門的な能力	爆発物発見時の措置要領 不審物件を発見した場合の立入制限区域の設定			1 0		不審者又は不審な物件を発見した 場合にとるべき措置を行う専門的 な能力	警察官への引継ぎ 不審者又は不審な物件を発見した場合の措置要領			1 0
		事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力	警察関係機関等への追加連絡要領	1		1 0		事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行う専門的な能力				10
	実技	厄峡の防止のための指画を行う高 度に専門的な能力	弁市市川 以近欧洲で、			5	実技	事故の発生時における負傷者の教護及び警備業務対象施設における 危険の防止のための措置を行う専 門的な能力	負傷者の搬送要領	2		5
		護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力	徒手の護身術(応用)			5		護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力	警戒棒、警戒丈及び非金属製の楯の基本操作要領 徒手の護身術(基本)			1 0
		その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力	屋内消火栓の使用方法			5		その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力	火災発生時における自動火災報知設備による館内放送要領			5

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる講習事項の具体的内容(雑踏警備業務(1級・2級))

科目			1級				T			2衞			
(警備員等の 検定等に関す る規則)		講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 点)	(70)		講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
			警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条、第21 条)							警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条)			
			憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と窓用の防 、個人の事業、集会・結社・表現の自由、適種 の秘密、動労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保険、裁判を受ける権利、逮捕に対すを保険、 押留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)							憲法(基本的人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識	刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、窃盗罪、強盗罪等)						法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知 識)			
			刑事訴訟法の現行犯逮捕についての全般的知識 (現行犯逮捕、一般人の現行犯逮捕に伴う実力行 使の限界、犯人の所持している凶器、ぞう物等に 対する措置、犯人逮捕のための住居等への立入 り、現行犯人の引渡し等)							刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識 (現行犯逮捕、現行犯人の引渡し等)			
法令に関する こと。	学科		警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての一般的知識)	1	5 (25))	,	学科		警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置に ついての概略的知識)	1	4 (20)	
			遺失物法の全般についての知識(遺失物法の趣旨、用語の定義、拾得者の義務、施設における拾得の場合の特別、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等)							遠失物法の拾得者の措置等についての概略的知識 (道失物法の趣旨、用語の定義、拾得者の義殊、 能設占有者の義殊、能設占有者による書面の交 付、特例施設占有者の義殊、費用及び報労金に関 する権利義務、物件の帰属等)			
			道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第35条、第36条、第37条、第38条の2、第40条、第41条の2、第40条、第4条、第76条、第7条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4条、第4							道路交通法 (第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条。第13条。02、第14条、第17条、第25条。第25条。2、第26条02、第35条、第36条、第37条、第38条。740条、第41条02、第43条、第44条、第45条、第76条、第77条)			
			軽犯罪法の全般についての知識(第1条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第8号、同条第9号、同条第13号、同条第12号等)							軽犯罪法の概略的知識(第1条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第8号、同条第9号、同条第 第13号、同条第32号等)			
			民法 (善管注意義務、債務不履行による損害賠 債、不法行為による損害賠債) 雑路警備業務の形態				_			警備業務の意義と重要性			Ш
			がwww.##*********************************						警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識				
			雑路警備業務検定 1 級合格者の役割	1	2 (10))					1	2 (10)	
		警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識	1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点						警備員の資質の向上に関する専門 的な知識	警備員の指導及び教育に関する制度の概要 (第2 1条、第22条、第23条) 礼式と基本動作			
	学科	ロープその他の雑踏警備業務を実 施するために使用する各種資機材	群集動線の決定要素 群集の誘導、停止及び分断の方法 群集圧力の抑制の方法	. 2	5 (2.5))	:	学科	雑踏警備業務用資機材の使用方法 に関する専門的な知識	祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴 祭礼、花火大会等行事の態様別の警備形態の特徴 規制広報の重要性及び実施上の留意事項 群集の整列の方法	3	6 (30)	
警備業務の実 施に関するこ			緊急の場合の動線の確保	1									
た。		人の誘導その他の雑踏の整理を行 うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識	群集心理の理論と過去の事故事例						人の誘導その他の雑踏の整理を行 うため必要な事項に関する専門的 な知識				
		雑踏警備業務を実施する場所の広 さ、その周囲における道路及び交 を通の状況その他の事情に関する事 前調査を的確に行うため必要な事 項に関する高度に専門的な知識	実地踏査実施上の留意事項	2	1 (5)								
			警備計画書及び警備指令書の作成要領 不測の事態を予測した対応要領										
		雑踏警備業務用資機材を使用して 雑踏の整理を行う高度に専門的な 能力	群衆密度の変化に応じた群衆動縁の切替え 群衆密度の変化に応じた規制の方法 ローブ等を使用した緊急時の規制の方法	2		2	0		雑踏警備業務用資機材を使用して 雑踏の整理を行う専門的な能力	緊急時の人による群集の規制要領 群集の整列の実施要領	3		3 5
	実技	雑路警備業務を実施する場所の広 さ、その周囲における道路及び交 通の状況その他の事情を勘案し て、雑誌警備業務の効率的かつつ安 全な実施に必要な業務の管理を行 う高度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領 (警備員の	2		4		実技					

科目			1 数						2 徽			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数(画 点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
人場傷器するる故場応等のした必要を与いた。 はおけずるは、 はないない。 しないない。 しないない。 はないないない。 はないないないない。 はないないないない。 はないないないないない。 はないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないない。 はないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	学科	護身用臭の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な知 が表する。 その他事故の発生時における応急 でも高度に専門的な知識 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	警備本部への追加連絡要領 死傷者多数の事故を想定した模擬訓練実施方法 不測の事態の場合の警備員の配置転換の判断 折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領 警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術(応用) 事故発生時の指揮及び警備員の統制要領 パニックを起こさせない誘導広報要領	1	7 (35)		学科	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識 その他事故の発生時における広急	警備本部への連絡要領 事故発生時の二次災害防止要領	2	8 (40)	
急 が 急すること。	実技	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力 事故の発生時における負傷者の救護を行う高度に専門的な能力 護を行う高度に専門的な能力 護力法に関する高度に専門的な能力 の方法に関する高度に専門的な能力	折りたたみ式車椅子による負傷者の搬送要領	1		10	実担		警備本部への連絡要領 三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領 置成棒の基本操作要領 徒手の護身術(基本) 緊急車両の誘導路確保のための広報要領 不法又は会場管理規程等に違反する行為を認めた 場合の発止広報要領	2		10

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる講習事項の具体的内容(交通誘導警備業務(1級・2級))

科目			1級					(交通誘導管備業務(1級 ·	2 級			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
			警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14 条、第16条、第17条、第18条、第21条)						營備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第14条、第16条、第17条、第18条)			
			憲法 (人権保障の意味、警備業務の実施に当たって留意 すべき権利及び自由、国民の要件、基本的人権の享有。 自由・権利の保持の責任と第日の防止、個人の尊重、集 会・結社・表現の自由、通信の秘密、動労者の団結権。 団体交渉権、法定手続の保障、裁判を受ける権利、逮捕 に対する保障、即留及び拘禁に対する保障、住居の不可 侵等)						憲法(基本的人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識	刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻却事					法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知識)			
法令に関する こと。	学科		刑事訴訟法の現行迅速捕についての全般的知識(現行犯 速度、一般人の現行迅速捕に伴う実力行使の限界、犯人 使の所持している凶器、ぞう物等に対する措置、犯人速捕 のための住居等への立入り、現行犯人の引渡し等)	1	5		学科		刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識(現行犯 逮捕、現行犯人の引渡し等)	1	4	
د کی			警察官職務執行法(警察官による避難等の措置について の知識)		(25)				警察官職務執行法 (警察官による避難等の措置について の概略的知識) 遺失物法の拾得者の措置等についての概略的知識 (遺失		(20)	
			遺失物法の全般についての知識(遺失物法の趣旨、用語 の定義、拾得者の義務、施設における拾得の場合の特 則、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等)						物法の趣旨、用語の定義、拾得者の義務、施設占有者の 義務、施設占有者による書面の交付、特例施設占有者の 義務、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属 等)			
		道路交通法その他交通誘導警備業 務の実施に必要な法令に関する高 度に専門的な知識	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第12条、第13条、第13条、第13条の2、第14条、第17条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第40条、第41条の2、第43条、第44条、第45条、第76条のほか、緊急自動車の要件等についての知識					道路交通法その他交通誘導警備業 務の実施に必要な法令に関する専 門的な知識	道路交通法(第1条、第2条、第10条、第11条、第 12条、第13条、第13条の2、第14条、第17 条、第25条、第25条の2、第26条の2、第35 条、第36条、第37条、第38条、第38条の2、第 40条、第41条の2、第43条、第44条、第45 条、第76条)			
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識	交通誘導警備業務の影態 交通誘導警備業務の棄施と基本的人権					警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識	警備業法第15条			
		警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識	交通誘導警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備負指導教育責任者との関係 部下指導上の留意点	1	2 (10)			警備員の資質の向上に関する専門 的な知識		1	2 (10)	
							学科		礼式と基本動作			
		さく、赤色灯その他の交通誘導業 務を実施するために使用する各種 資機材(以下「交通誘導警備業務 用資機材」という。)の機能、使 用方法及び管理方法に関する高度 に専門的な知識	交通誘導業務用資機材の管理方法 現場情勢の変化に即した交通誘導業務用資機材の配置				- 1-1-1	交通誘導警備業務用資機材の機能、使用方法及び管理方法に関する専門的な知識	交通誘導警備業務用資機材の種類、機能及び使用方法 			
	学科	人又は車両に対する合図の方法そ の他の人又は車両の誘導を行うた め必要な事項に関する高度に専門 的な知識	交差点付近における交通誘導要領 交互通行における交通誘導要領 緊急車両等接近通過時の留意点 拡声器による交通誘導要領 交通誘導現場の指揮要領	2	4 (20)			人又は車両に対する合図の方法そ の他の人又は車両の誘導を行うた め必要な事項に関する専門的な知 譲	合図宝施のための位置の選定	3	8 (40)	
		交通誘導警備業務を実施する場所	事前調査の意義						- 子がののVII/(下) MIXE() 4(1001) 6人種的サ			T
警備業務の実 施に関するこ と。		に係る道路及び交通の状況、その 周囲における交通の規制の状況を の他の事情に関する事前調査を 値に行うため必要な事項に関する 高度に専門的な知識	交通量及び道路状況等の事前調査実施上の留意点		2							
		その他交通誘導警備業務を能率的 かつ安全に実施し、及び当該業務 を実施することが交通の妨害とな らないようにするため必要な業務 の管理の方法に関する高度に専門 的な知識	交通誘導警備業務用資機材の配置要領	2	(10)							
		交通誘導警備業務用資機材を使用 して人又は車両の誘導を行う高度 に専門的な能力	交通誘導現場に応じた交通誘導用資機材の選定			20		交通誘導警備業務用資機材を使用 して人又は車両の誘導を行う専門 的な能力	小旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 誘導灯を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導 大旗を使用した徐行、停止、進行及び幅寄せの誘導			2 0
	- 人方行 交に周の警しがるためでは 実装 交に周の警しがるためである。		交互通行規制に従事する警備員に対する指揮要領	2		}	実技		その他交通誘導警備業務用資機材の使用方法 	3		
		人又は車両に対する合図その他の 方法により、人又は車両の誘導を 行う高度に専門的な能力				20		人又は車両に対する合図その他の 方法により、人又は車両の誘導を 行う専門的な能力	警笛及び素手の合図による車両の後進誘導要領 合図の基本動作			3 0
		交通誘導警備業務を実施する場所 に係る道路及び交通の状況、その 周囲における交通の規制の状況、その の他の事情を勘案して交通の実施 は、及び当該業務を実施すること が交通の妨害なるなないようで が交通の妨害をならないよう を あるの要な業務の管理を行う高 度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画 等)	2		20						

科目			1 級						2 骸			\Box
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する高度に専門 的な知識						事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する専門的な知識				
		事故の発生時における負傷者の救護及び道路における危険の防止の ための措置を行うため必要な事項 に関する高度に専門的な知識	負傷者観察上の着眼点と応急手当実施上の留意点 事故の現場における迂回路等への交通誘導要領					事故の発生時における負傷者の救 護及び道路における危険の防止の ための措置を行うため必要な事項 に関する専門的な知識	救急法の意義と重要性 負傷者等の搬送要領及び応急手当の概要 交通誘導資機材を使用した道路における危険防止措置要 領		,	
	学科		警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 徒手の護身術(応用)	- · 1 - · · ·	7 (35)		学科	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識	警戒棒の取扱い 徒手の護身術 (基本)	2	6 (30)	
工事現場は 本事現場は は は は は は は は は は は は は は		その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関	群集心理の態様と適切な対応 拡声器による広報要領					その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関	消火器の機能及び使用方法 避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点			
した場合に指 ける応急の措 置に関すること。		する高度に専門的な知識						7 W -97 I 3 H 3 - 00 7 M II IN	警察官への引継ぎ 事故の発生時における二次災害の防止要領			
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高 度に専門的な能力				10		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う専 門的な能力	警察機関等への連絡要領			2 0
	実技	ための措置を行う高度に専門的な	事故の現場における迂回路等への交通誘導要領	1		10	実技	事故の発生時における負傷者の救 護及び道路における危険の防止の ための措置を行う専門的な能力	三角巾使用の止血要領 負傷者の搬送要領	2		10
			徒手の護身術(応用)			10			警戒棒の基本操作要領 徒手の護身術 (基本)			10
		その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力	拡声器による避難誘導要領			10		その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力	交通事故の発生時における二次災害の防止要領			1 0

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる講習事項の具体的内容(核燃料物質等危険物運搬警備業務(1級・2級))

(言偏貝寺の 食定等に関す	講習区分	講習事項	1 妻 具体的細目	講習時間	学科	実技	講習区分	講習事項	2 妻 具体的細目	講習時間	学科	実
る規則)		stry law 're' - erd	警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第	時間	出題数	配点		say tua 'ye' ye'i		時間	出題数 (配点)	Ē
			1 4条、第16条、第17条、第18条、第21条) 条) 						整備業法 (第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条)			
			て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と影用の防止、 低人の尊重、集会・結社・表現の自由、運信 の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障、 抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)						憲法(基本的人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識	刑事訴訟法の現行犯逮捕についての全般的知識					法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識	刑法(正当防衛、緊急避難についての概略的知 識)			
			(現行犯逮捕、一般人の現行犯逮捕に伴う実力行 使の限界、犯人の所持している凶器、ぞう物等に 対する措置、犯人逮捕のための住居等への立入 り、現行犯人の引渡し等)						刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識 (現行犯逮捕、現行犯人の引渡し等)			
			警察官職務執行法(警察官による避難等の措置についての一般的知識) 道失物法の全般についての知識(道失物法の趣旨、用語の定義、拾得者の義務、施設における拾						警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に ついての概略的知識) 遺失物法の拾得者の措置等についての概略的知識 (遺失物法の趣旨、用語の定義、拾得者の義務、			
±令に関する こと。	学科		得の場合の特則、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等) ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の運搬届出等についての一般的知識(核燃	1	4 (20)		学科		施設占有者の義務、施設占有者による書面の交付、特例施設占有者の義務、費用及び報労金に関する権利義務、物件の帰属等) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の連搬掘出等についての概略的知識(核燃	1	4 (20)	
			海 (() () () () () () () () ()						製物質等の建築機能は等けた。 道路運送車両法(放射性物質等を積載する車両に ついての概略的知識)			
			原子力基本法の全般についての知識(基本方針、 核燃料物質等の用語の定義等)						道路交通法の交通規制についての概略的知識(第7 2条、第75条の8、第75条の11等)			
		核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律、道路運送 車両法その他核燃料物質等危険物						核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律、道路運送 車両法その他核燃料物質等危険物				
		運搬警備業務の実施に必要な法令 に関する高度に専門的な知識	体の連搬届出等についての一般的知識(特定物質の 連搬届出等) 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及					連搬警備業務の実施に必要な法令 に関する専門的な知識	放射性向近北赤寺による放射線障害の防止に関する法律の運搬届出等についての一般的知識(特定物質の運搬届出等)			
			び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に 関する法律の全般についての知識(目的、用語の定 義、生物剤又は毒素の開発等の基本原則等、禁止 行為等) 消防法の火災発見者の通報義務等についての知識						化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法 律の運搬届出等についての一般的知識(特定物質の 運搬届出等)			
		(火災発見者の通報義務、火災現場にある者に対する消防作業従事命令等) 電波法の運用全般についての一般的知識(目的外使用の禁止等、無線局の運用にあたり免許状の記載に従う義務、混當等の防止、秘密の保護等)						細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及 び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に 関する法律の全般についての知識(目的、用語の定 義、生物剤又は毒素の開発等の基本原則等、禁止 行為等)				
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識	核燃料物質等危険物運搬警備業務の形態 核燃料物質等危険物運搬警備業務の実施と基本的 人権					警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識	警備業務の意義と重要性 核燃料物質等危険物運搬警備業務の意義と重要性			
		REJ JOSE 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	核燃料物質等危険物運搬警備業務検定 1 級合格者	1	2 (1 0)		学科	9-1 1077-6 AHSIK	整備業法第15条 整備員の使命と心構え	1	2 (10)	
			の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 部下指導上の留意事項					警備員の資質の向上に関する専門 的な知識	整備員の指導及び教育に関する制度の概要 (第2 1条、第22条、第23条)		(10)	
			放射線による被爆の態様						礼式と基本動作 放射線の基本的な知識と放射線防護の原則			-
		核燃料物質等危険物の性質に関す る高度に専門的な知識	原子炉の種類と仕組等原子力の基礎的知識 プルトニウム、MOX燃料、高濃縮ウラン燃料等 の性質		,			核燃料物質等危険物の性質に関す る専門的な知識	原子の構造とウラン核分裂の仕組み 核燃料物資等危険物に関する基本的知識 化学兵器及び毒性物質に関する基本的知識		2	
			スケルチ回路、受信メリットその他車載用無線機 及び携帯用無線機操作上の留意点 A型、L型、BM型、及びBU型容器の構造と運 搬方法	1	(5)			核燃料物質等危険物の運搬に使用	車両の構造と各部の機能	1	(10)	
		する車両の装置及び核燃料物質等 危険物を封入した容器等の構造に 関する高度に専門的な知識	搬方法					する車両の装置及び核燃料物質等 危険物を封入した容器等の構造に 関する専門的な知識	車載用無線機及び携帯用無線機の構造及び機能			
			走行中の異常の発見方法				-		運搬容器の種類と運搬方法 運搬前の車両の点検			
警備業務の実 施に関するこ と。	学科	細の原因並びにその対策に関する	車両が故障した場合の応急措置要領 車両の休憩地における点検要領				学科	伴走に使用する車両の故障及び不 調の原因並びにその対策に関する 専門的な知識	車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換要領 車載用無線機の点検 携帯用無線機の点検			
			運搬経路の把握と維持						各警備業務用車両の役割及び各車両内における警 備員の役割分担			
		車両による伴走を行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知識	トンネルの安全通過要領		5			車両による伴走を行うため必要な 事項に関する専門的な知識	的確な車間距離と車線の変更要領 隊列離脱時の報告	_		
				1	(25)				安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導方法	2	5 (25)	
		運搬中における周囲の見張りを行 うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識	警察官に停車を命ぜられた場合の対応 各警備用車両間の無線通信要領 積載車両の緊急停止時における措置要領					運搬中における周囲の見張りを行 うため必要な事項に関する専門的 な知識	特異な情報の発見方法 駐車場所及び運航中における警戒要領			
		運搬中において、当該警備業務の 実施に関し指令業務を行う者その 他の関係者(以下「指令業務担当 者等」という。)への連絡を行う ために必要な事項に関する高度に		1				運搬中において、指令業務担当者 等への連絡を行うため必要な事項 に関する専門的な知識				
		専門的な知識 核燃料物質等危険物の運搬の経路 に係る道路の構造。道路における							定所連絡及び定時連絡の要領			
		及物運搬警備業務の実施に必要な 事情に関する事前調査を的確に行 うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識	運搬経路の事前調査実施上の留意点 調査日時選定上の留意点	2	2 (10)							
		備業務の効率的かつ安全な実施に	運搬警備計画書及び警備指令書の作成要領 警備用車両及び資機材の配置要領 警備員の配置要領									

科目			1數				1			2数	,		
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題製		区	習分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数	実技配点
UNIKI)		伴走に使用する車両の点検及び修 理を行う高度に専門的な能力	車両の休憩地における点検要領		(配点)	1 0	-		伴走に使用する車両の点検及び修 理を行う専門的な能力	車載用無線機の点検要領		(配点)	1 0
		運搬中における周囲の見張りを行	警備用車両間の無線通信要領	2		1.0	=	技	運搬中における周囲の見張りを行 う専門的な能力	VTR映像等による駐車場所及び運行中における 警戒要領	3		2.0
警備業務の実 施に関するこ と	実技	う高度に専門的な能力 運搬中における指令業務担当者等 への連絡を行う高度に専門的な能力	警察官に停車を命ぜられた場合の対応 掲載車両の緊急停止時における適切な警備員の配 選等による実現要領 計画が変更された場合の指置及び指令業務担当者 への無終連続			10			っ専門的な能力 運搬中における指令業務担当者等への連絡を行う専門的な能力	定所連絡及び定時連絡の要領			1 0
		核燃料物質等危険物の運搬の経路 に係る道路の構造、道路における 交通の状況を他性機料物質等危 除物運搬響備業務の実施に必要な 事情を勘案して、当該要な事務の 的つ安全な実施に必要な 関連を行う高度に専門的な能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領(警備員の配置計画等)	2		20)						
	l	サーベイメーター、フィルムバッ	GMサーベイメーターの管理方法				t			放射線量測定用機械器具の種類と原理			+
		ジ、ボケット線量計その他の放射 線量の測定に使用する機械器具 (以下「放射線量測定用機械器 具」という。)の構造、機能、操	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要領						放射線量測定用機械器具の構造、 機能、操作方法及び管理方法に関 する専門的な知識	ガラスパッジの構造、機能、操作方法及び管理方 法			
		作方法及び管理方法に関する高度 に専門的な知識	the transfer of the transfer o							GMサーベイメーターの構造、機能及び操作方法			
	- ロ事等る止使度 - 事のめ	ロープ、消火器、吸収材その他の 事故の発生時における放射線障害 等の災害を防止するために使用す る資機材(以下「放射線障害等防	積載車両の緊急停止時における資機材の活用及び 配置要領 資機材の管理方法						放射線障害等防止用資機材の機 能 体田方法及び管刊方法に関す	ローブ及び吸収剤等の使用方法 消火器の機能、使用方法及び管理方法			
		止用資機材」という。)の機能、 使用方法及び管理方法に関する高 度に専門的な知識							能、使用方法及び管理方法に関す る専門的な知識	拡声器の機能、使用方法及び管理方法 			
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する高度に専門 的な知識	基地局等への無線連絡要領 原子力の安全対策に関する機関への連絡	1	6 (30))	学	科	事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する専門的な知		2	7 (35)	
			警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否 警戒柱の管理、応用操作及び取扱いの適否						職 護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識	警察機関等への連絡要領 警戒棒の取扱い 警戒材の取扱い 非金属製の棚の取扱い			
核燃料物質等 危険物に係る 盗難等の事故 が発生した場 合における応			徒手の護身術 (応用) 負傷者観察上の着眼点と応急手当の要領 立入制限区域の広報要領							徒手の護身術 (基本) 救急法の意義と重要性 負傷者等の応急手当の概要			
急の措置に関 すること。		その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識	群集心理の態様と適切な対応						その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する専門的な知識	現場保存の意義及び実施上の留意点			
		放射線量測定用機械器具の点検及 び修理を行う高度に専門的な能力	GMサーベイメーターによる放射線源の特定要領						放射線量測定用機械器具の点検及 び修理を行う専門的な能力	警察官への引継ぎ GMサーベイメーターの点検と零点補正及び電池 の交換要領			
			GMサーベイメーターによる空間線量率等の測定 要領			1 0)			~~~			1 (
	実技 事の	放射線障害等防止用資機材の点検 を行う高度に専門的な能力	機載車両の緊急停止時における資機材の活用及び 配置要領			1 0			放射線障害等防止用資機材の点検 を行う専門的な能力	消火器の点検要領			-
		か射線障害等防止用資機材を使用 する高度に専門的な能力	警戒区域設定の方法 拡声器による広報要領	1		1 0	実	技	放射線障害等防止用資機材を使用 する専門的な能力	ローブ等を使用した警戒区域の設定要領	2		1 (
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高 度に専門的な能力	基地局等への無線連絡要領			1 0			事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う専 門的な能力	基地局への連絡要領			2
		護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な能 カ	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術 (応用)			5			護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力	警戒棒及び警戒杖の基本操作要領 徒手の護身術 (基本)			1 (
		その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力	拡声器による立入制限区域等の広報要領			5			その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力	拡声器による避難誘導要領			1

検定規則別表第三及び同別表第四の第四欄に掲げる講習事項の具体的内容(貴重品運搬警備業務(1級・2級))

科目			1 級						2最			
(警備員等の 検定等に関す る規則)	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点	講習区分	講習事項	具体的細目	講習時間	学科 出題数 (配点)	実技配点
			習備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条、第21 条)						警備業法(第1条、第2条、第3条、第4条、第 14条、第16条、第17条、第18条)			
			憲法(人権保障の意味、警備業務の実施に当たっ て留意すべき権利及び自由、国民の要件、基本的 人権の享有、自由・権利の保持の責任と選用の通信 、個人の事事、集会・結社・表現の目由、通信 の秘密、勤労者の団結権、団体交渉権、法定手続 の保障、裁判を受ける権利、逮捕に対する保障。 抑留及び拘禁に対する保障、住居の不可侵等)						憲法 (基本的人権についての概略的知識)			
		法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 高度に専門的な知識	刑法 (罪刑法定主義、犯罪の成立要件、違法性阻 却事由、窃盗罪、強盗罪等)	=				法その他警備業務の実施の適正を 確保するため必要な法令に関する 専門的な知識	刑法 (正当防衛、緊急避難についての概略的知 識)	•		
法令に関する こと。	学科		刑事訴訟法の現行犯逮捕についての全般的知識 (現行犯逮捕、一般人の現行犯逮捕に伴う実力行 使の限界、犯人の所持している凶器、ぞう物等に 対する措置、犯人逮捕のための住居等への立入 り、現行犯人の引渡し等)	1	4 (20)		学科		刑事訴訟法の現行犯逮捕についての概略的知識 (現行犯逮捕、現行犯人の引渡し等)	1	4 (20)	
			警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に ついての一般的知識)	<u> </u>					警察官職務執行法(警察官による避難等の措置に ついての概略的知識)			
			遺失物法の全般についての知識(遺失物法の趣 旨、用語の定義、拾得者の義務、施設における拾 得の場合の特別、費用及び報労金に関する権利義 務、物件の帰属等)						選失物法の拾得者の措置等についての概略的知識 (遺失物法の趣官、用語の定義、拾得者の義務、 施設占有者の義務、施設占有者による書面の交 付、特例施設占有者の義務、費用及び報労金に関 する権利義務、物件の帰属等)			
		道路交通法その他貴重品運搬警備 業務の実施に必要な法令に関する	道路交通法の交通規制についての一般的知識 (第 8条、第 4 4条、第 7 2条等) 通路運送車両法 (日常点検についての一般的知	_				道路交通法その他貴重品運搬警備 業務の実施に必要な法令に関する 専門的な知識	道路交通法の交通規制についての概略的知識(第4			
		高度に専門的な知識	議) 電波法の運用についての一般的知識(目的外使用 の禁止等、無線局の運用にあたり免許状の記載に 従う義務、混信等の防止、秘密の保護等)	-				専門的な知識	4宋、弗 / 乙宋寺)			
		警備業務実施の基本原則に関する 高度に専門的な知識	貴重品運搬警備業務の形態 貴重品運搬警備業務の実施と基本的人権	-				警備業務実施の基本原則に関する 専門的な知識	警備業務の意義と重要性 貴重品運搬警備業務の意義と重要性 警備業法第15条			
	黄及的	警備員の資質の向上に関する高度 に専門的な知識	貴重品運搬警備業務検定1級合格者の役割 1級検定合格者と警備員指導教育責任者との関係 郡下指導上の留意点	1	2 (10)			警備員の資質の向上に関する専門 的な知識		1	2 (10)	
									礼式と基本動作			<u> </u>
		貴重品運搬警備業務用車両の装置 及び操作方法に関する高度に専門 的な知識	貴重品運搬警備業務用車両の警報装置及び警報送 信機の操作方法 警報装置及び警報送信機の構造、機能及び操作方法	-				貴重品運搬警備業務用車両の装置 及び操作方法に関する専門的な知 譲	能及び採作力法 車載用無線機及び携帯用無線機の構造、機能及び			
		貴重品運搬警備業務用車両の故障	走行中の異常の発見方法 資重品運搬警備業務用車両が故障した場合の応急 損電器領					貴重品運搬警備業務用車両の故障	操作方法 運行前の車両の点検 車両のタイヤ、ヒューズ、ライト等の交換	- -		
		及び不調の原因並びにその対策に 関する高度に専門的な知識	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等で の点検要領 	_				及び不調の原因並びにその対策に 関する専門的な知識	車載用無線機の点検 			
			運搬経路の把握と維持	-			学科		伴走の方法と警備業務用車両の役割	•		
		本来にして水まとなるともの悪わ	トンネルの安全通過管理	-				ままにして炒まれたこと はり悪わ	 的確な車間距離による伴走			
	学科	車両による伴走を行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知識		2	6			車両による伴走を行うため必要な 事項に関する専門的な知識	車列離脱時の報告	6	7	
٤.				١-	(30)				安全走行に必要な情報 駐車場所における車両の誘導要領		(35)	
		運搬中における周囲の見張りを行	警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領	-				運搬中における周囲の見張りを行	特異な情報の発見方法	•		
		うため必要な事項に関する高度に 専門的な知識						うため必要な事項に関する専門的 な知識	駐車場所及び運行中における警戒要領			
		演奏に係る書番りの語知!に際!	車両の停止位置の選定の方法	1				運搬に係る貴重品の積卸しに際し	貴重品積卸し時の警戒要領			
		建版に係る員里品の慎即しに際し て周囲の見張りを行うため必要な 事項に関する高度に専門的な知識						連版に係る員里品の信却しに除し て周囲の見張りを行うため必要な 事項に関する専門的な知識	貴重品携行時の警戒要領 			
				1					貴重品受領時の注意事項			
			運行計画を変更する場合の指示事項				1		定所連絡及び定時連絡の意義と連絡系統			
		運搬中における指令業務担当者等	積卸しの現場等貴重品運搬警備業務用車両の到着 の報告を受けた場合の確認及び指示すべ事項					運搬中における指令業務担当者等	 定所連絡及び定時連絡の要領			
		への連絡を行うため必要な事項に 関する高度に専門的な知識	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 把握すべき事項					への連絡を行うため必要な事項に 関する専門的な知識		•		
			襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項							•		
		貴重品の運搬の経路に係る道路の	事前調査の意義と重要性									+
		構造、道路における交通の状況そ の他貴重品運搬警備業務の実施に 必要な事情に関する事前調査を的	運搬経路の事前調査実施上の留意点				1					
		必要な事情に関する事前調査を的 確に実施するため必要な事項に関 する高度に専門的な知識	調査日時選定上の留意点	2	2							
	構の必確す - そ的管		数はもに書いて数は化る書のよう事が	- - -	(10)							

科目			1 級						2 級			
/39 th C for -	講習]	学科	実技	護習			I	学科	実技
(警備員等の 検定等に関す る規則)	区分	講習事項	具体的細目	講習時間	出題数 (配点)	配点	区分	講習事項	具体的細目	講習時間	出題数 (配点)	配点
		貴重品運搬警備業務用車両の点検 及び修理を行う高度に専門的な能 カ	警報装置及び警報送信機の操作要領			5		貴重品運搬警備業務用車両の点検 及び修理を行う専門的な能力	車載用無線機の点検要領			1 0
		貴重品運搬警備業務用車両を操作 する高度に専門的な能力	警報装置の非常ボタン、警報セットスイッチ等で の点検要領 警報送信機の点検要領	-		10		貴重品運搬警備業務用車両を操作 する専門的な能力	車載用無線機のスケルチ、ハンドマイク等点検要 領			5
		運搬中における周囲の見張りを行 う高度に専門的な能力	VTR映像等による警察官に停止を命ぜられた場合の周囲の警戒要領	2		10	実技	運搬中における周囲の見張りを行 う専門的な能力	ビデオ映像等による駐車場所及び運行中における 警戒要領	3		20
警備業務の実 施に関するこ	実技	THE STREET	車両の停止位置の選定の方法					TW-778-0-000 - 000	貴重品積卸し時の警戒要領			
٤.		運搬に係る貴重品の積卸しに際し て周囲の見張りを行う高度に専門 的な能力				20		運搬に係る貴重品の積卸しに際し て周囲の見張りを行う専門的な能 カ	貴重品携行時の警戒要領			2 5
			同乗する他の警備員に対する警戒指揮要領						貴重品引き渡し時の警戒要領			
		運搬中における指令業務担当者等 への連絡を行う高度に専門的な能 カ	襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 把握すべき事項 襲撃事件、交通事故等事故の報告を受けた場合の 指令指示事項	-		10		運搬中における指令業務担当者等 への連絡を行う専門的な能力	定所連絡及び定時連絡の要領			1 0
		貴重品の運搬の経路に係る道路の 構造、道路における交通の状況そ の他貴重品運搬警備業務の実施に 必要な事情を勘案し、当該業務 の能率的かつ安全な実施に必要な を表外の管理を行う高度に専門的な 能力	警備計画書又は警備指令書の作成要領	2		20						
		事故の発生時における警察機関その他の関係機関への連絡を行うため必要な事項に関する高度に専門 的な知識	基地局等への連絡要領 指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領 警察機関等への追加連絡要領					事故の発生時における警察機関 の他の関係機関への連絡を行うた め必要な事項に関する専門的な知 議	警察機関等への連絡の重要性 警察機関等への連絡の系統 警察機関等への連絡要領			
		護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な知 論	警戒棒の管理、応用操作及び取扱いの適否の判断 警戒材の管理、応用操作及び取扱いの適否 非金属製の楯の管理及び取扱いの適否					護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な知識	警戒棒の取扱い 警戒杖の取扱い 非金属製の楯の取扱い			
VE MI + o TE	学科	D95.	非亜属級の個の管理及び収扱いの適日 徒手の護身術(応用) 負傷者観察上の着眼点と応急手当ての要領	1	6 (30)		学科		徒手の護身術(基本) 救急法の意義と重要性	2	7 (35)	
運搬中の現 金、貴金属、 有価証券等の 貴重品に係る		その他事故の発生時における応急	良徳日成宗エの治成派と心志テヨとの安原 襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮 要領					スの仙事物の発生性における庁舎	負傷者等の応急手当の概要			
盗難等の事故 が発生した場		での他事成の完生時における心思 の措置を行うため必要な事項に関 する高度に専門的な知識						その他事故の発生時における応急 の措置を行うため必要な事項に関 する専門的な知識	避難誘導の意義及び基本的事項 現場保存の意義及び実施上の留意点			
合における応 急の措置に関 すること。		A POST AND THE STATE OF THE STA) 0 -3-1 11-7-0-14 min	警察官への引継ぎ 襲撃、交通事故等事故の形態別措置要領			
		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う高 度に専門的な能力	指令業務を行う者からの警察機関等への連絡要領			1 0		事故の発生時における警察機関そ の他の関係機関への連絡を行う専 門的な能力				1 0
	実技	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する高度に専門的な能 カ	警戒棒及び警戒杖の応用操作要領 徒手の護身術 (応用)	1		5	実技	護身用具の使用方法その他の護身 の方法に関する専門的な能力	警戒棒及、警戒权及び非金属製の補の基本操作要 鎖 徒手の護身術(基本)	2		1 0
		その他事故の発生時における応急 の措置を行う高度に専門的な能力	襲撃、交通事故等事故の報告を受けた場合の指揮 要領			1 0		その他事故の発生時における応急 の措置を行う専門的な能力	三角巾を使用した止血要領 負傷者の搬送要領			1 0